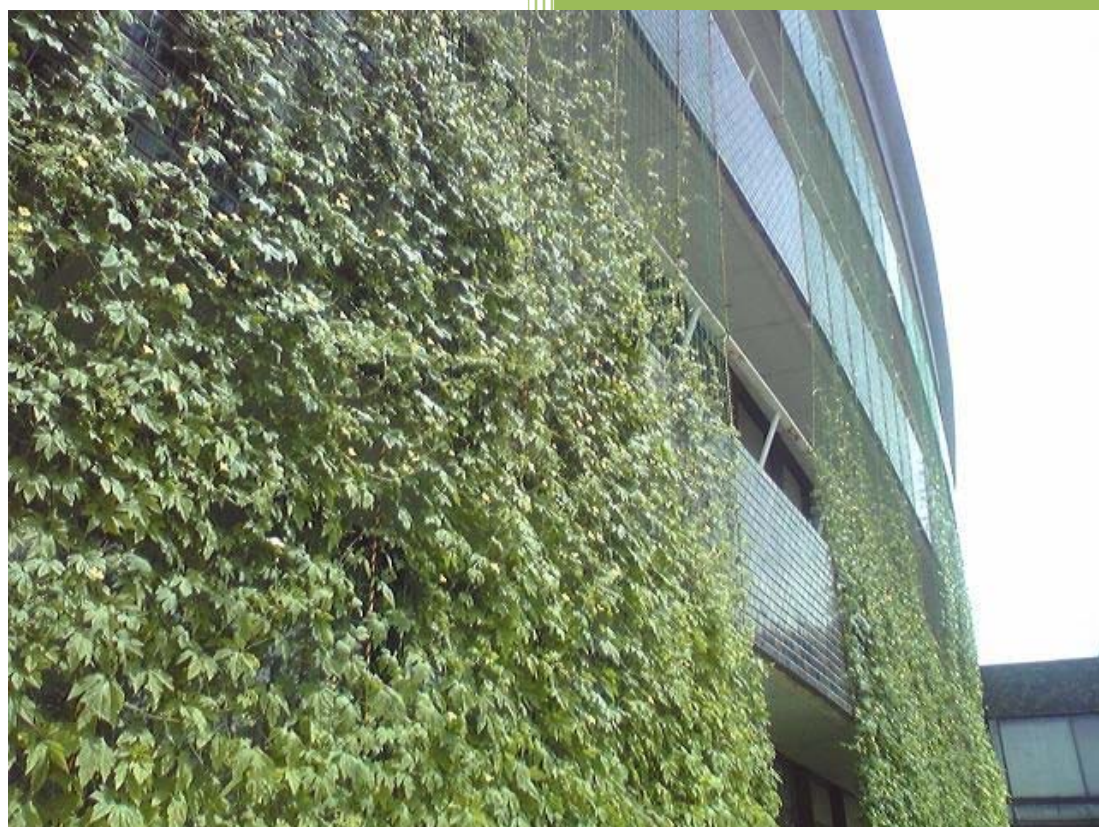


春日部市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)



平成23年12月

春日部市

目 次

第1章	計画策定の背景	
1-1	地球温暖化問題とは	3
1-2	地球温暖化の現状	5
1-3	地球温暖化防止に向けた取組	9
第2章	計画策定の基本的な考え方	
2-1	計画策定の目的	15
2-2	計画の位置づけ	16
2-3	計画の対象とする温室効果ガス	17
2-4	計画の基準年度	17
2-5	計画の目標年度と期間	17
2-6	計画の対象範囲	17
2-7	春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の構成について	18
第3章	春日部市の自然的・社会的特性	
3-1	春日部市の自然的特性	21
3-2	春日部市の社会的特性	24
3-3	市民、事業者の意識と取組	35
第4章	春日部市域における温室効果ガスの排出状況	
4-1	温室効果ガスの排出量の現状	45
4-2	二酸化炭素排出量の現状	46
4-3	部門別の二酸化炭素排出量の推移	49
4-4	主体別の二酸化炭素排出量	55
4-5	二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要	56
4-6	温室効果ガスの排出量の将来推計	57
4-7	森林等による吸収量の取り扱い	59
第5章	計画の目標	
5-1	施策の方向性	63
5-2	基本理念	65
5-3	温室効果ガスの削減目標	66

第6章	各主体の温室効果ガス削減に向けた取組	
6-1	市の施策体系	73
6-2	市民の取組	84
6-3	事業者の取組	86
第7章	重点プロジェクト	
7-1	位置づけとねらい	91
7-2	重点プロジェクト選定・抽出の視点	91
7-3	重点プロジェクトで定める内容	91
7-4	重点プロジェクト	92
7-5	取組主体と期待される二酸化炭素削減量	93
第8章	計画の実効性の確保	
8-1	計画の推進体制	113
8-2	計画の進行管理	115
解説・コラム		
	「実排出量」と「係数固定」	48
	二酸化炭素排出量算定の区分（部門）	50
	二酸化炭素（CO ₂ ）1トンとは？	50
	森林の二酸化炭素吸収量	59
	職員エコアクションデーとは	80
	4Rとは	82
	私たちの日々の生活における二酸化炭素排出量のイメージ	104
	一人ひとりの省エネが支える大きな二酸化炭素削減効果	105
	内牧公園の樹木における二酸化炭素吸収量の推計	110
資料編		
	資料1 温室効果ガス排出量の算定方法	資料-1
	資料2 地球温暖化に関する意識調査の概要	資料-5

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題とは	3
1-2 地球温暖化の現状	5
1-3 地球温暖化防止に向けた取組	9

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題とは

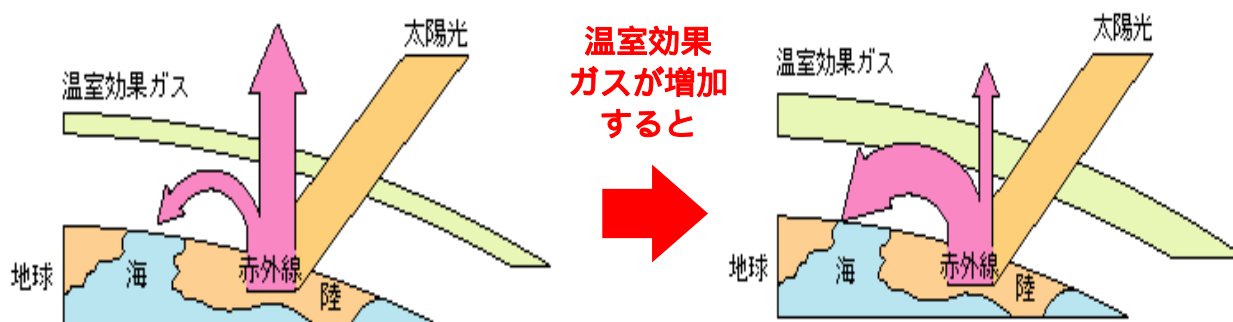
(1) 地球温暖化の仕組み

「地球温暖化」とは地球表面の大気や海洋の温度が上昇する現象で、人間の活動の拡大に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、濃度が高くなることにより引き起こされると言われています。

地球は、太陽光によって地表面を暖められ、地表面から宇宙空間に熱を放出して冷えることでバランスをとっています。地球が一定の温度（全地球平均で15 前後）を保っているのは、大気中にある温室効果ガスが太陽から受けた熱の一部を逃さないようにしているからです。もし、温室効果ガスがなければ、地球の熱は全て宇宙へ逃げてしまい、極寒の世界になってしまいます。

しかし、温室効果ガスが増えすぎてしまうと、本来宇宙に放出されるべき熱までも逃げにくくなり、地球の温度が上昇してしまいます。

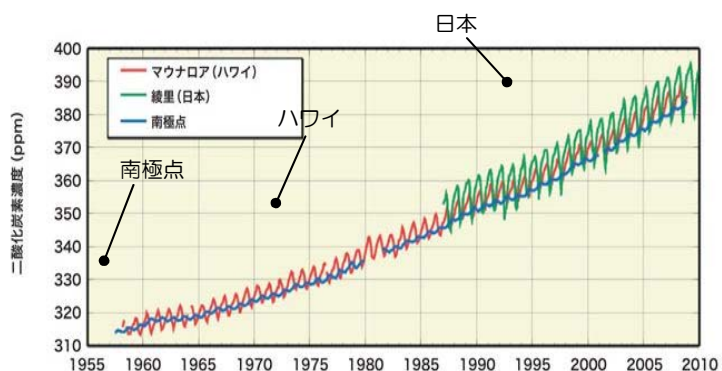
図1-1 地球温暖化の仕組み



出典：「エネルギー白書2005」経済産業省

産業革命以降の化石燃料消費の増加に伴って、大気中の温室効果ガスは急速に増え続けています。現在の傾向が続いて温室効果ガスの濃度が2倍になった場合、今世紀末には、地球の平均地上気温は約2.5 上昇すると言われています。このように地球温暖化が進むと、地球規模での様々な問題が深刻化すると予想されています。

図1-2 大気中の二酸化炭素濃度の経年変化



出典：「気候変動監視レポート 2009」全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化が進み気候が大きく変わると、これまで私たちの生活を支えてきた水資源、食料生産も現在の水準を維持できなくなる恐れがあります。また、生物の生育環境の変化は私たちの健康のみならず、生態系全体にも様々な影響を与えることが予測されています。

地域的な水資源の枯渇

降水量や季節ごとの降雨パターンの変動により、河川流出量や利用可能な水の量にも影響が現れます。年間流出量が減る地域では、水資源が枯渇することが予想されます。

食糧生産の変化～飢餓の危機

世界各地の気温と降水量が変化することにより、熱帯や亜熱帯などでは食糧の生産性が低下し、現在でも食糧が不足している地域では飢餓の危険性が大きくなります。

人間の健康への影響～伝染病のまん延など

直接的には、熱波の強度と期間の増加によって、心臓病や呼吸器系の病気の増加やそれに伴う死亡の増加が心配されます。間接的には、伝染病を媒介する生物の繁殖や洪水増加などにより、マラリアやコレラなどの伝染病がまん延する恐れがあります。

生態系の変容～絶滅リスクの増加

生態系は、もともと気候などの変化に合わせて適応する能力をっていますが、温暖化による様々な要因が組み合わさると、生息適地の急激な変化に追いつけなくなり、動植物の2～3割で絶滅リスクが増加する可能性が高いと言われています。

洪水・高潮

海水が温まって膨張したり、南極の氷が溶けたりすることによって、海水面が上昇します。今後特段の地球温暖化防止のための対策をとらない場合、海面水位は2100年までに50cm以上上昇するとされています。

森林の減少

世界各地の温度と降水量が変化することにより、多くの樹木が立ち枯れたり、食糧不足を補うために森林が農地に転用されたりして、森林が減少するとされています。

1 - 2 地球温暖化の現状

(1) 国際的な情勢

地球温暖化の問題は、全世界の国々が共同して対応することが重要です。このため、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により、1988年に「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が設立されました。各国の気象学者により、科学的知見の収集や気温変動による影響予測が進められると共に、1992年には各国政府の代表により、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、地球温暖化の防止に対する国際的な取組の枠組みが形成されました。

気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的は、「現在の気候を維持することが出来る水準に大気中の温室効果ガスを安定化させること」とされています。この目的を達成するためには、排出される温室効果ガスの量と吸収される量とが均衡し、大気中の濃度が変化しない状態にする必要があるとされています。

IPCCによる観測結果

- ・気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定
- ・20世紀後半の北半球の平均気温は、過去1300年間において最も高温。過去100年(1906～2005年)に、世界平均気温が長期的に0.74℃上昇しており、最近50年間の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍
- ・20世紀中の海面水位上昇量は17cm

IPCCによる将来予測

- ・1980年から1999年までに比べ、21世紀末の平均気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、1.1～2.9℃である一方、化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では2.4～6.4℃と予測
- ・1980年から1999年までに比べ、21世紀末の平均海面水位上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、18～38cmである一方、化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では26～59cmと予測

(2) 今後の国際的な流れ

国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)が2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催され、国内外で大きな注目を集めました。交渉当初の目標であった2013年以降のポスト京都議定書の採択には至りませんでした。以下の内容を条約締約国が留意することにより、今後の取組の方向が合意されました。

コペンハーゲン合意の内容

- ・世界全体の長期目標として、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑制する
- ・先進国は2020年までの削減目標(中期目標)を、途上国は削減行動を2010年1月31日までにそれぞれ提出する
- ・締約国の行動はMRV(測定、報告、検証)可能なものとする
- ・先進国は共同で2010~2012年の間に300億ドルの支援を行い、2020年までに年間1000億ドルの資金動員目標を約束する
- ・2015年までに合意の実施状況を評価する

(3) 日本における気候変動の現状

20世紀の100年間（1901～2000年）で、日本の平均気温は約1℃上昇しています。特に都市部ではヒートアイランド現象の影響も加わり、東京では約2.9℃上昇しました。真夏日、熱帯夜の日数も都市部を中心に増加し、真冬日の日数は減少しています。

このような気候変動により、生態系や市民生活に様々な影響が生じています。

生態系への影響

高山植物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 北海道アポイ岳では、キタゴヨウの生育高度の上昇に伴い、ヒダカソウなどの高山植物が減少し、ハイマツ等が拡大した 中部山岳ではハイマツの枝先が枯れる現象が確認され、温暖化による積雪深の減少で、雪の保護効果が小さくなっていることが要因の一つと考えられる
植物の開花時期	<ul style="list-style-type: none"> ソメイヨシノ（桜）の1989～2000年の平均開花日は平年（1971～2000年）より3.2日早くなった（全国89地点） イロハカエデの紅葉日が1953～2000年の間に約2週間遅くなった
昆虫の生息域	<ul style="list-style-type: none"> 1940年代には九州や四国南部が北限であったナガサキアゲハが1980年代から和歌山県、兵庫県など、2000年以降は関東地方でも確認された 亜熱帯から熱帯に生息するクマゼミが2001年には東日本でも確認された 熱帯性のスズミグモは1970年代までは西日本のみで確認されていたが、1980年代には関東地方でも確認されるようになった
動物の生息域	<ul style="list-style-type: none"> 近年、マガンの飛来時期が遅くなり、旅立ち時期が早くなった。越冬地が本州のみならず北海道にも拡大した。個体数も増加傾向にある キツネ、テンなどが白山の標高2000m以上での生息が確認された
海洋動植物への影響	<ul style="list-style-type: none"> ウミガメの産卵・ふ化場が北上し、屋久島が北限の種であるアオウミガメは、宮崎県、鹿児島県で産卵・ふ化が確認された 南方系のタコ、カニ、魚類などが北上した 沖縄県本部町の近海などでサンゴの白化現象が発生した。また、熱帯性サンゴのエンタクミドリイシが生息域を北方へ拡大し、天草で確認された

市民生活への影響

水害被害	<ul style="list-style-type: none"> 局所的に、記録的な豪雨による浸水被害が最近多発している。水害による浸水面積（水害面積）は減少傾向だが、水害密度（浸水面積当たりの一般資産被害額）は増加する傾向にある
都市環境、水環境	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯夜が増加した 琵琶湖の湖底水温の上昇、溶存酸素濃度が低下傾向にある
産業	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇による民生業務部門における冷暖房需要が変化し、季節型産業の盛衰に伴い産業部門におけるエネルギー需要に影響を与える
健康	<ul style="list-style-type: none"> 東京の場合、日最高気温が30℃を超すと熱中症患者が増加しはじめ、35℃を超えると急激に増加する傾向にある 気温1℃の上昇により、病原性大腸菌出血性腸炎発症（EHEC, 食中毒を引き起こす）の発症リスクが4.6%上昇することが推定された

出典：「地球温暖化が日本に与える影響について」独立行政法人国立環境研究所

(4) 地球温暖化による日本への影響予測

気候の予測

地球シミュレータによる最新の地球温暖化予測計算結果によれば、経済重視で国際化が進むと仮定したシナリオ（2100年の二酸化炭素濃度が720ppm）の下、1971～2000年と比較した場合の2071年～2100年の平均的な日本の気候について、以下のとおり予測されています。

- ・地球の平均気温は4.0 上昇
- ・日本の夏（6～8月）の日平均気温は4.2 、日最高気温は4.4 上昇、降水量は19%増加
- ・真夏日の日数は平均で約70日程度増加。また100mm以上の豪雨日数も平均的に増加

生態系（動植物）への影響予測

今後の地球温暖化の進行により、動植物等の生態系の影響の範囲、程度がともに大きくなると予測されています。

- ・北海道アポイ岳のヒダカソウは、ハイマツやキタゴヨウの生育高度の上昇により、早ければ30年後に消滅すると予測
- ・3.6 の気温上昇によって、ブナ林の生育域が大幅に減少すると予測

市民生活への影響予測

今後の地球温暖化の進行により（一部は都市化の影響も加わり）、熱中症患者の増加、大気汚染や水質汚濁等他の環境問題への影響、スキー産業等への影響の拡大、深刻化が予測されています。

- ・1 の気温上昇によって、霞ヶ浦ではCOD（化学的酸素要求量）が0.8～2.0mg/l 上昇すると予測されている
- ・3 の気温上昇によって、スキー客が30%減少すると予測されている
- ・気温上昇により、民生業務部門における冷暖房需要の変化、季節型産業の盛衰に伴う産業部門におけるエネルギー需要への影響が予測されている

出典：「地球温暖化が日本に与える影響について」独立行政法人国立環境研究所

1 - 3 地球温暖化防止に向けた取組

(1) 日本の取組

京都議定書の採択

1992年（平成4年）にブラジルで開催された地球サミットにおいて、「気候変動枠組条約」が採択され、1997年（平成9年）には、京都で開催された第3回締約国会議で先進国ごとに温室効果ガス排出量に係る数値目標を定めた「京都議定書」が採択されました。日本は第一約束期間(2008～2012年)において、1990年(平成2年)に比べて6%削減することを国際社会に約束しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書の採択を受け、1998年（平成10年）6月に地球温暖化対策推進本部において、2010年（平成22年）に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策を取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。

これを受けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、平成20年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などが盛り込まれました。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた地方公共団体の責務

- 第20条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実行しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

京都議定書目標達成計画の策定

温室効果ガスの排出量は依然として増加し続けていたことから、京都議定書における我が国の6%削減約束の達成に向けた取組を強力に進めるため、2005年（平成17年）4月には、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、我が国の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置が定められました。目標期間に入った2008年（平成20年）3月には、計画全体を改定し、更なる対策強化を図っています。

京都議定書目標達成計画の概要

目指す方向	<ul style="list-style-type: none">◦ 京都議定書の6%削減約束の確実な達成◦ 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">◦ 環境と経済の両立◦ 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり◦ すべての主体の参加・連携の促進とその透明性の確保、情報の共有◦ 多様な政策手段の活用◦ 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視◦ 地球温暖化対策の国際的連携の確保
目標達成のための対策と施策	<ul style="list-style-type: none">◦ 温室効果ガスごとの対策・施策（温室効果ガス削減対策、森林吸収源、京都メカニズム）◦ 横断的施策（国民運動、公的機関の率先実行、排出量算定・報告・公表、ポリシーミックス活用）◦ 基盤的施策（排出量・吸収量の算定体制、技術開発、調査研究、国際的連携確保、国際協力推進）

今後の取組推進の方向

地球温暖化対策を主導する日本の責任を果たすために、日本政府は低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）を策定し、温室効果ガスを2050年（平成62年）までに現状から60～80%削減する目標を定めました。この計画には、太陽光発電の大幅な普及、低炭素社会実現に向けた市場メカニズムの導入や地方の特色を生かした低炭素型の都市・地域作りなどが盛り込まれています。さらに、コペンハーゲン合意に基づき、温室効果ガスの排出量を2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減し、2050年（平成62年）までには自らの排出量を1990年（平成2年）比で80%削減することを目指すとした中長期目標を示しています。

この目標は、現在の国の基本方針ともなっている一方、従来の政策や技術の延長では困難であるとされており、現在政府内に様々な研究会や委員会が設置され、実効性のある取組を行うための政策の検討が行われています。

(2) 春日部市の取組経緯

環境全般の取組

本市では、平成19年3月に環境の保全と創造に関する基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めた「春日部市環境基本条例」を制定しました。

また、平成20年3月には環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目標や手法、進行管理等、具体的な取組を示した「春日部市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、将来の世代にわたって、市民が健康で安心して住み続けられるよう、本市の目指す環境像として「自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」を掲げています。また、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの責務を認識し、自主的に環境に配慮した行動に取り組むために、それぞれの主体別に行動指針を定めています。

さらに、平成21年4月には、地球にやさしい環境都市を目指すため「環境都市宣言」を行い、市民、事業者及び市の協働による取組を推進しています。

低炭素都市づくりの取組

低炭素型のまちづくりを目指し、国土交通省の支援により、春日部駅周辺地区（概ね100ha）を対象に先導的都市環境形成総合支援事業「エコまちづくり計画」を平成20年度にスタートさせ、拠点的市街地における地区・街区レベルの包括的都市環境対策を進めています。

また、本市は、平成20年12月に設立された低炭素都市推進協議会に参加し、低炭素社会づくりに積極的に取り組む自治体と連携して、低炭素型の都市・地域づくりに係る優れた取組の確立と情報発信に努めているところです。

平成22年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき、一事業者として市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むことにより、実効性ある地球温暖化対策を推進することを目的として、「第1次春日部市地球温暖化対策実行計画～春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画～」を策定しました。この中で市の出先機関を含めた全組織及び施設からの温室効果ガス総排出量を平成26年度までに平成20年度（基準年）比で5.0%削減する目標を示し、省エネルギー・新エネルギー機器等の導入、自動車燃料使用量の削減、現存設備機器長寿命化のための適正利用・維持管理など職員の重点推進行動を定めています。

第2章 計画策定の基本的な考え方

第2章 計画策定の基本的な考え方

2-1 計画策定の目的	15
2-2 計画の位置づけ	16
2-3 計画の対象とする温室効果ガス	17
2-4 計画の基準年度	17
2-5 計画の目標年度と期間	17
2-6 計画の対象範囲	17
2-7 春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の構成について	18

第2章 計画策定の基本的な考え方

2 - 1 計画策定の目的

本市では、「第1次春日部市地球温暖化対策実行計画～春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画～」に基づき、市役所の事務・事業を対象とした地球温暖化対策に取り組んでいます。

今後さらに、春日部市域から排出される温室効果ガスを削減していくためには、市民・事業者・市の各主体が一体となり、それぞれの役割に応じて身近なところから行動に移し、環境の輪を広げていくことが求められています。

その中で市は、市民の皆さんや事業者の方々とともに地域の文化や歴史を共有しながら、地域の特性に応じた効果的な施策を提案し、未来に向けて着実に実行していく役割を担っています。

このようなことから、本市では市域全体から排出される温室効果ガスの削減に向け、市民・事業者・市の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、「春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するものとします。

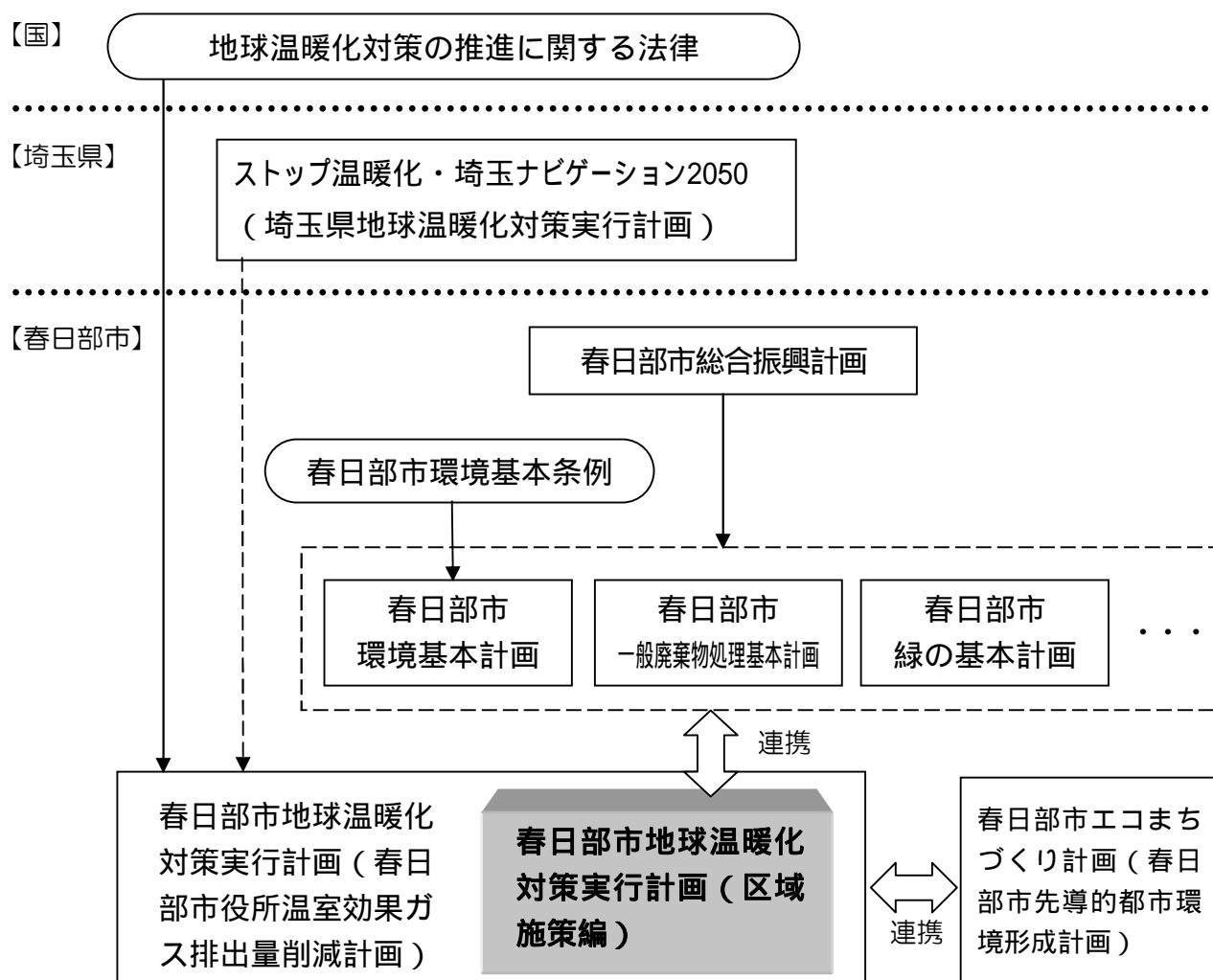
2 - 2 計画の位置づけ

春日部市は地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令による指定を受けた特例市であることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に基づき区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための総合的な施策を定めることが必要です。

したがって、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけるとともに、春日部市環境基本計画で定めた本市の温室効果ガス排出抑制のための「地域推進計画」とします。

また、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」と連携を図るとともに、春日部駅周辺地区を対象として低炭素型のまちづくりを推進している「春日部市エコまちづくり計画（春日部市先導的都市環境形成計画）」の考え方を盛り込み、地球温暖化対策に関わる区域施策を総合化した計画として位置づけます。

図 2-1 計画の位置づけ、相互の関連性



2 - 3 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、人為的に排出されている6種の間スのうち、特例市において削減が義務づけられている以下の3種の間スとします。

表2-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な発生源	対象
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源二酸化炭素 石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所によるもの)など 非エネルギー起源二酸化炭素 清掃工場における廃プラスチック、ビニール等の燃焼など	
メタン (CH ₄)	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、工業プロセスなど	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出など	×
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体製造時等における漏えいなど	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	半導体製造や電気の絶縁体など	×

2 - 4 計画の基準年度

計画の基準年度は、データ収集の最新年である平成20年度とします。

2 - 5 計画の目標年度と期間

計画の目標年度は、春日部市環境基本計画に合わせて平成29年度(2017年度)とし、計画期間は平成24年度(2012年度)～平成29年度(2017年度)とします。

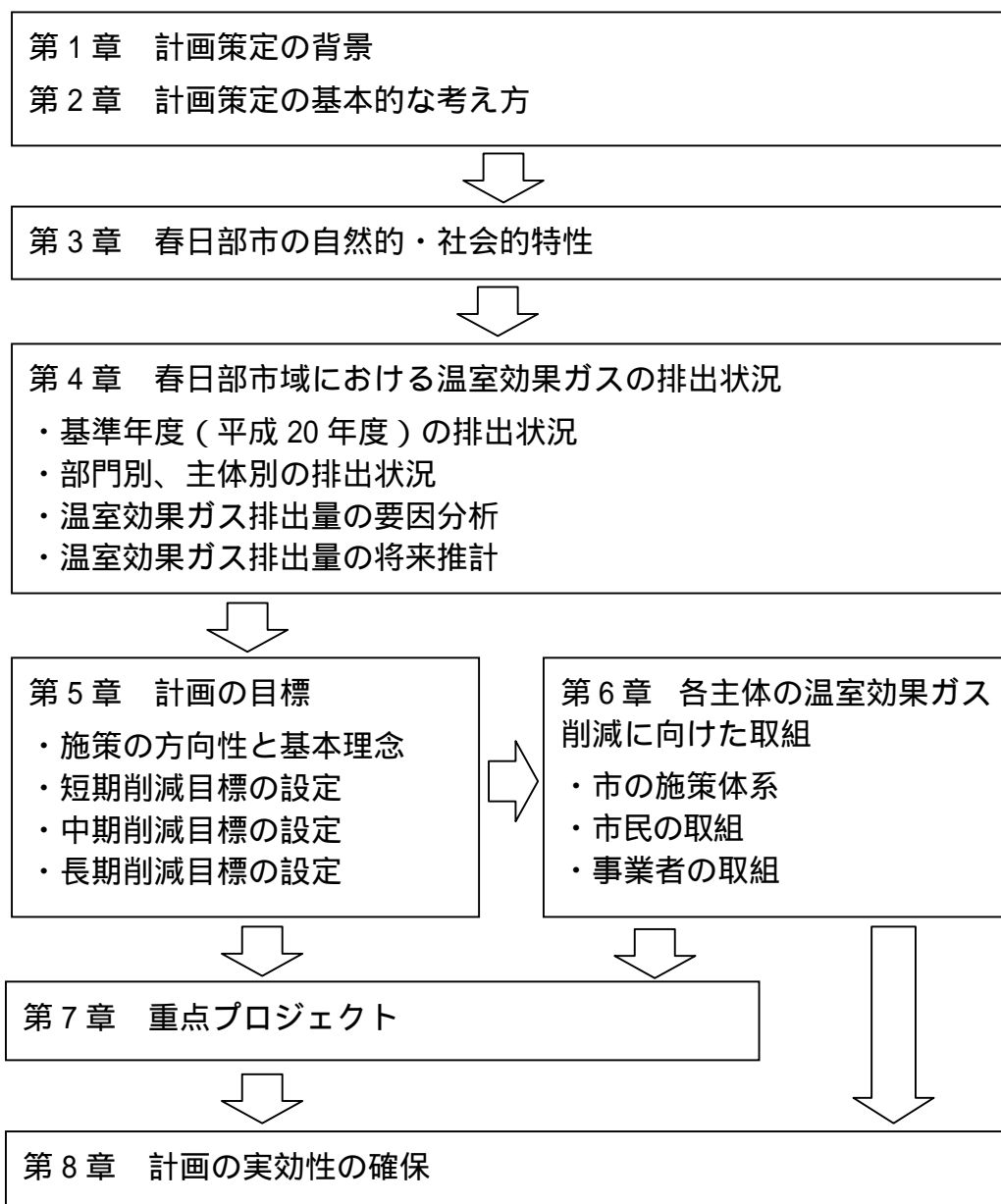
また、地球温暖化の問題は中長期的視点が必要なことから、平成42年度(2030年度)、平成62年度(2050年度)という将来を展望し取り組んでいくものとします。

2 - 6 計画の対象範囲

計画の対象地域は、春日部市域全体とします。したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

2 - 7 春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の構成について

本計画では、環境省による地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルの策定手順に基づき、春日部市の自然的社会的条件に応じて実行計画を策定していくものとします。



第3章 春日部市の自然的・社会的特性

第3章 春日部市の自然的・社会的特性

3-1 春日部市の自然的特性・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

3-2 春日部市の社会的特性・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

3-3 市民、事業者の意識と取組・・・・・・・・・・・・ 35

第3章 春日部市の自然的・社会的特性

3 - 1 春日部市の自然的特性

(1) 地勢

本市は、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県東部に位置し、南北約12km、東西約11kmの市域を有しており、面積は65.98km²となっています。

地形的には、埼玉県南部に広がる大宮台地と千葉県北部から広がる下総台地、そして両台地に挟まれた中川低地にあり、台地部分の標高は8mから15m程で、低地部分では5mから6m程です。また、大落古利根川、中川、江戸川などの河川に恵まれ、肥沃な土壌と豊かな水利は、米、野菜、果樹などの栽培に適し、穀倉地帯を形成しています。

このようなことから、本市は、都心への通勤圏であるにも関わらず、水田や屋敷林が広がる水と緑の豊かな都市として、美しい景観と恵まれた自然環境を有しています。

図3-1 春日部市の位置



図3-2 春日部市周辺地図



(2) 気象

本市は、日本のほぼ中心を横断している北緯36度線が通っており、一年を通じて穏やかな気候で、大雪や台風などの被害は比較的少ない地域です。

平成17年から平成21年までの5年間の平均気温は15.8（全国平均15.1）、平均湿度64.4%（全国平均69.4%）、降雨量1,282mm（全国平均1,609mm）で、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が激しい内陸性の太平洋気候です。

平成22年の夏は全国的に猛暑が続き、真夏日（越谷）83日、熱帯夜（越谷）10日、猛暑日（越谷）34日を数えました。

表3-1 近年の気象状況

	平均気温 °C ()は全国平均	最高気温 °C ()は全国平均	最低気温 °C ()は全国平均	平均湿度 % ()は全国平均	降雨量 mm ()は全国平均
平成17年	15.3 (14.8)	38.9 (35.2)	-4.1 (-4.5)	63.7 (68.7)	1,217 (1,468)
平成18年	15.7 (15.0)	38.5 (35.6)	-4.8 (-4.8)	64.9 (70.8)	1,492 (1,833)
平成19年	16.2 (15.4)	41.0 (36.3)	-2.6 (-2.7)	63.2 (68.5)	1,043 (1,501)
平成20年	16.1 (15.0)	39.3 (35.2)	-3.0 (-3.9)	65.6 (69.8)	1,392 (1,602)
平成21年	15.9 (15.1)	36.7 (34.5)	-3.5 (-3.4)	64.5 (69.3)	1,266 (1,641)

	晴天日	曇天日	真夏日(越谷)	熱帯夜(越谷)	真冬日(越谷)
平成17年	238	127	66	13	0
平成18年	199	166	45	10	0
平成19年	253	112	59	15	0
平成20年	226	131	52	12	0
平成21年	225	140	45	2	0

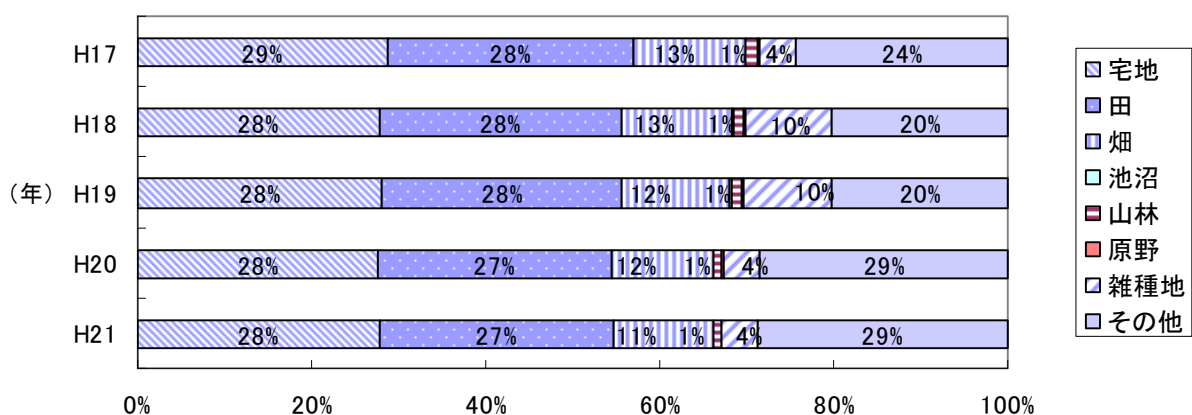
- 1 春日部市のデータは消防本部総務課資料より
- 2 全国平均値は全国56地点における気象データ（出典：気象庁HP）を平均
- 3 真夏日、熱帯夜、真冬日は越谷の気象データ（出典：気象庁HP）より

(3) 土地利用

・田畑が約4割を占めている。二酸化炭素の吸収源となるような森林はほとんどない。

現況は、田畑が約4割を占めており、郊外では良好な田園と雑木林が残されています。宅地は約3割を占め、鉄道の駅周辺を中心に市街地が形成され、まとまった住宅地が続いています。

図3-3 地目別土地面積の推移



資料：資産税課

表3-2 地目別土地面積の推移

(単位:ha)

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
宅地	1,899	1,829	1,843	1,826	1,842
田	1,860	1,849	1,832	1,775	1,765
畑	852	831	820	768	758
池沼	4	4	4	2	2
山林	91	87	85	65	61
原野	9	9	9	8	8
雑種地	281	656	667	271	273
その他	1,602	1,333	1,338	1,883	1,889

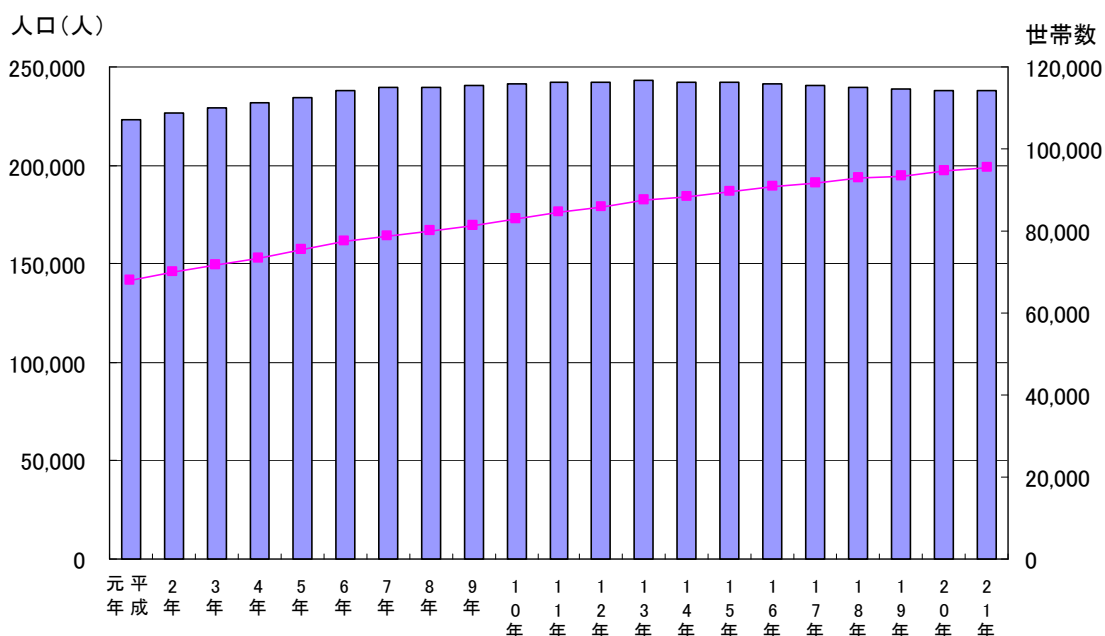
資料：資産税課

3 - 2 春日部市の社会的特性

(1) 人口

平成21年10月1日現在の本市の人口は237,710人、世帯数は95,481世帯です。近年は人口の減少傾向が見られますが、世帯数は増え続けており、核家族化や単身世帯の増加が見られます。春日部市総合振興計画では、土地利用施策の推進による新たなまちづくりと定住人口を高める施策を進めることにより、平成29年の将来人口を255,000人と想定しています。

図3-4 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳

表3-3 人口・世帯数の推移 (各年10月1日現在)

	人口(人)	世帯数		人口(人)	世帯数
平成元年	223,167	67,710	平成12年	242,333	85,908
平成2年	226,672	69,805	平成13年	242,722	87,297
平成3年	229,143	71,564	平成14年	242,280	88,434
平成4年	231,837	73,488	平成15年	242,156	89,715
平成5年	234,448	75,377	平成16年	241,407	90,634
平成6年	237,582	77,447	平成17年	240,609	91,532
平成7年	239,182	78,815	平成18年	239,662	92,762
平成8年	239,758	80,068	平成19年	238,867	93,535
平成9年	240,192	81,327	平成20年	238,251	94,502
平成10年	241,226	82,958	平成21年	237,710	95,481
平成11年	242,191	84,630			

資料：住民基本台帳

(2) 就業の動向

・サービス業等の第三次産業が約7割を占めている。

本市の平成17年の15歳以上の就業者数（従業地）は117,408人で、平成12年の就業者数121,730人と比べて4,322人の減少（3.6%）となっています。産業別就業者数の構成比を見ると、第一次産業が1.4%、第二次産業が24.8%、第三次産業が71.1%となっています。埼玉県との構成比と比べると第三次産業の割合が高くなっています。

本市では、肥沃な田畑を活用した都市型農業が行われているほか、桐たんす、桐小箱、押絵羽子板、麦わら帽子などが伝統産業として知られています。

表3-4 産業別15歳以上の業種別就業者数と構成比

調査年	平成17年			
	春日部市(人)	構成比	埼玉県(人)	構成比
第一次産業	1,680	1.4%	76,358	2.2%
農業	1,676	1.4%	75,980	2.2%
林業	2	0.0%	268	0.0%
漁業	2	0.0%	110	0.0%
第二次産業	29,169	24.8%	942,028	26.8%
鉱業	5	0.0%	600	0.0%
建設業	9,560	8.1%	297,502	8.5%
製造業	19,604	16.7%	643,926	18.3%
第三次産業	83,430	71.1%	2,401,721	68.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	408	0.3%	13,154	0.4%
情報通信業	3,792	3.2%	131,843	3.8%
運輸業	8,417	7.2%	225,263	6.4%
卸売・小売業	24,513	20.9%	642,152	18.3%
金融・保険業	3,572	3.0%	104,139	3.0%
不動産業	2,011	1.7%	59,565	1.7%
飲食店、宿泊業	5,407	4.6%	158,486	4.5%
医療、福祉	7,965	6.8%	248,097	7.1%
教育、学習支援業	4,676	4.0%	145,167	4.1%
複合サービス事業	841	0.7%	28,142	0.8%
サービス業	17,553	15.0%	525,369	15.0%
公務	4,275	3.6%	120,344	3.4%
分類不能の産業	3,129	2.7%	89,082	2.5%
合計	117,408	100%	3,509,189	100%

資料：総務省「平成17年国勢調査」

(3) 通勤通学の状況

・市内への通勤・通学が約4割を占め、東京都への通勤・通学は減少。

国勢調査から、本市に常住する15歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地の状況を見ると、平成17年では市内への通勤通学者数は52,882人となっており、約4割を占めています。本市以外の県内には39,039人(30.0%)、東京都へは30,474人(23.4%)、他県へは7,570人(5.8%)となっています。

平成12年に比べて平成17年では、市内への通勤通学者数は減少していますが、構成割合は高まっています。本市以外への県内への通勤通学者数は、やや減少傾向であり、東京都への通勤通学は大きく減少しています。

表3-5 15歳以上就業者・通学者の通勤通学の状況(常住地)

(単位:人)

区分	総数		就業者数		通学者数	
	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
当地に常住する 就業者・通学者	137,271	129,965	121,730	117,408	15,541	12,557
自市町村で 従業・通学	53,451	52,882	48,721	48,785	4,730	4,097
県内他市町村で 従業・通学	39,728	39,039	33,310	33,981	6,418	5,058
さいたま市	-	13,255	-	11,656	-	1,599
川越市	393	368	254	253	139	115
熊谷市	121	110	85	83	36	27
川口市	1,436	1,413	1,394	1,370	42	43
浦和市	2,425	-	1,949	-	476	-
大宮市	4,822	-	4,036	-	786	-
加須市	506	576	275	326	231	250
東松山市	74	60	25	18	49	42
岩槻市	6,528	-	5,709	-	819	-
羽生市	169	181	115	145	54	36
上尾市	546	560	515	511	31	49
与野市	380	-	323	-	57	-
草加市	2,648	2,498	2,423	2,340	225	158
越谷市	8,479	8,417	7,324	7,496	1,155	921
蕨市	143	135	137	129	6	6
戸田市	331	309	325	304	6	5
久喜市	953	927	805	764	148	163
八潮市	682	653	669	648	13	5
三郷市	511	494	458	463	53	31
蓮田市	401	446	356	413	45	33
幸手市	996	996	738	817	258	179
吉川市	566	669	562	658	4	11
北川辺町	49	40	16	9	33	31
宮代町	707	733	452	508	255	225
白岡町	397	482	364	437	33	45
杉戸町	2,187	2,507	1,540	1,990	647	517
松伏町	929	958	827	917	102	41
その他の市町村	2,140	2,025	1,443	1,506	697	519
他県で従業・通学	44,092	38,044	39,699	34,642	4,393	3,402
茨城県	1,032	1,071	977	1,045	55	26
栃木県	634	499	323	343	311	156
群馬県	319	329	234	224	85	105
千葉県	4,993	4,859	4,363	4,270	630	589
東京都	36,309	30,474	33,192	28,078	3,117	2,396
神奈川県	595	535	416	421	179	114
その他の都道府県	210	277	194	261	16	16

資料：国勢調査

平成12年の値は旧春日部市・旧庄和町の数値を合算

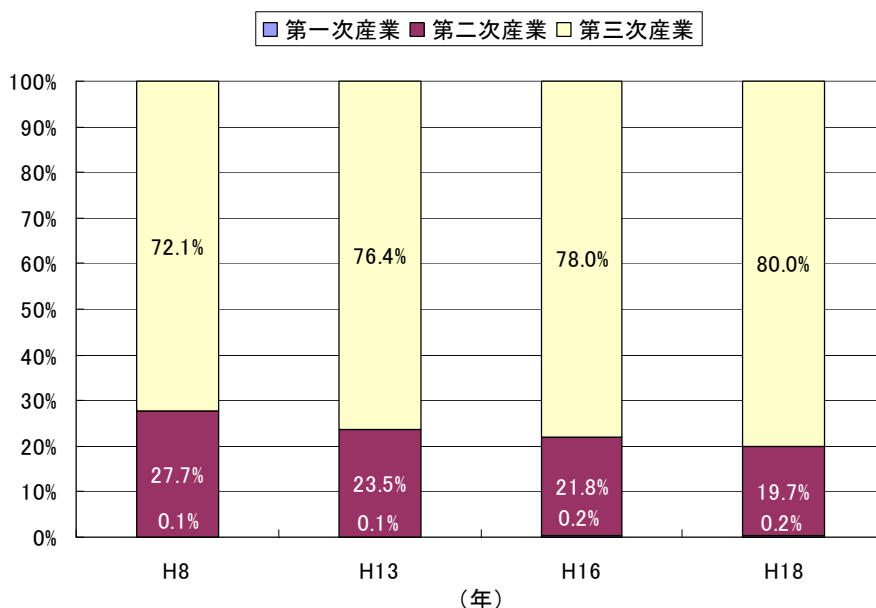
(4) 産業

・産業構造のサービス化・ソフト化が顕著に現れ、第三次産業の割合が拡大。

産業構造

市内の従業者数の産業別構成比の推移を見ると、産業構造のサービス化、ソフト化の進行が見られ、第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加しています。第三次産業の就業の場である業務部門の建物延床面積も、年々増加しています。

図3-5 従業者数の産業別構成比



資料：事業所・企業統計調査

表3-6 産業別従業者数の推移

(単位：人)

調査年	平成8年	平成13年	平成16年	平成18年
第一次産業	74	82	120	139
第二次産業	18,776	14,846	12,897	12,302
第三次産業	48,819	48,371	46,153	49,900
合計	67,669	63,299	59,170	62,341

資料：事業所・企業統計調査

図3-6 市内の業務部門の建物延床面積の推移

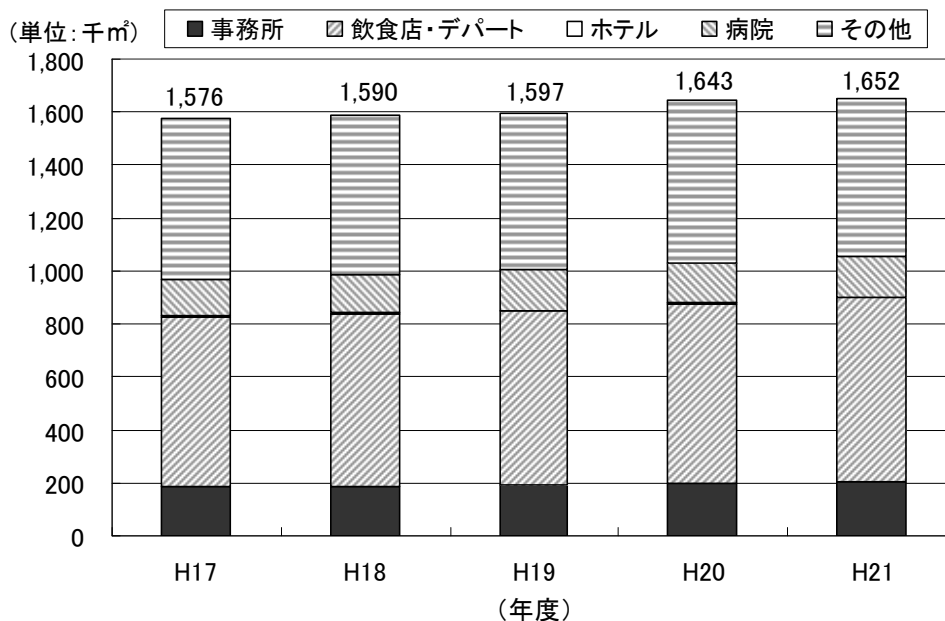


表3-7 市内の業務部門の建物延床面積 (単位:㎡)

(年度)	H17	H18	H19	H20	H21
事務所	186,420	189,123	191,032	197,408	201,812
飲食店・デパート	642,115	651,425	657,999	679,962	695,131
ホテル	2,530	2,387	2,387	2,387	2,387
病院	139,444	145,826	152,264	152,904	156,526
その他	605,518	601,065	593,446	610,507	596,307
合計	1,576,027	1,589,826	1,597,128	1,643,168	1,652,163

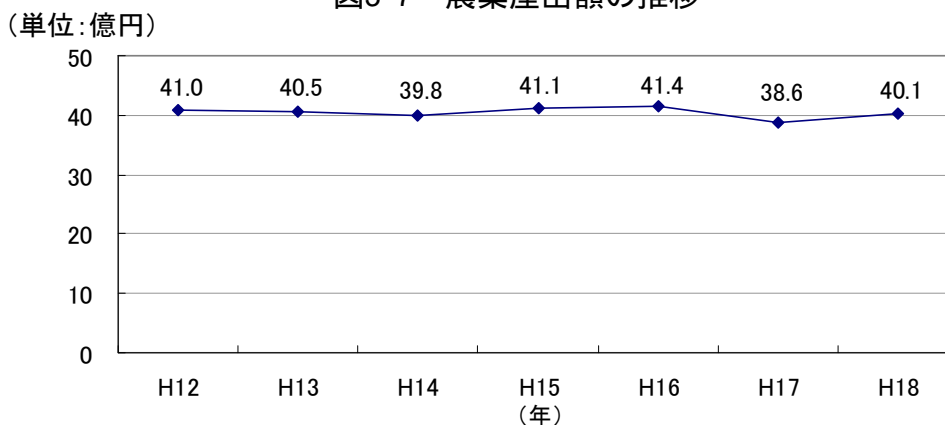
資料：春日部市固定資産概要調書
H17に関しては旧春日部市及び旧庄和町のデータを合算

農業

本市の農家人口は近年減少傾向にあるものの、稲作や果樹園など優良農家があります。農業産出額は、近年ほぼ横ばいの40億円前後で推移しています。

平成18年の埼玉県の農業産出額1,900億円の内、2.1%を占めています。

図3-7 農業産出額の推移

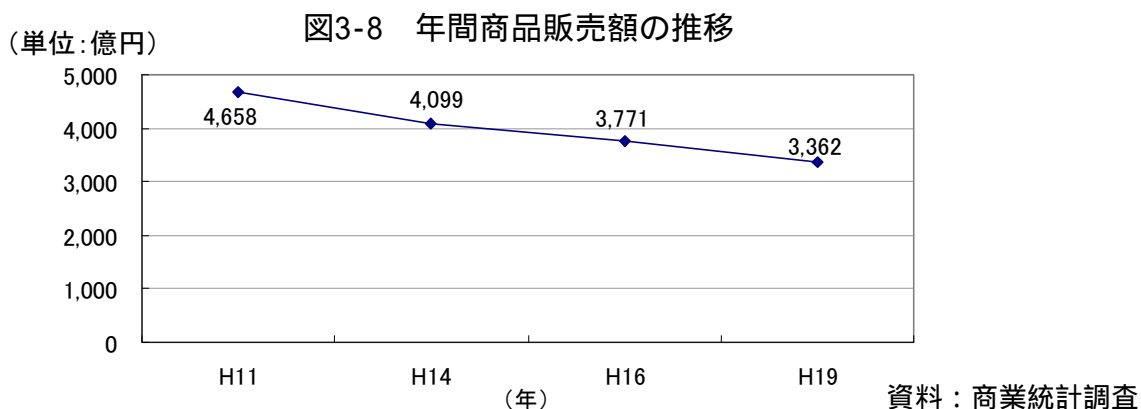


資料：関東農政局

商業

平成19年の年間商品販売額は3,362億円で、平成11年の4,658億円と比較すると1,296億円（27.8%）の減少となっています。年間商品販売額が減少傾向にあるのは、消費者ニーズの多様化とともに、郊外型の大型商業施設が県内に相次いで出店したことによるものと推察できます。

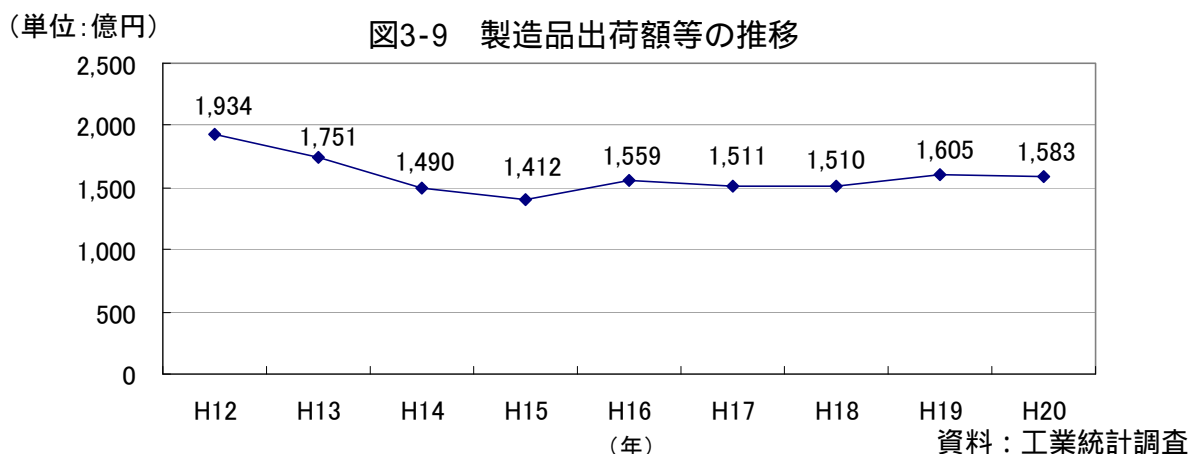
平成19年の埼玉県の間商品販売額15兆1,539億円の内、2.2%を占めています。



工業

平成20年の製造品出荷額等は1,583億円で、平成12年の1,934億円と比較すると351億円（18.1%）の減少となっています。製造品出荷額等の減少は、市内製造業の大半が中小企業で占めているため、大手企業が部品調達先を海外に移すなどによる影響と推察できます。

平成20年の埼玉県の製造品出荷額等14兆6,577億円の内、1.1%を占めています。



(5) 交通

・ 県東部の交通の要衝であり、鉄道網や道路網が発達している。

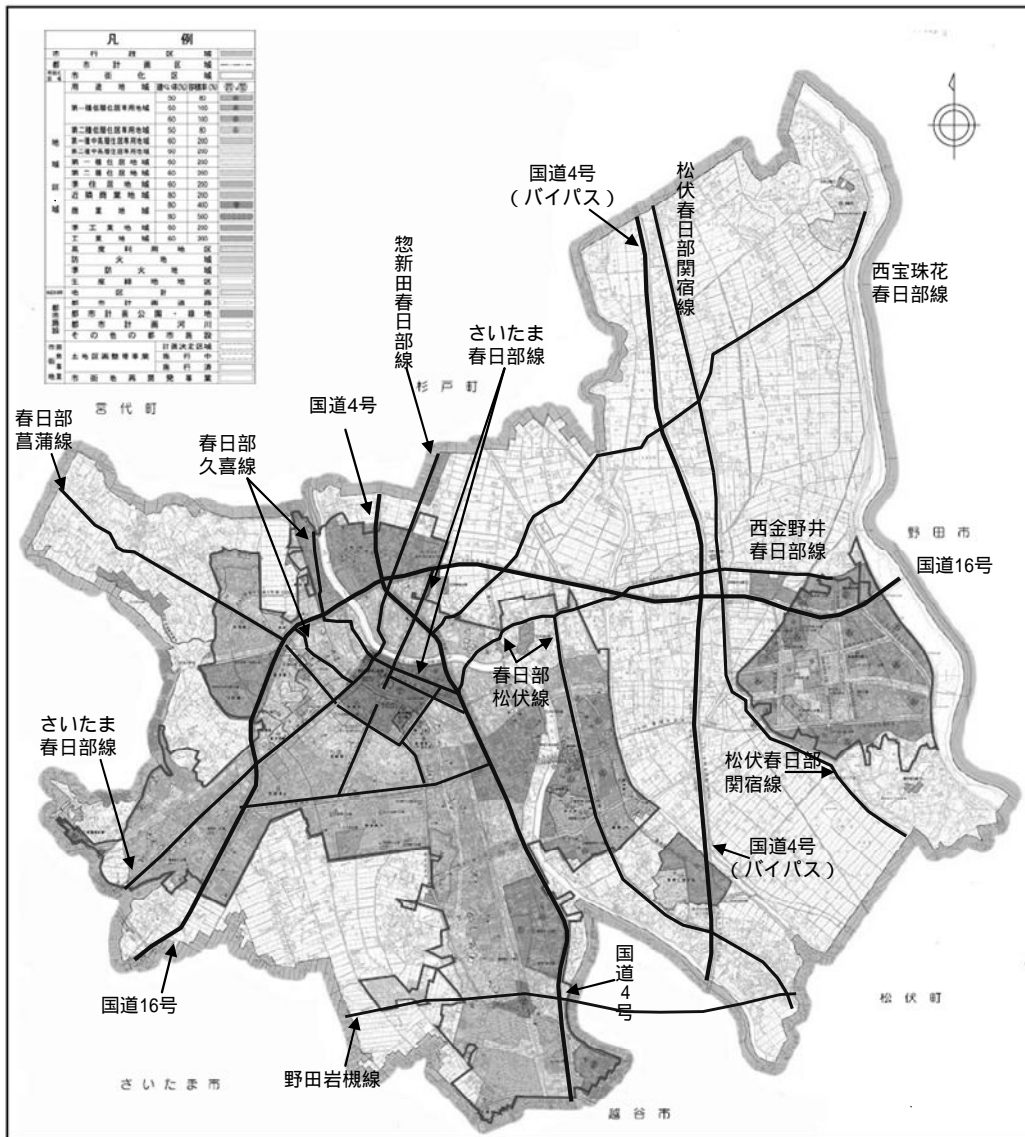
市内の南北方向には東武伊勢崎線と国道4号・4号バイパスが縦断しており、これらと交差して、東西方向には、東武野田線と国道16号が横断しており、県東部の交通の要衝となっています。

道路網

本市の道路網は、南北方向に国道4号、4号バイパス、県道春日部松伏線、県道松伏春日部関宿線等が縦断し、東西方向には国道16号、県道さいたま春日部線、県道西宝珠花春日部線、県道野田岩槻線等が横断しており、主要幹線道路を形成しています。

都市計画道路の整備率は順調に推移し、春日部地域と庄和地域を結ぶネットワーク道路である藤塚米島線と南桜井駅前北線、南桜井駅前南線の整備が行われています。

図3-10 道路網図

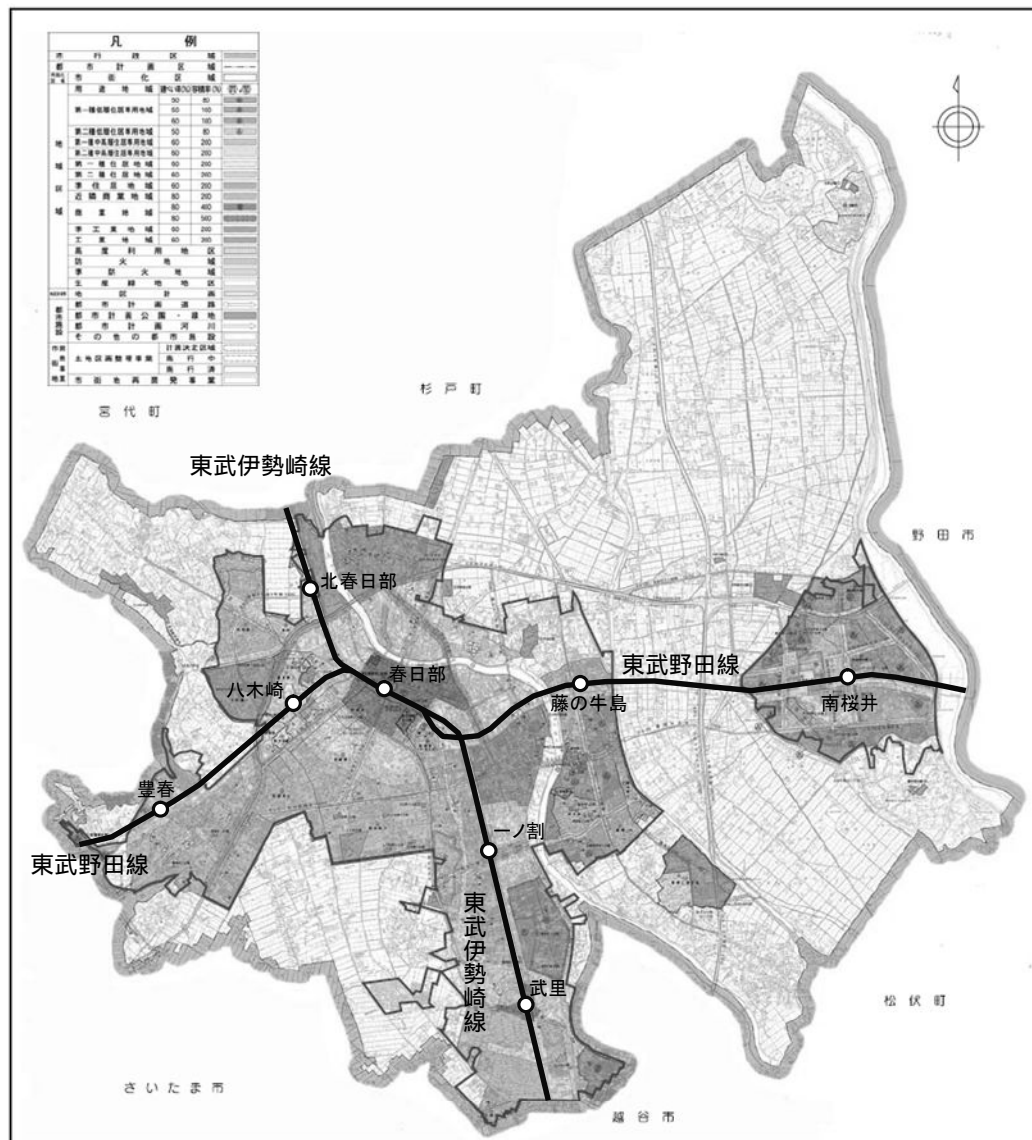


資料：都市計画図に追記

鉄道網

本市の鉄道網は、南北方向に東武伊勢崎線が縦断、東西方向に東武野田線が横断しており、県東部の鉄道交通の要衝となっています。市内には春日部駅、北春日部駅、一ノ割駅、武里駅、豊春駅、八木崎駅、藤の牛島駅、南桜井駅の合計8駅が開設されています。

図3-11 鉄道網図



資料：都市計画図に追記

自動車登録台数の推移

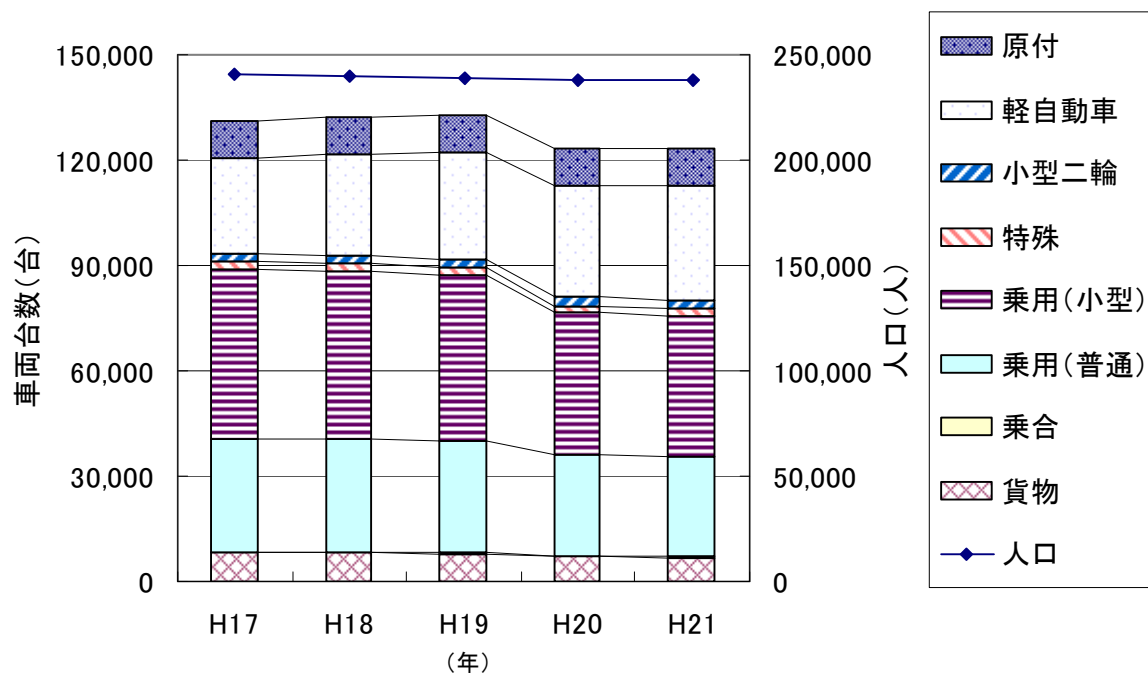
平成21年の自動車登録台数は123,278台で、平成17年の131,011台と比較すると7,733台(5.9%)の減少となっています。同期間において人口も減少していますが、人口一人当たりの登録台数で比較しても、0.54(台/人)から0.52(台/人)へと減少しています。

表3-8 自動車登録台数の推移

	人口(人)	車両(台)								
		総数	貨物	乗合	乗用(普通)	乗用(小型)	特殊	小型二輪	軽自動車	原付
平成17年	240,609	131,011	8,220	181	31,950	48,772	2,100	2,354	26,792	10,642
平成18年	239,662	132,421	8,078	191	32,030	48,234	2,030	2,372	28,820	10,666
平成19年	238,867	132,711	7,965	188	32,052	47,150	2,009	2,421	30,336	10,590
平成20年	238,251	123,079	7,037	174	28,674	40,597	2,117	2,398	31,534	10,548
平成21年	237,710	123,278	6,831	178	28,639	40,101	2,070	2,446	32,495	10,518

資料：関東運輸局・市民税課

図3-12 自動車登録台数の推移



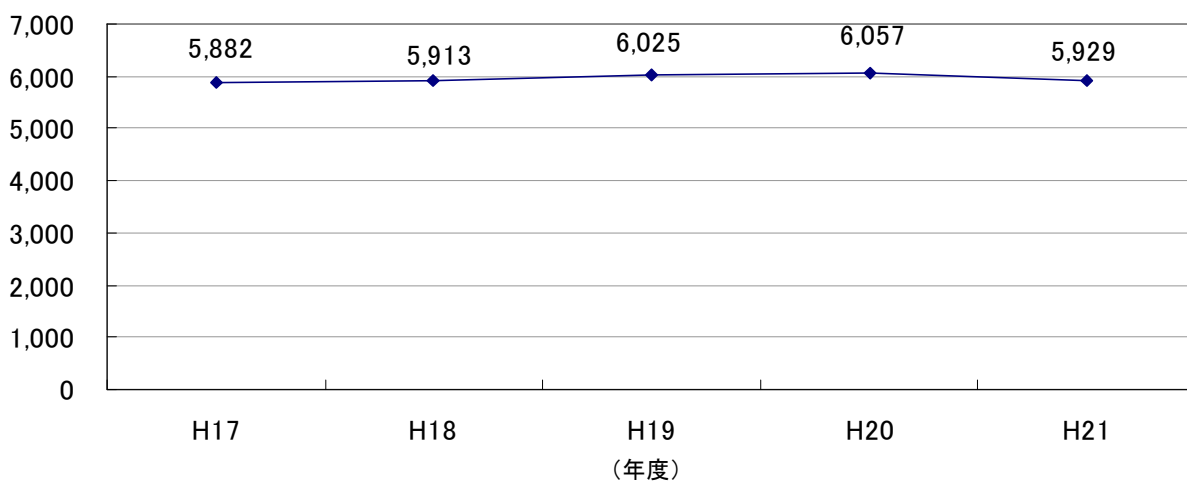
公共交通の利用者数の推移

平成21年度の市内の鉄道駅乗降客数は年間5,929万人で、ほぼ横ばいとなっています。

平成21年度の市内のバスの利用者数は一日平均6,230人で、平成20年度までは、新規のバス路線の開通等により増加傾向にありましたが、平成21年度はやや減少しています。

図3-13 市内の鉄道駅における年間乗降客数の推移

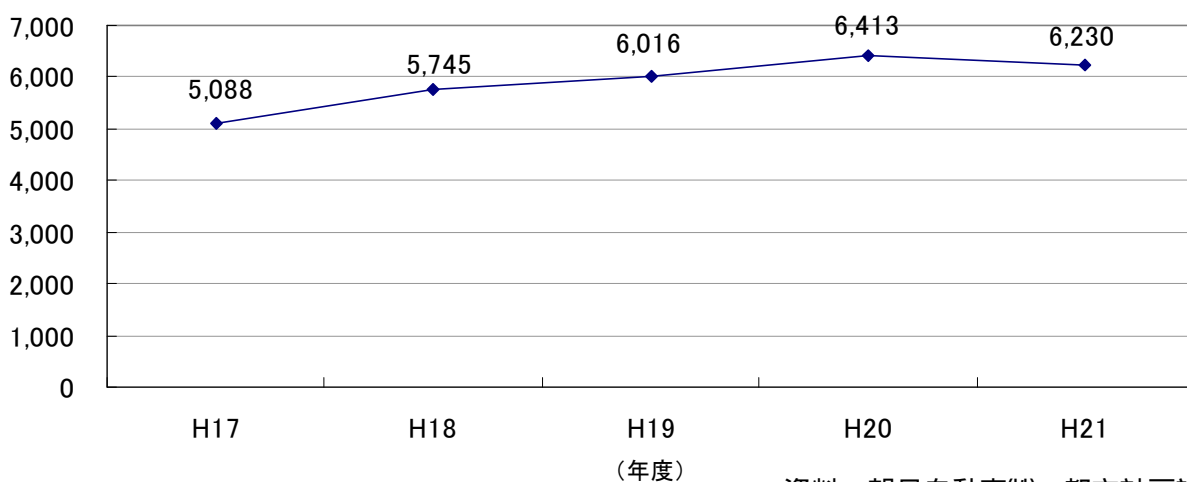
(単位:万人/年)



資料：東武鉄道株

図3-14 市内のバスの一日平均利用者数の推移

(単位:人/日)

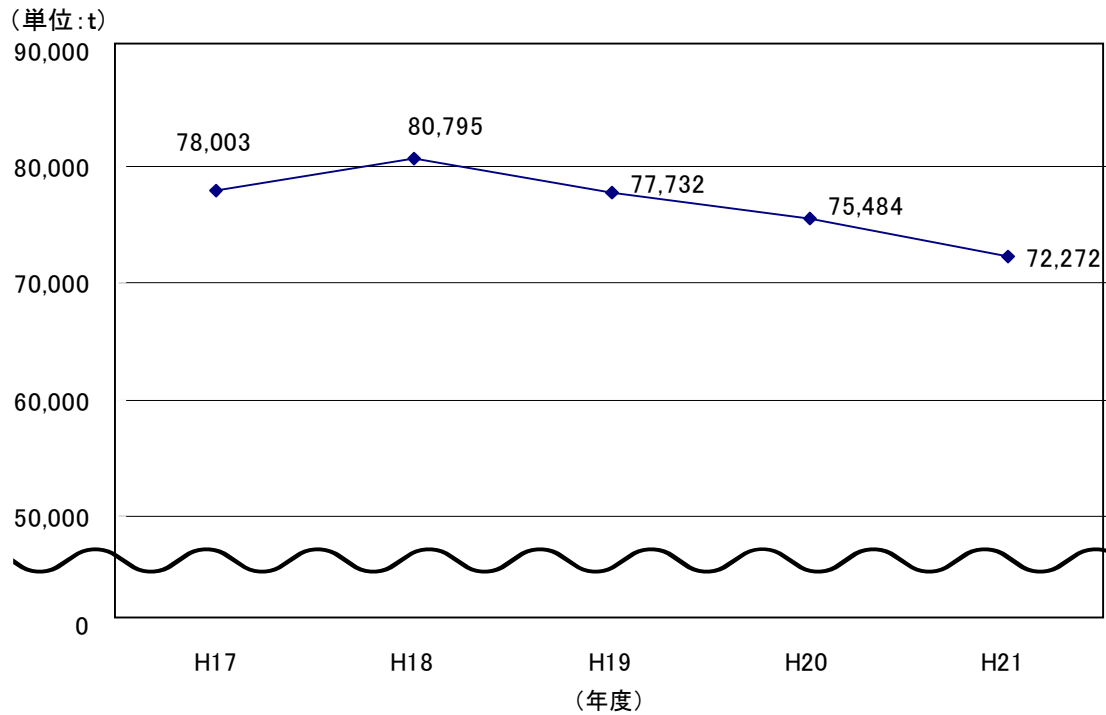


資料：朝日自動車株・都市計画課

(6) 一般廃棄物の焼却処理

平成21年度の一般廃棄物の焼却処理量は72,272 tであり、平成18年度のピークと比べると8,523 t (10.5%) の減少となっています。このことは、国内の経済状況の悪化や家電リサイクルをはじめとしたリサイクルの徹底、容器包装の軽量化等によるものと推察できます。

図3-15 春日部市の一般廃棄物焼却処理量



資料：環境センター

3 - 3 市民、事業者の意識と取組

(1) 地球温暖化に関する意識調査の概要

地域ぐるみで地球温暖化対策に取り組むにあたっては、市民や事業者の方々が地球温暖化問題について理解し、目標を共有して行動することが大切です。このため、本実行計画の策定に先立ち、市民と事業者を対象とするアンケート調査を実施して、地球温暖化に関する意識や取組状況を把握することにしました。調査の概要は以下の通りです。

表3-9 市民向けアンケート調査の概要

対象者	平成 22 年 10 月 1 日現在の外国籍を除く 20 歳以上の市民 237,926 人
調査数	2,500 人
調査方法	年代別、地域別のバランスを踏まえて無作為抽出して、アンケート票を郵送・回収
調査期間	平成 22 年 11 月 26 日～平成 23 年 1 月 7 日
回収数	953 人（回収率 38.1%）

表3-10 事業者向けアンケート調査の概要

対象者	平成 22 年 10 月 1 日現在の春日部商工会議所及び庄和商工会の会員事業所
調査数	100 事業所
調査方法	役員名簿より無作為抽出して、アンケート票を郵送・回収
調査期間	平成 22 年 12 月 6 日～平成 23 年 1 月 7 日
回収数	63 事業所（回収率 63.0%）

アンケート調査結果に関しては、四捨五入の都合上、合計が100%にならない場合があります。

(2) 地球温暖化に関する市民の意識と取組

地球環境問題への関心、取組について

地球温暖化問題に関心があると回答している市民の割合は88.9%になっています。

地球温暖化防止のために日常生活を多少我慢しても良いと考えている市民の割合は23.0%、快適な日常生活が送れる範囲でできることから取組を始めたいと考えている市民の割合は67.1%になります。

図 3-16 地球環境問題についての関心

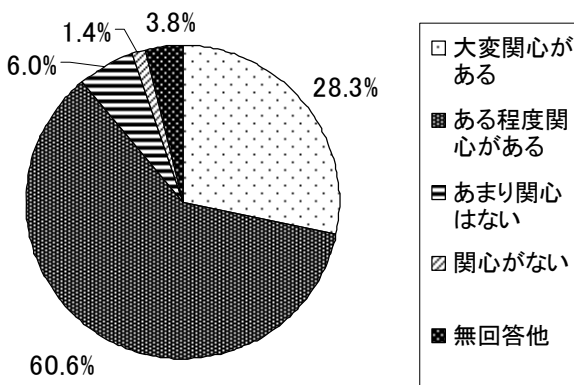
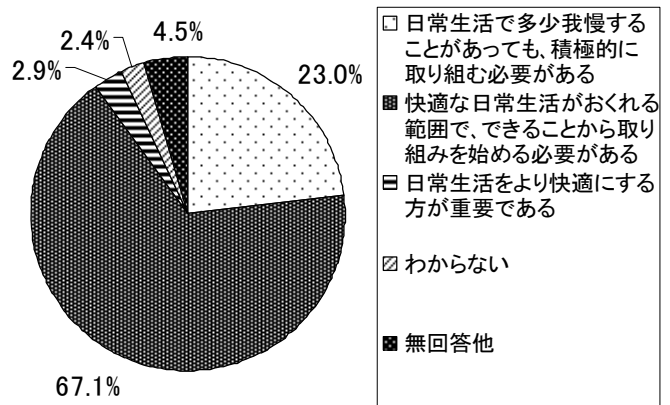


図 3-17 省エネルギーに取り組む意識



日常生活における主な移動手段について

通勤・通学をしている市民のうち、移動手段に自家用車を使用している割合は20.2%になります。買い物やレジャーの移動手段に自家用車を使用している割合は45.3%になります。一方、移動手段にバスを使用している市民は、通勤・通学の場合は0.3%、買い物・レジャーの場合は0.9%と低い割合になっています。

図 3-18 通勤・通学の移動手段

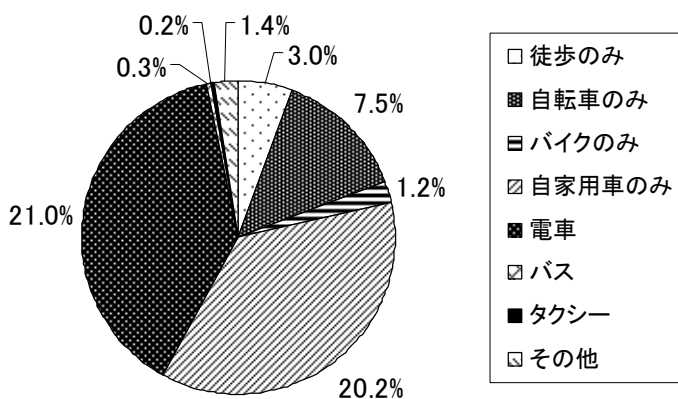
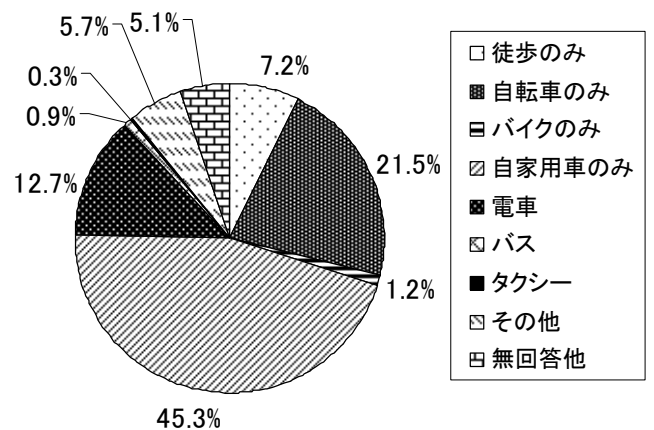


図 3-19 買い物・レジャーの移動手段



家庭における省エネルギーの取組状況について

多くの市民が家庭で実行している省エネルギーの取組として、「冷暖房機器をつけっぱなしにしない」、「人のいない部屋の照明をこまめに消す」、「冷蔵庫を壁から離して設置する」、「洗濯をするときはまとめて洗う」等があげられます。

反対に実行している割合が少ない省エネルギーの取組として、「省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯を使用する」、「家族が間隔をおかずに風呂に入る」、「自動車の代わりに公共交通機関を利用する」、「使わない電器製品のプラグをコンセントから抜く」等があげられます。

図 3-20 家庭における省エネルギー取組状況



■ はい □ 時々 □ いいえ □ 無い □ 無回答他

古い家電製品等の使用状況について

10年以上前の古い家電製品を使用している市民の割合は62.0%であり、その内訳は冷蔵庫（63.7%）、リビングのエアコン（52.4%）、給湯器・湯沸器（35.9%）、リビングのテレビ（20.8%）になります。まだ使用できる家電製品は買い換える必要はないと考えている市民の割合は32.2%になります。

図 3-21 古い家電製品の有無

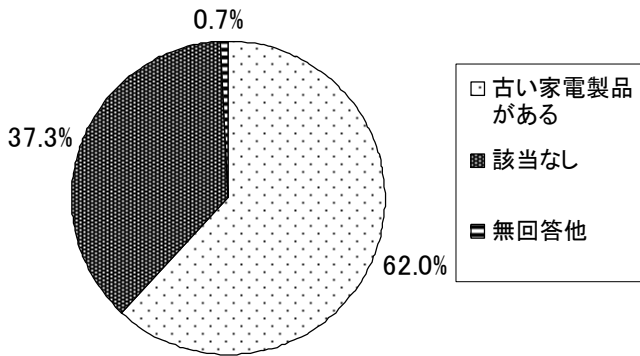
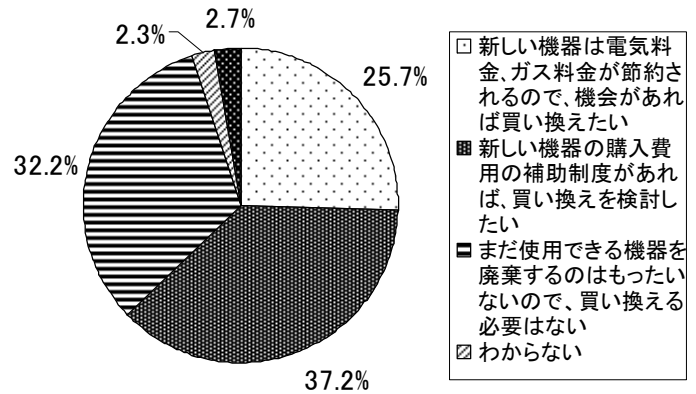


図 3-22 古い家電製品を買い換える条件



春日部市に適した地球温暖化対策について

「資源循環」と「水と緑の保全・再生」をあげた市民の割合が多くなっています。スマートライフの取組としては「グリーン購入」と「まちの緑化」をあげる市民の割合が多くなっています。

図 3-23 基本プロジェクトの評価

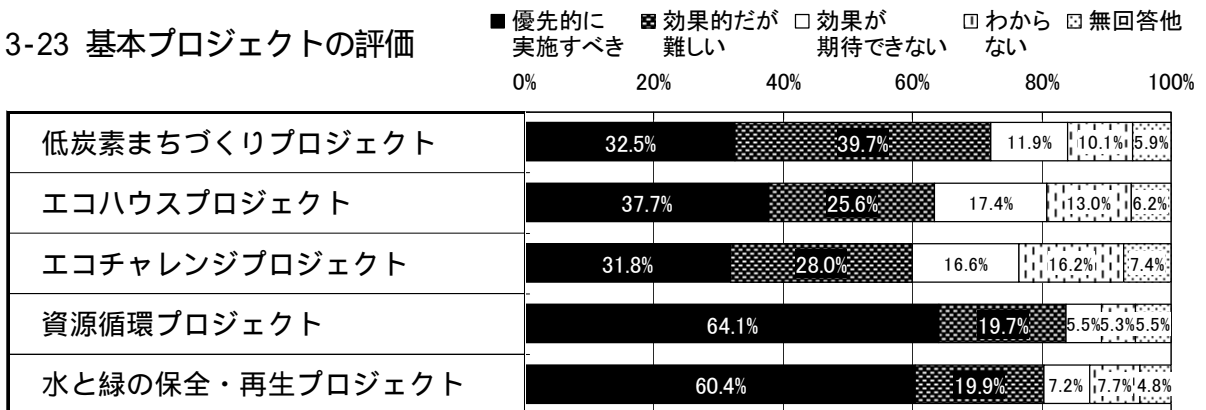
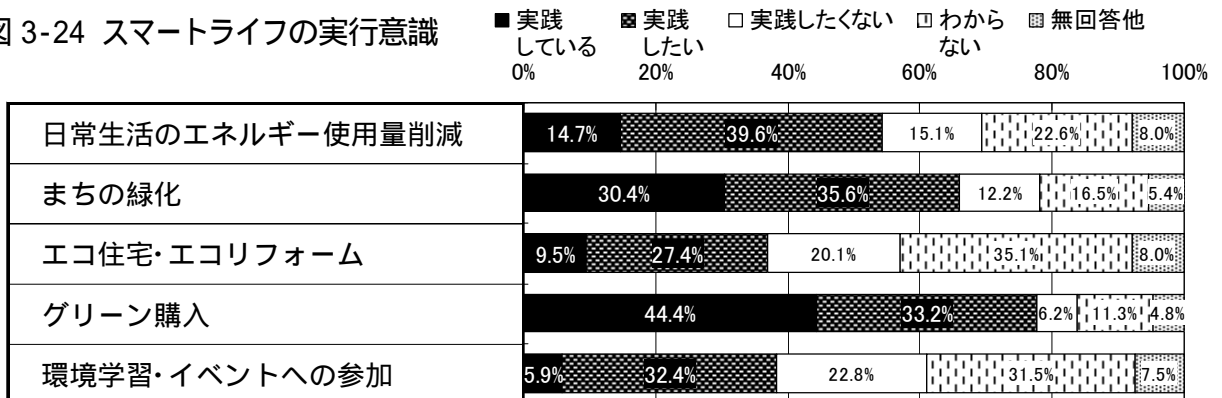


図 3-24 スマートライフの実行意識



(3) 地球温暖化に関する事業者の意識と取組

地球環境問題への関心、取組について

地球温暖化問題に関心があると回答している事業者の割合は90.5%になっています。

企業の責任を果たすために積極的に温暖化対策に取り組むと考えている事業者の割合は17.5%、事業効率が維持できる範囲でできることから取組を始めたいと考えている事業者の割合は71.4%になります。

図 3-25 地球環境問題についての関心

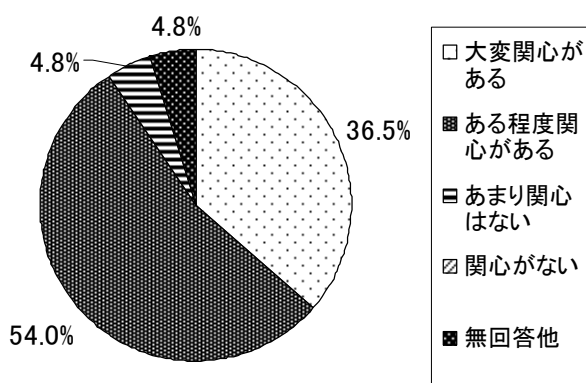
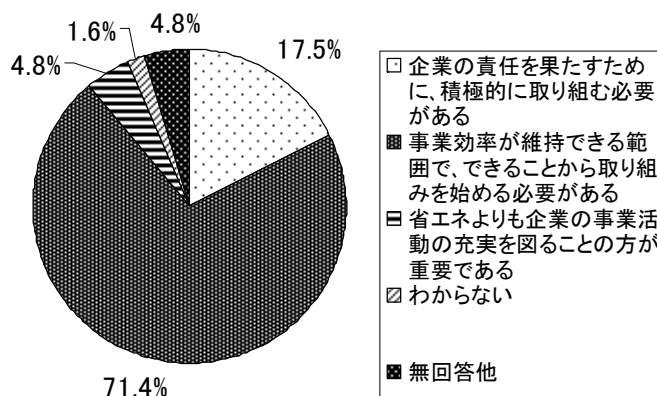


図 3-26 省エネルギーに取り組む意識



二酸化炭素排出量の管理、削減対策について

二酸化炭素の排出量を把握している事業者の割合は17.4%、二酸化炭素の削減目標を定めて計画的に温暖化対策を進めている事業者の割合は14.3%になっています。

一方、どのように二酸化炭素排出量を把握し、温暖化対策を進めるか検討中の事業者の割合は52.4%、特に対策を検討していない事業者の割合は27.0%になっています。

図 3-27 二酸化炭素排出量管理の状況

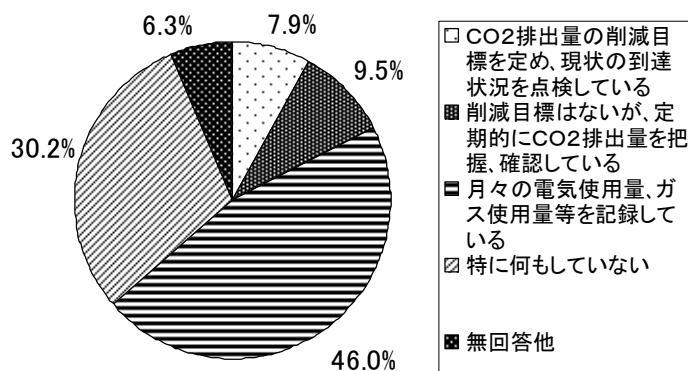
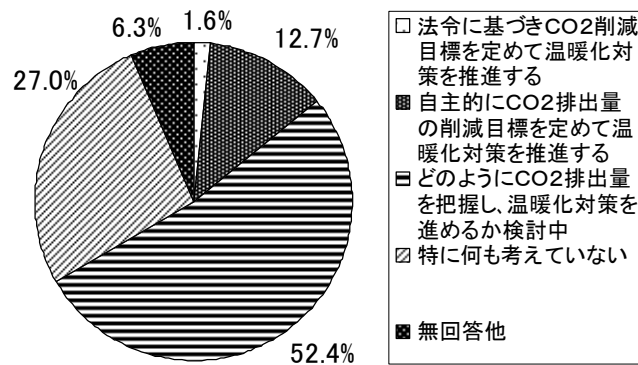


図 3-28 二酸化炭素削減計画の状況



事業所における主な省エネルギーの取組状況について

省エネルギーに取り組んでいる事業者の割合は、冷暖房の適切な温度設定が87.3%、 unnecessary照明のこまめな消灯が92.1%、エコドライブやアイドリングストップの実施が77.7%になっています。

省エネルギー機器を導入している事業者の割合は、消費電力の少ないエアコンが44.4%、消費電力の少ない照明が23.8%、低公害車・低排出車が31.7%になっています。

図 3-29 冷暖房の適切な温度設定

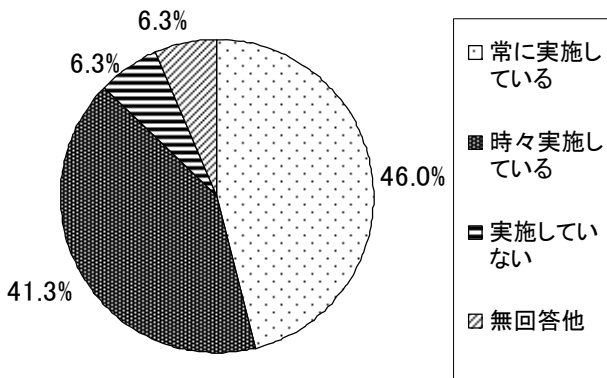


図 3-32 消費電力が少ないエアコンの使用

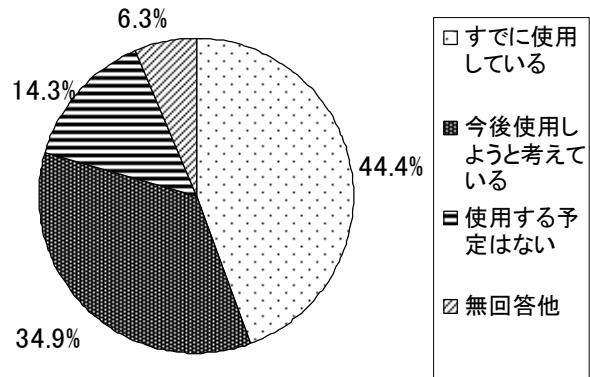


図 3-30 unnecessary照明のこまめな消灯

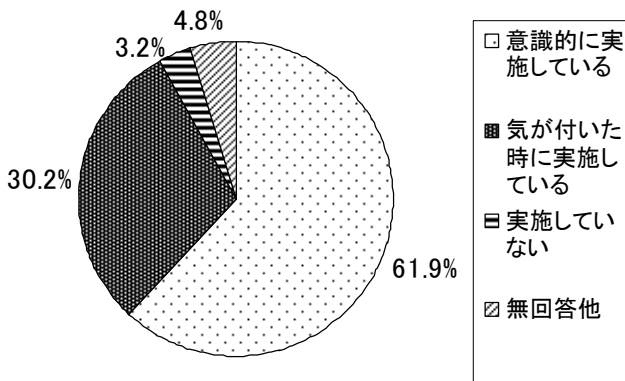


図 3-33 消費電力が少ない照明への変更

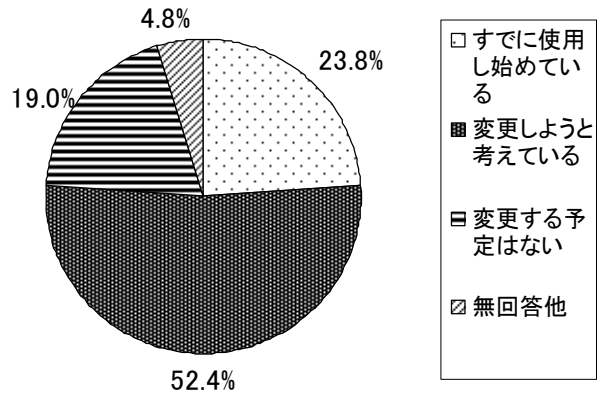


図 3-31 エコドライブやアイドリングストップの実施

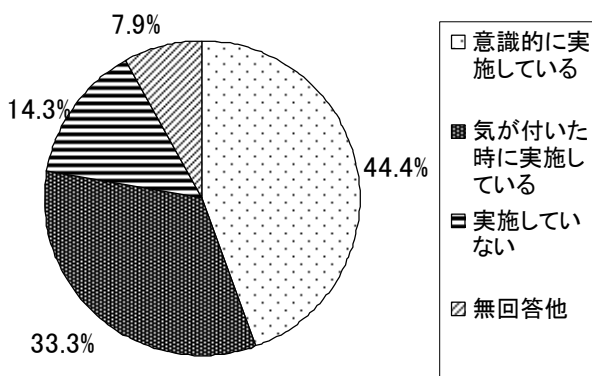
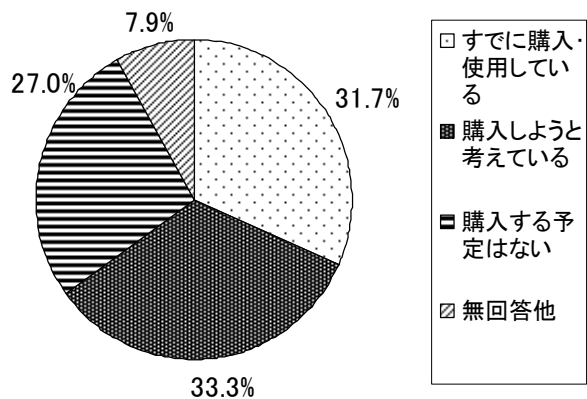


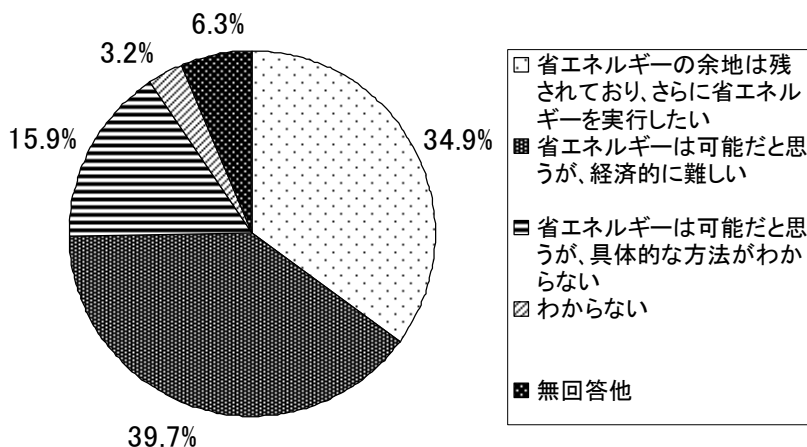
図 3-34 低公害車、低排出車の購入・使用



今後の省エネルギーの可能性について

事業所における今後の省エネルギーが可能と考えている事業者の割合は90.5%に上りますが、経済的に実行するのは難しい事業者の割合は39.7%、具体的な方法がわからない事業者の割合は15.9%になっています。

図 3-35 今後の省エネルギーの可能性



春日部市に適した地球温暖化対策について

「資源循環」と「水と緑の保全・再生」をあげた事業者の割合が多くなっています。一方、省エネ機器のなかでは「太陽光発電システム」、「高効率給湯システム」を導入済み及び導入したい事業者の割合がそれぞれ38.1%、33.3%になっています。

図 3-36 基本プロジェクトの評価

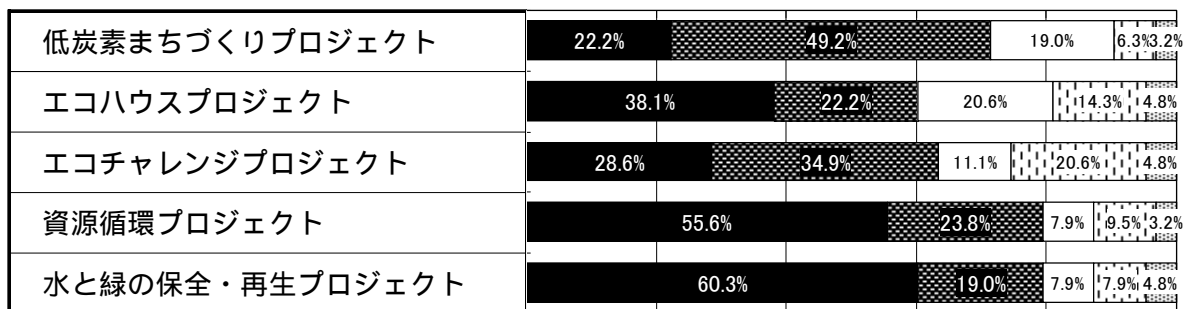
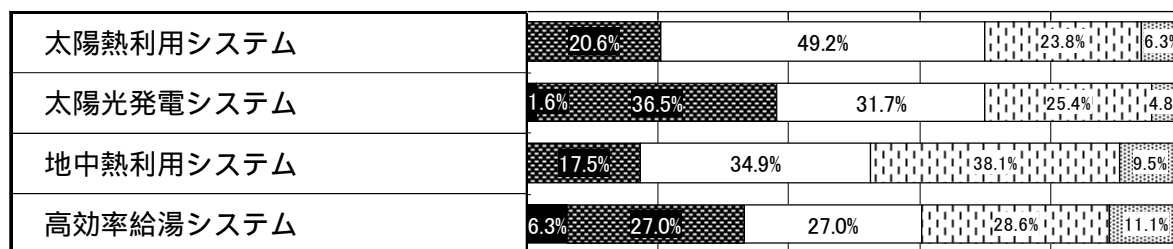


図 3-37 省エネ機器等の導入意識



第4章 春日部市域における温室効果ガスの排出状況

第4章 春日部市域における温室効果ガスの排出状況

4-1 温室効果ガスの排出量の現状	45
4-2 二酸化炭素排出量の現状	46
4-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移	49
4-4 主体別の二酸化炭素排出量	55
4-5 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要	56
4-6 温室効果ガスの排出量の将来推計	57
4-7 森林等による吸収量の取り扱い	59

第4章 春日部市域における温室効果ガスの排出状況

4 - 1 温室効果ガスの排出量の現状

春日部市の温室効果ガス排出量を、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）平成21年6月（環境省）」に基づき算定しています。算定方法については、部門ごとに入手可能な統計データ等により最適な算定方法を選定しました。

算定にあたっては、各種統計データの集計・公表を待つ必要があるため、排出量の現況の年度は平成20年度となります。基準年度も平成20年度とします。なお、温室効果ガス排出量の単位は「t-CO₂」とし、二酸化炭素に換算した表記とします。

春日部市の平成20年度の温室効果ガスの排出量は960,617 t-CO₂です。

この章において、図表で示した数値は四捨五入後の整数で表しています。文章中の増減率または割合は四捨五入前の数値で計算しているため、図表の数値で計算した結果とは差異が生じる場合があります。

表4-1 温室効果ガス排出量の推移及び内訳 (単位:千t-CO₂)

	H2	H12	H17	H18	H19	H20
二酸化炭素 (CO ₂)	948	984	952	913	1,015	947
メタン (CH ₄)	9	6	7	7	7	7
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	7	7	7	7	7
合計	966	997	966	928	1,029	961

四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

図4-1 温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

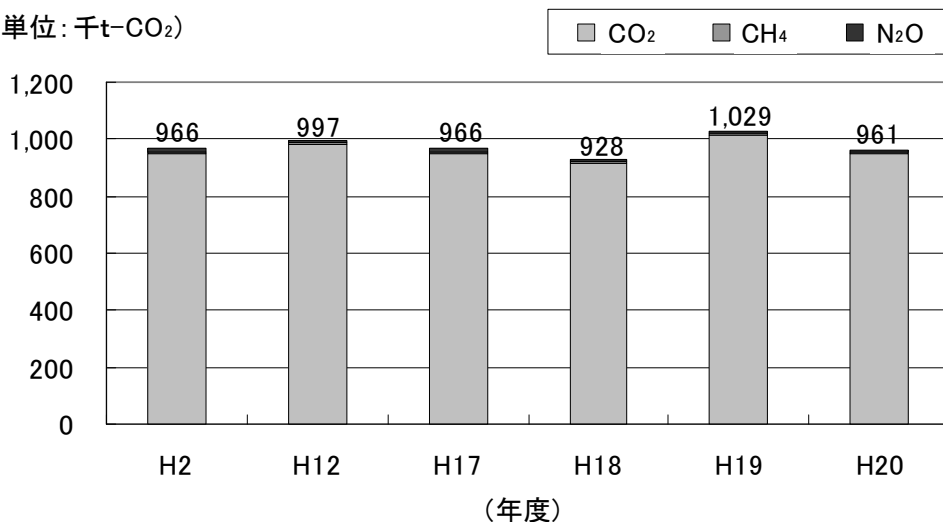
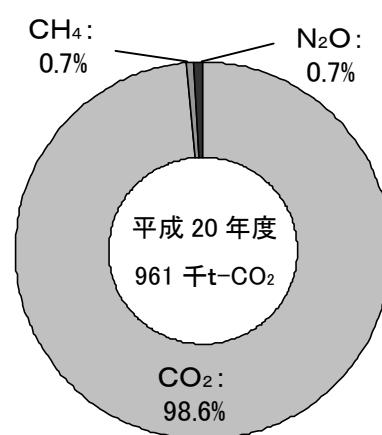


図4-2 温室効果ガス排出量の内訳 (平成20年度)

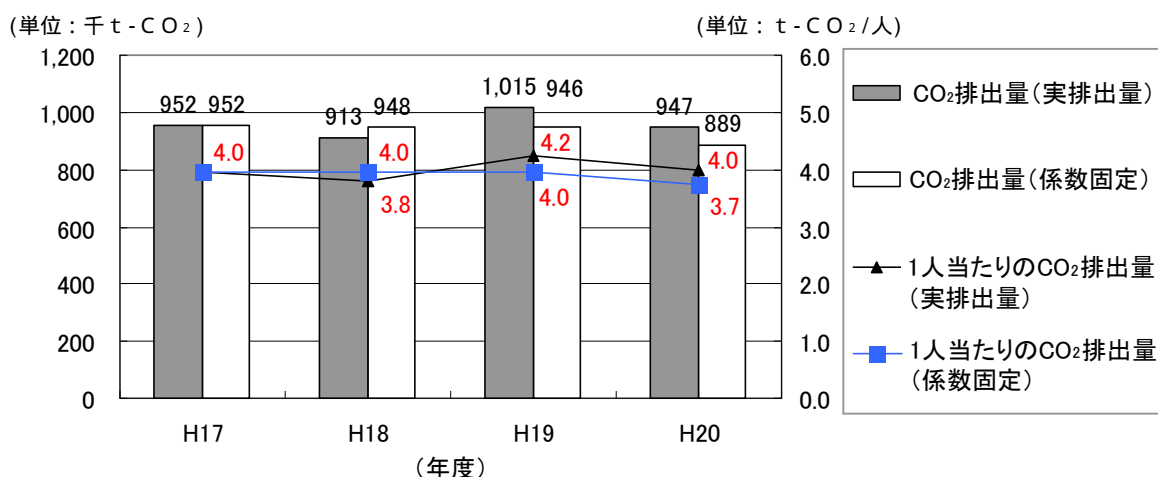


4 - 2 二酸化炭素排出量の現状

本市における平成17年度から平成20年度までの二酸化炭素排出量は図4-3の通りです。平成19年度に排出量が大幅に増加しているのは、原子力発電所の操業停止等により、火力発電所の稼働率が高くなったことが影響しているものと考えられます。

- 春日部市の二酸化炭素排出量（実排出量）は、平成17年度から平成20年度にかけて、0.5%減少しています。
- 平成20年度の市民1人当たりの二酸化炭素排出量は4.0 t-CO₂であり、平成17年度に比べて0.4%増加しています。

図4-3 二酸化炭素排出量の推移



係数固定：電力の排出係数を平成17年度の値に固定しています。

人口は春日部市統計書より、各年度の市域の人口データを使用しています。

表4-2 本市の二酸化炭素排出量（実排出量） (単位: 千t-CO₂)

部門	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減率 (H17 - H20)
産業部門	211	191	209	181	-14.4%
家庭部門	239	228	269	275	+14.9%
業務部門	226	210	236	229	+1.2%
運輸部門	249	249	252	234	-6.3%
廃棄物焼却	26	36	48	29	+9.8%
合計	952	913	1,015	947	-0.5%
人口(人)	240,609	239,662	238,867	238,251	-1.0%
一人当たり(kg-CO ₂)	3,958	3,811	4,248	3,976	+0.4%

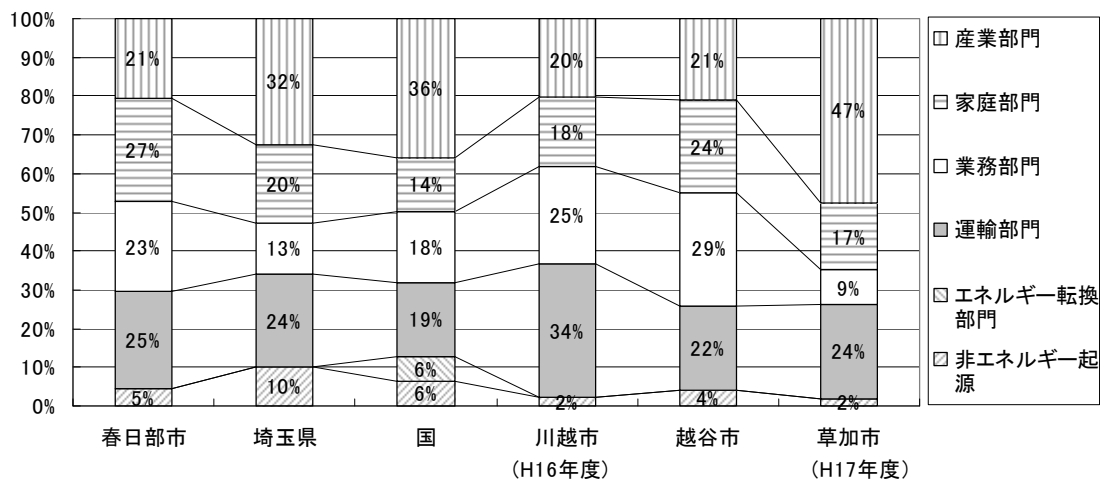
四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

本市の二酸化炭素排出量の部門別比率は、県や国の比率と比較すると産業部門（21%）が小さく、家庭部門（27%）、業務部門（23%）が大きくなっています。

本市の一人当たりの二酸化炭素排出量は、県や国の値と比較して小さく（県の71.3%、国の41.6%）、産業部門や運輸部門の差が大きいことが分かります。

県内の他都市のデータと比べると、越谷市のデータが部門別の比率、一人当たりの排出量ともに近い値となっています。

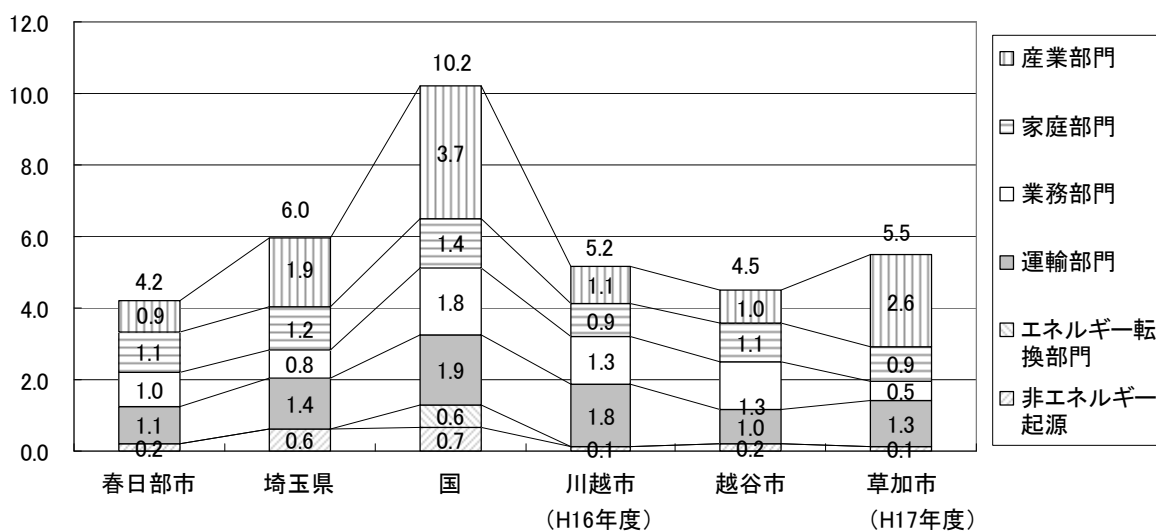
図4-4 部門別二酸化炭素排出量の内訳（平成19年度）



四捨五入の都合上、合計が100%にならない場合があります。

図4-5 部門別二酸化炭素排出量 一人当たり排出量（平成19年度）

（単位：t-CO₂/人）



一人当たりの排出量は、各自治体統計書による各年度の人口データを使用しています。

四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

■解説：「実排出量」と「係数固定」

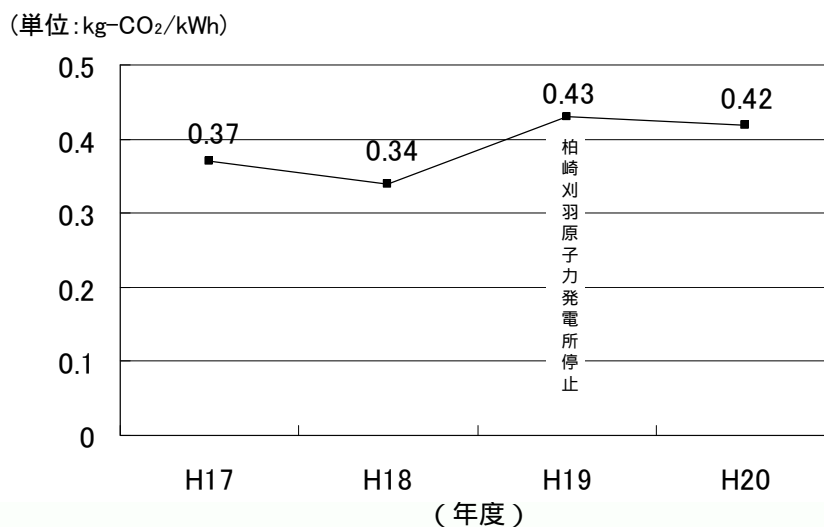
エネルギーの燃焼に伴って発生する二酸化炭素は、エネルギー消費量にエネルギー種別の排出係数を掛けることで算定しています。エネルギー種別の中でも、電力の排出係数は電気事業者が毎年公表する値を使用しており、年度による変動があります。

「実排出量」とは、毎年変動する排出係数を用いて排出量を算定したものです。これにより排出量の実態を把握することが出来ますが、原子力発電所の操業停止による火力発電所の稼働率増加など、電力事業者側の要因にも大きな影響を受けてしまいます。

「係数固定」とは、排出量の算定に用いる排出係数を特定の年度に固定することで、電力事業者側の要因を排除した、家庭や企業の省エネ努力等を反映できる排出量の算定方法です。

ここでは、排出量を適正に把握・評価する観点から、「実排出量」と「係数固定（平成17年度の値に固定）」の両方を記載しています。

図4-6 東京電力の排出係数の推移

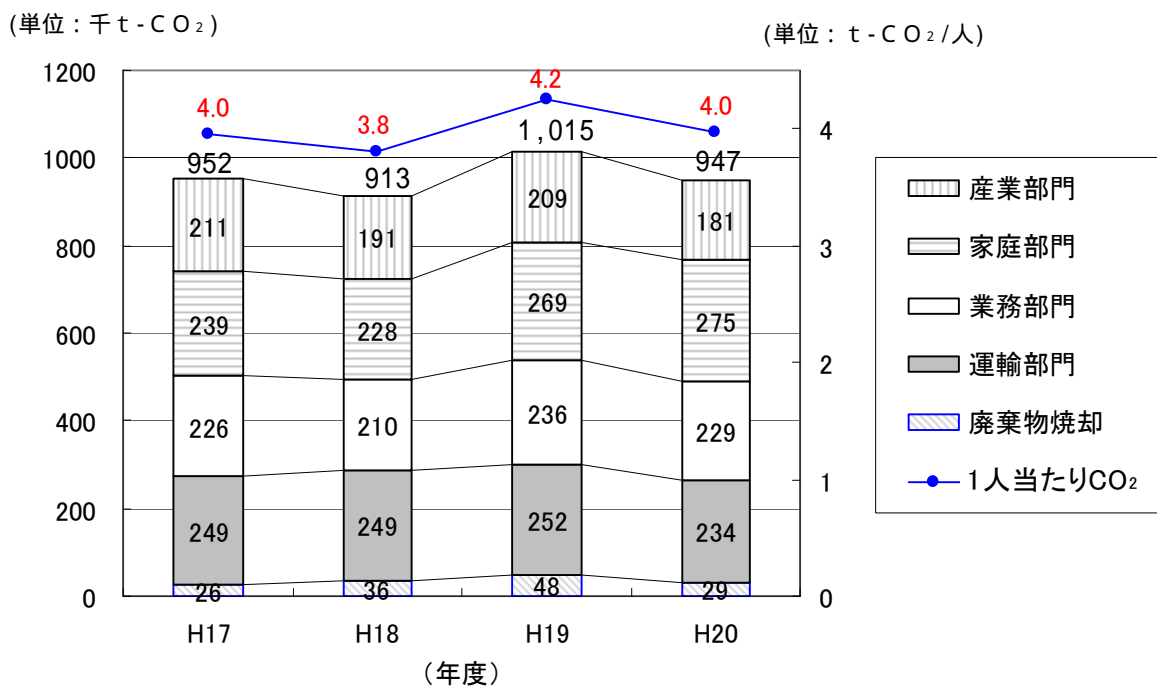


4 - 3 部門別の二酸化炭素排出量の推移

平成17年度から平成20年度までの二酸化炭素排出量の部門別の内訳は図4-7の通りです。排出量は実排出量です。

- 二酸化炭素排出量の割合は、家庭部門（全体の29%）で年々増加し、業務部門（全体の24%）ではほぼ横ばいです。
二酸化炭素排出量は、平成17年度から平成20年度にかけて、家庭部門が14.9%、業務部門が1.2%増加しています。
- 二酸化炭素排出量の割合は、産業部門（全体の19%）と運輸部門（全体の25%）では減少しています。
二酸化炭素排出量は、平成17年度から平成20年度にかけて、産業部門が14.4%、運輸部門が6.3%減少しています。

図 4-7 部門別二酸化炭素排出量の推移



一人当たりの排出量は、春日部市統計書による各年度の市域の人口データを使用しています。四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

■解説：二酸化炭素排出量算定の区分（部門）

二酸化炭素排出量は、エネルギーの使用に伴い発生する「エネルギー起源二酸化炭素」と「非エネルギー起源二酸化炭素」に区分されます。

●エネルギー起源二酸化炭素とは

エネルギー起源二酸化炭素の排出量は、「産業部門」、「家庭部門（民生家庭部門）」、「業務部門（民生業務部門）」、「運輸部門」、「エネルギー転換部門」に区分されます。本市においてはエネルギー転換部門は、該当無いか極めて微少であると考えられるため、算定対象外とします。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業の活動に伴う排出
家庭部門	家庭での活動に伴う排出
業務部門	事務所、店舗、銀行、病院、ホテル等の活動に伴う排出
運輸部門	自動車や鉄道等による輸送に伴う排出
エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の自家消費に伴う排出

●非エネルギー起源二酸化炭素とは

「工業プロセス（石灰石消費等）」、「廃棄物（廃プラスチック、廃油等の焼却）」、「燃料からの漏出」等に区分されます。本市における「工業プロセス」、「燃料からの漏出」については、該当無いか極めて微少であると考えられるため算定対象外としています。

■解説：二酸化炭素（CO₂）1トンとは？

春日部市における平成20年度の二酸化炭素排出量は約947,000トンです。

ただ、約947,000トンと言っても、どれくらいの大きさのものなのか、想像することは難しいと思います。そもそも二酸化炭素1トンとはどれくらいのものなのでしょうか。

①体積や面積で例える

サッカーボールに置き換えると、約9万個分の体積に相当します。9万個のサッカーボールを地面に並べて置くと、およそサッカーコート半面分の面積となります。

②植物の吸収量に例える

スギの木約71本が1年間に吸収する量に相当します。

なお、1トン分の二酸化炭素は、灯油を灯油缶（18ℓ）で約22本分を使用した際に発生する量となります。



(1) 産業部門

産業部門の二酸化炭素排出量は平成17年度から平成20年度にかけて、実排出量で14.4%減少しています。産業部門の排出量の内、8割以上が製造業によるものです。排出量の内訳の推移を見ると、産業部門の排出量の減少は、主に製造業の減少によるものと考えられます。

製造業の規模を示す製造品出荷額を見ると、ほぼ横ばいとなっています。このことから、排出量の減少は製造業における効率化や省エネ等の取組が進んだことによるものであると考えられます。

図 4-8 産業部門の二酸化炭素排出量の推移

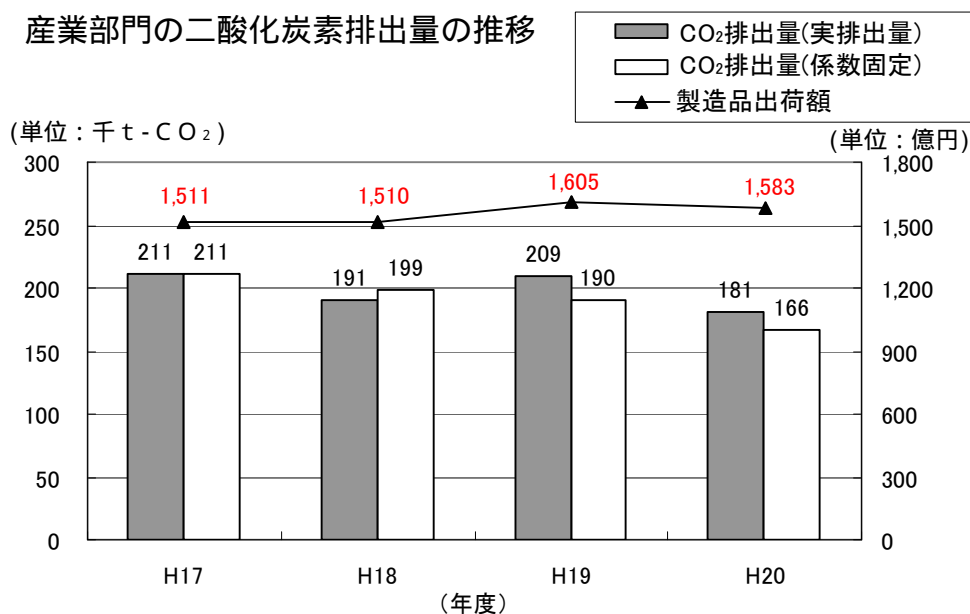
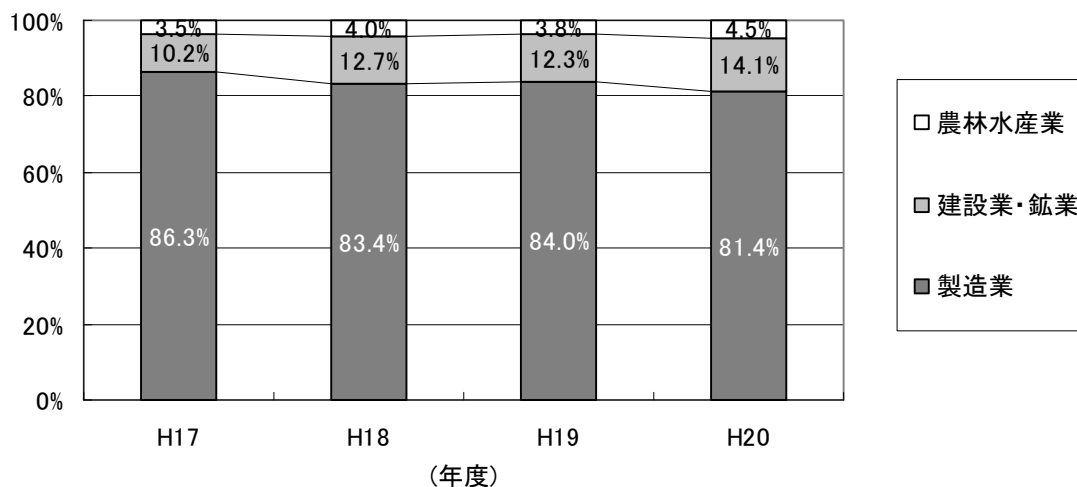


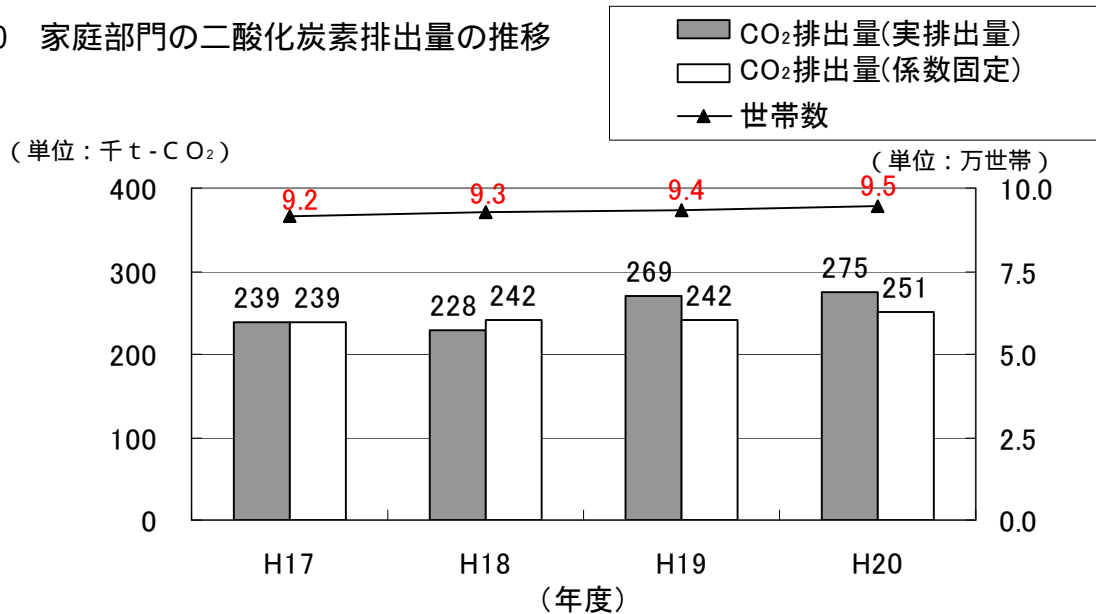
図 4-9 産業部門の二酸化炭素排出量の内訳の推移



(2) 家庭部門

家庭部門の二酸化炭素排出量は、平成17年度から平成20年度までは、実排出量で14.9%増えています。排出係数を平成17年度に固定した係数固定の場合では、平成17年度から平成20年度までで4.8%の増加であり、これは世帯数増加(3.2%)の傾向と類似しており、世帯数の増加による排出量の増加であることが考えられます。

図 4-10 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



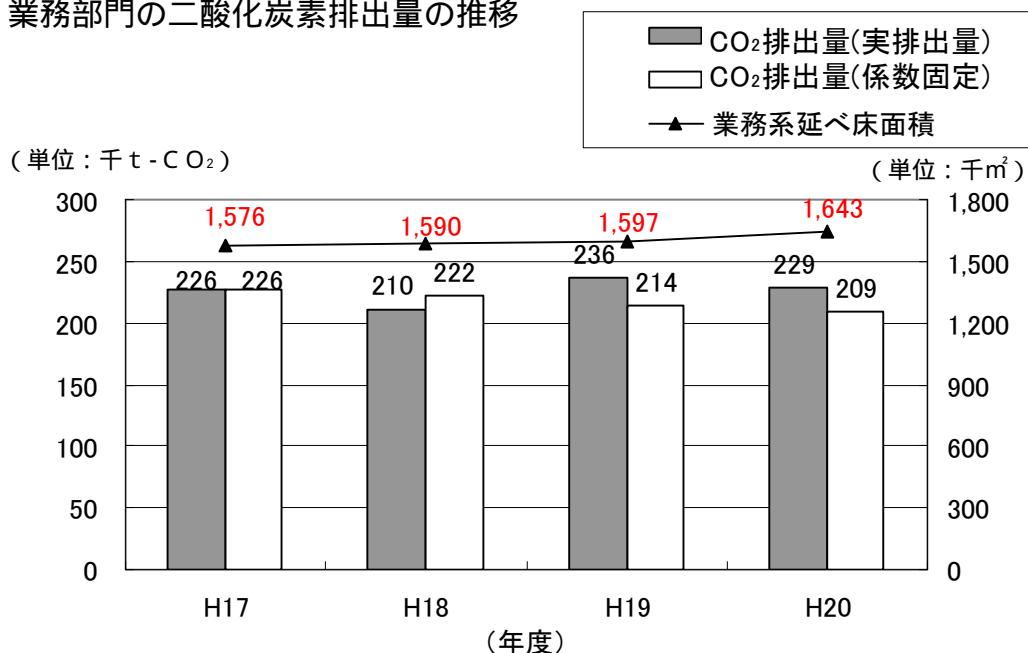
世帯数は、春日部市統計書による各年度の市域の世帯数データを使用しています。

(3) 業務部門

業務部門の二酸化炭素排出量は、平成17年度から平成20年度まででは、実排出量で1.2%増えています。排出係数を平成17年度に固定した係数固定の場合では、平成17年度から平成20年度までで7.6%の減少となっています。

業務部門の規模を示す業務系建物の延べ床面積の推移を見ると、平成17年度から平成19年度までは微増であり、平成20年度については大型ショッピングセンターの開業等の影響により、増加幅が大きくなっています。しかしながら二酸化炭素排出量は減少していることから、建物の効率化・省エネ等の取組が進んだことによるものと考えられます。

図 4-11 業務部門の二酸化炭素排出量の推移

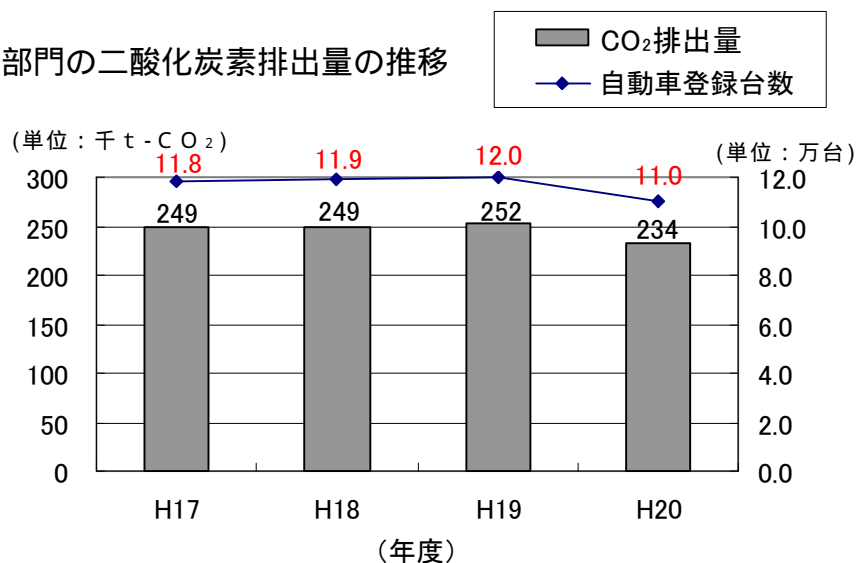


(4) 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量のほとんどは自動車によるものです。平成17年度から平成20年度まででは、実排出量で6.3%減少しています。これは、自動車登録台数の減少によるものです。

この排出量の算定にあたっては、「全国市区町村自動車CO₂表示システム(環境省)」(最新版:平成17年)を用い、人口や自動車登録台数のデータを更新していますが、近年の自動車の燃費改善等は考慮していません。

図 4-12 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移



(5) 廃棄物の焼却

廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量は年度による変動が大きく、平成17年度から平成20年度まででは、実排出量で9.8%の増加となっています。

本市のごみ焼却量を見ると、平成17年度から平成20年度まででは3.2%の減少となっており、排出量の変動との関係性は薄いと考えられますが、廃棄物中のプラスチック・合成繊維の割合を見ると、排出量の変動に類似した変動が見られます。このことから、排出量の増減は、焼却される一般廃棄物の中に含まれるプラスチック・合成繊維の割合の変動によるものと考えられます。

図 4-13 廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移

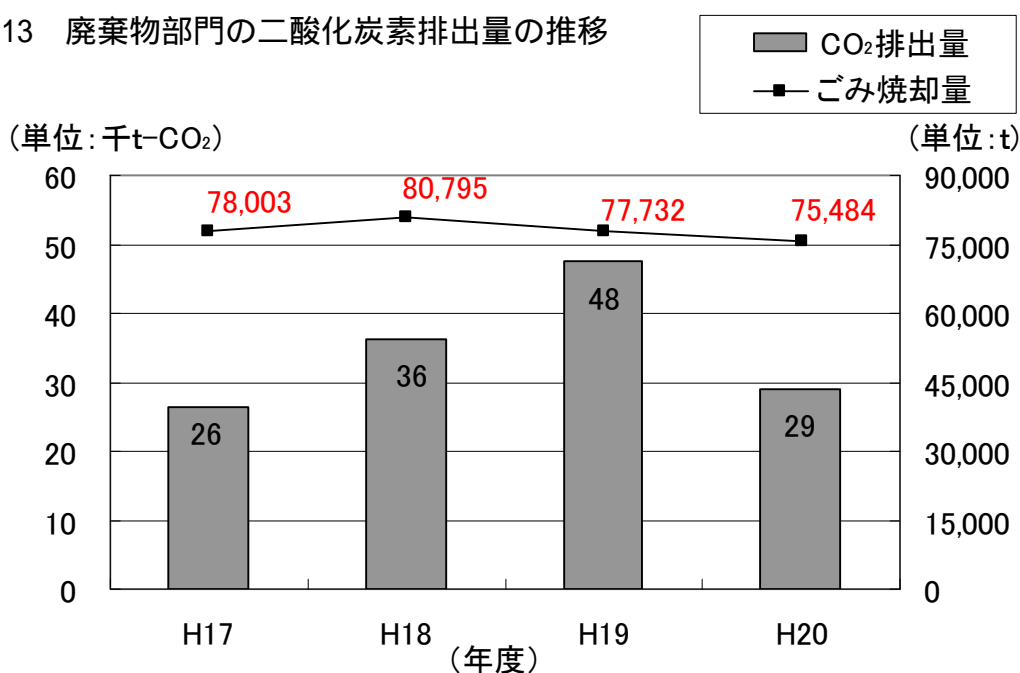
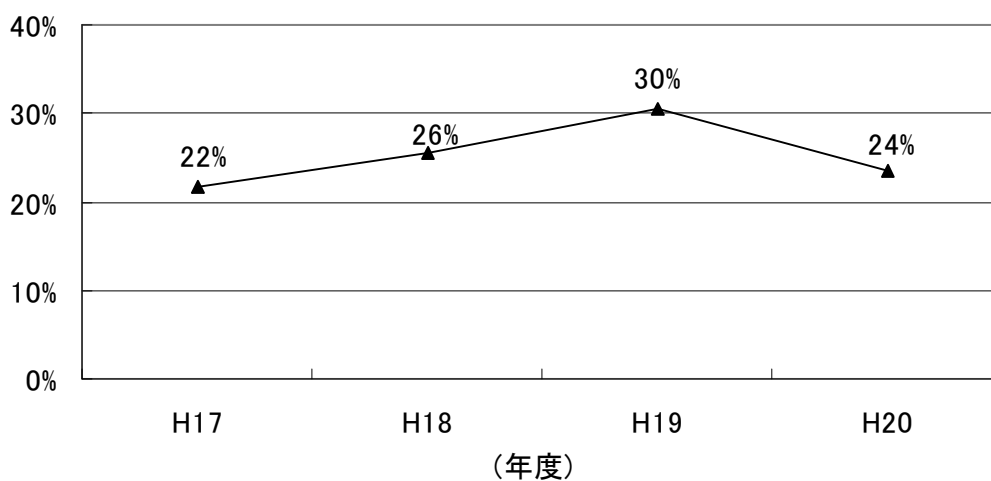


図 4-14 一般廃棄物中のプラスチック・合成繊維の割合(乾燥重量)



資料：環境センター

4 - 4 主体別の二酸化炭素排出量

平成20年度における二酸化炭素排出量を、部門ごとに家庭生活に起因するものと事業活動に起因するものに振り分け、市民及び事業者の主体別に排出量を算定しました。

平成20年度の二酸化炭素排出量の比率は、家庭生活に起因するものが53%、事業活動に起因するものが47%です。

家庭生活に起因する二酸化炭素排出量は、平成20年度は504千t-CO₂です。1世帯当たりでは5.3t-CO₂、市民1人当たりでは2.1t-CO₂になります。

事業活動に起因する二酸化炭素排出量は、平成20年度は444千t-CO₂になります。

図4-15 主体別の二酸化炭素排出量の内訳（平成20年度）

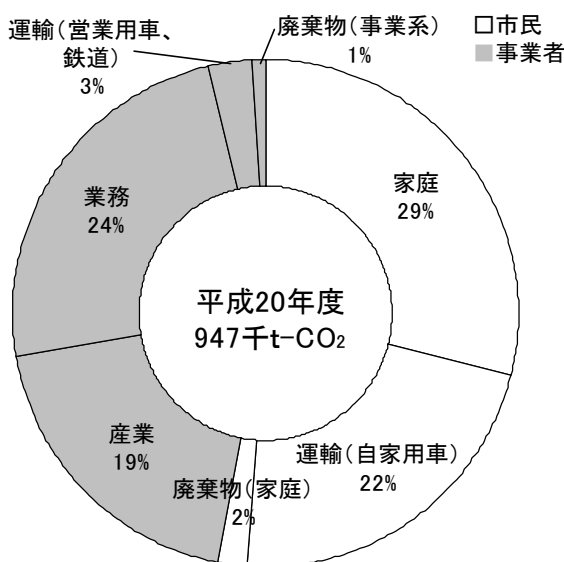


表 4-3 主体別排出量（平成 20 年度）

		排出量(千t-CO ₂)	割合
市民	家庭	275	29%
	運輸(自家用車)	209	22%
	廃棄物(家庭)	20	2%
	計	504	53%
事業者	産業	181	19%
	業務	229	24%
	運輸(営業用車、鉄道)	25	3%
	廃棄物(事業系)	9	1%
	計	444	47%
合計		947	100%

四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

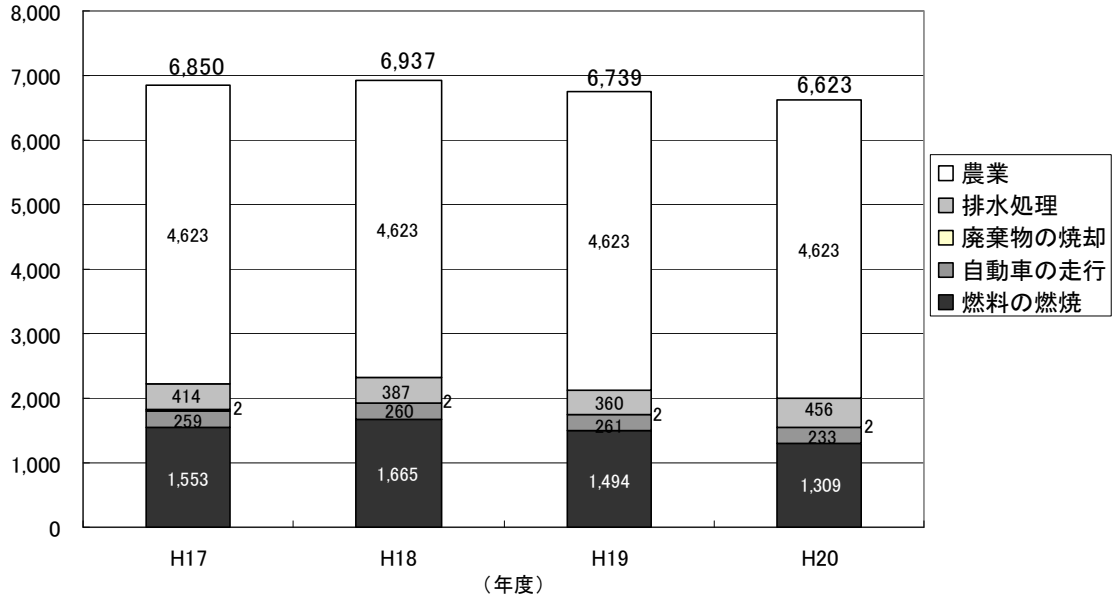
4 - 5 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要

(1) メタン (C H ₄)

平成20年度における春日部市のメタン排出量は6,623 t - C O ₂であり、温室効果ガス排出量全体の0.7%を占めています。主な排出源は農業となっています。

図4-16 メタン排出量の経年変化

(単位:t-CO₂)

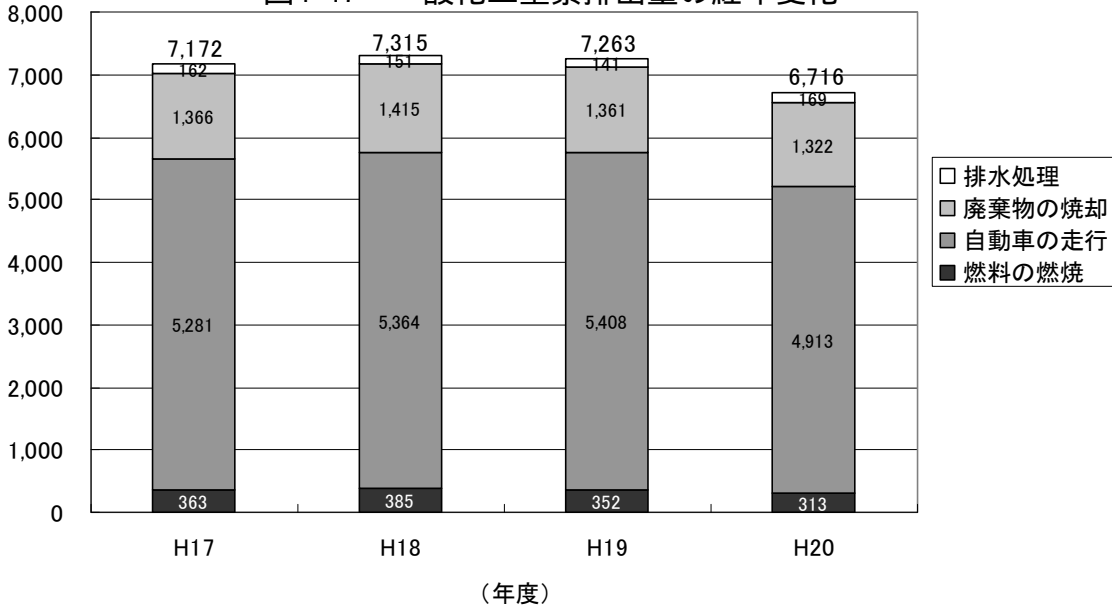


(2) 一酸化二窒素 (N ₂ O)

平成20年度における春日部市の一酸化二窒素排出量は6,716 t - C O ₂であり、温室効果ガス排出量全体の0.7%を占めています。主な排出源は自動車となっています。

図4-17 一酸化二窒素排出量の経年変化

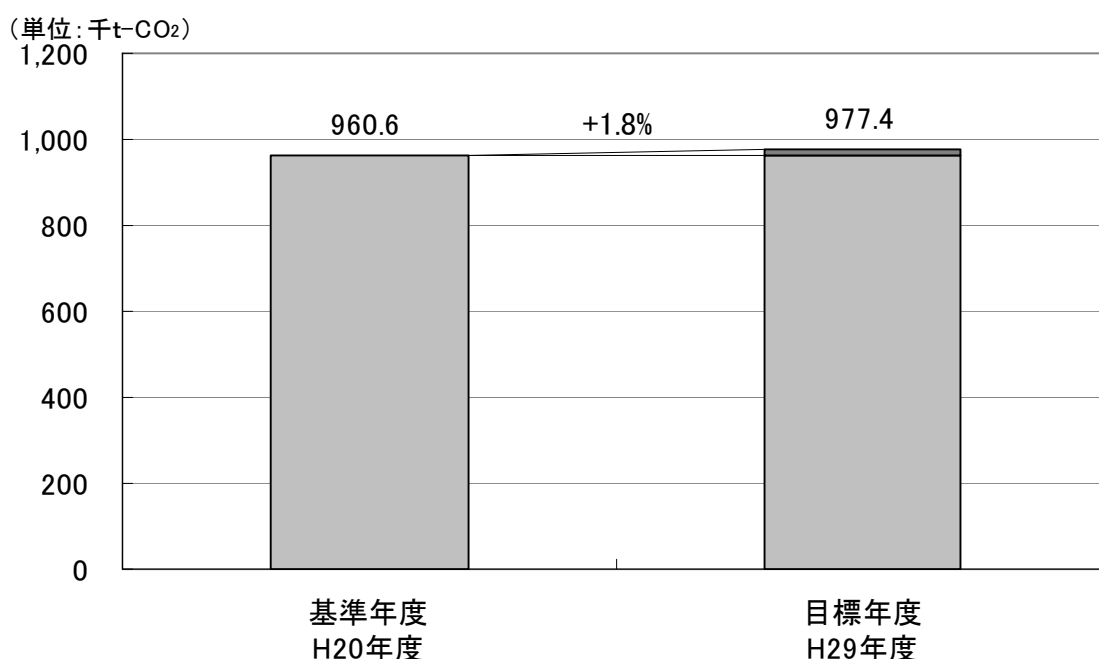
(単位:t-CO₂)



4 - 6 温室効果ガスの排出量の将来推計

二酸化炭素については、春日部市の将来計画と二酸化炭素排出量と相関関係の高い指標の傾向を参考に、目標年度である平成29年度（2017年度）における各部門の伸び率を算出し、現況年の排出量にその伸び率を乗じることにより、現況対策ケースにおける目標年の排出量として推計しました。推計に当たっては、今後新たな温暖化対策が講じられず現行の対策が推進され続け、また、二酸化炭素排出係数やエネルギー消費原単位が、今後も現況レベルのままで推移するものと仮定しています。二酸化炭素以外の温室効果ガスについても同様に推計しました。

図4-18 温室効果ガス排出量の将来推計結果



産業部門では、製造拠点の海外移転等が進行し製造品出荷額が減少することなどにより、基準年度から8.5%の減少が予想されます。家庭部門では、総合振興計画の目標人口に基づいた人口や世帯数の増加により、7.0%の増加が予想されます。業務部門では、業務系建物の延べ床面積の増加により、12.1%の増加が予想されます。運輸部門では、一人当たりの自動車保有台数の減少により、6.5%の減少が予想されます。廃棄物部門は、現状とほぼ同様であると予想されます。

表4-4 将来推計に用いた指標

対象ガス	部門		推計指標
二酸化炭素(CO ₂)	産業部門	農林業	近年の農業産出額の推移より
		建設業	ほぼ変動はないものとする(景気変動による影響が大きいと考えられるため)
		製造業	近年の製造品出荷額等の推移より
	家庭部門		春日部市総合振興計画の目標人口より
	業務部門		近年の業務系建物の延べ床面積の推移より
	運輸部門	自動車	近年の一人当たり自動車登録台数の推移より
		鉄道	ほぼ変動はないものとする
	廃棄物		ほぼ変動はないものとする
メタン(CH ₄)			二酸化炭素の推移より
一酸化二窒素(N ₂ O)			二酸化炭素の推移より

表4-5 温室効果ガス別・部門別将来推計結果

	排出量(千t-CO ₂)		増減率
	基準年度 平成20年度	目標年度 平成29年度	基準年比
二酸化炭素(CO ₂)	947.3	963.9	+1.8%
産業部門	180.7	165.4	-8.5%
農林業	8.1	7.8	-4.0%
建設業	25.5	25.5	±0.0%
製造業	147.1	132.1	-10.2%
家庭部門	274.8	294.1	+7.0%
業務部門	229.2	256.9	+12.1%
運輸部門	233.5	218.4	-6.5%
自動車	218.3	203.2	-6.9%
鉄道	15.2	15.2	±0.0%
廃棄物部門	29.1	29.1	±0.0%
メタン(CH ₄)	6.6	6.7	+1.8%
一酸化二窒素(N ₂ O)	6.7	6.8	+1.8%

4 - 7 森林等による吸収量の取り扱い

京都議定書では、森林等の吸収源の取り扱いとして、1990年以降に人の手により植生した森林等の吸収源に限定し、京都議定書の第一約束期間（平成20年から平成24年）の吸収量として計上を行うことができるとされています。

本市では、上記定義に該当する、1990年以降に行われた公園緑地や公共緑地、担保可能な民有緑地といった植生回復、森林の適切な維持が行われた土地等が比較的少ないと考えられます。また、このような土地での1990年時点と現在との2時点における炭素固定量の変化を把握し、吸収量を算定することは困難です。したがって、本計画では吸収源対策による吸収量の算定は行っていません。

しかしながら、緑道の整備や緑の保全・創出といった吸収源対策については、温暖化防止のみならず、ヒートアイランド現象の緩和や水源涵養、生態系の保全などの観点から、極めて重要であることは言うまでもありません。

そこで、本計画においては、吸収源対策による二酸化炭素の吸収効果は取り扱わないものの、日本全体の取組としての森林吸収量確保に向けて、雑木林の保全等、市域で可能な森林吸収源対策を実施していきます。また、森林以外の吸収源対策として、都市公園の整備等、都市緑化を進めていきます。

■解説：森林の二酸化炭素吸収量

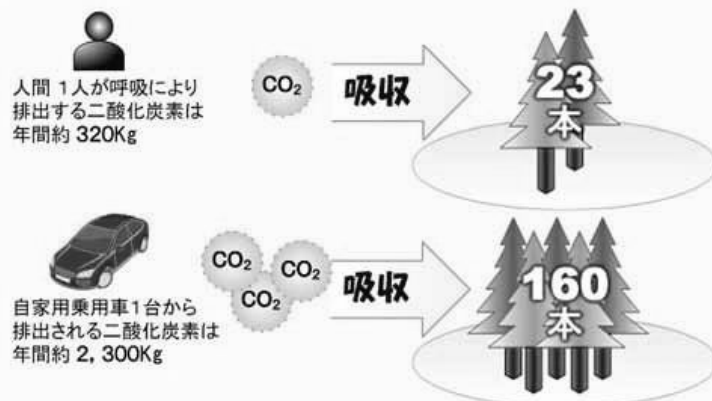
樹木が吸収し、蓄積する二酸化炭素量は一本一本みんな違ってはいますが、例えば、適切に手入れされている80年生のスギ人工林は1ha当たり約170tの炭素を貯蔵しており、1年間あたり平均で約7.8tの二酸化炭素を吸収します。

●人間の呼吸による二酸化炭素排出量

人間1人が呼吸により1年間で排出する二酸化炭素の量は、80年生のスギ人工林約4アール（スギ約23本）の年間吸収量と同じです。

●自家用車の二酸化炭素排出量

自家用乗用車1台から1年間に排出される二酸化炭素の量は、80年生のスギ人工林約0.3ha（スギ約160本）の年間吸収量と同じです。



出典：林野庁ホームページ

第5章 計画の目標

第5章 計画の目標

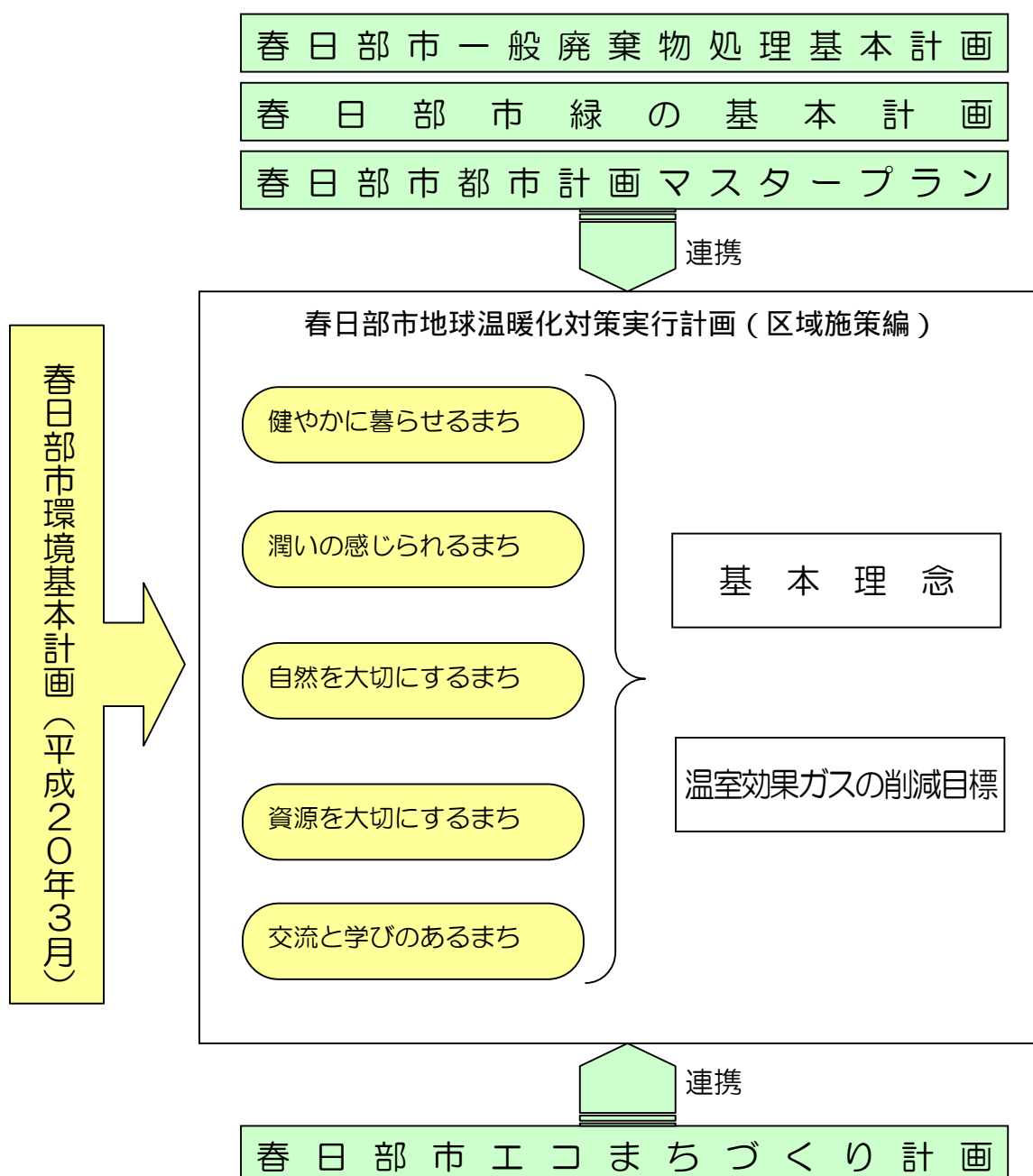
5-1 施策の方向性	63
5-2 基本理念	65
5-3 温室効果ガスの削減目標	66

第5章 計画の目標

5 - 1 施策の方向性

春日部市の将来の都市像を展望し、温暖化施策の方向性を検討する前提条件として、春日部市環境基本計画における地球温暖化に係る施策の枠組みと行動指針、及び春日部市一般廃棄物処理基本計画や春日部市緑の基本計画、春日部市都市計画マスタープランにおける取組の枠組みと取組メニューを整理します。

また、各分野の基本計画に基づく各種施策については、各分野毎に実施します。



春日部市環境基本計画（温暖化対策関連事項を抜粋）

個別ビジョン

<p>健やかに暮らせるまち</p> <p>空気・水・土などが良好な状態で、市民が毎日健やかに暮らせるまちを目指します</p>
<p>潤いの感じられるまち</p> <p>美しい街並みがあり、豊かな自然に親しむことができる潤いのあるまちを目指します</p>
<p>自然を大切にすまち</p> <p>自然環境の保全と創造により、自然を大切にし、自然との豊かな結びつきがあるまちを目指します</p>
<p>資源を大切にすまち</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却した資源循環型社会を構築することで、資源を大切にすまちを目指します</p>
<p>交流と学びのあるまち</p> <p>様々なネットワーク(交流)や環境学習(学びの場)があり、身近な環境への取組に対し、市民・事業者・市がお互いに協力しあえるパートナーシップのあるまちを目指します</p>

地球温暖化対策に係る施策展開の方向

<p>自家用車に頼らず暮らせるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道・自転車道の整備、自転車利用の促進
<p>水・緑・歴史と都市が調和したまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然と調和したまちなみ・ゆとりある都市空間づくりの推進 ・みどりあふれるまちづくり・歴史文化資源の活用
<p>市民が自然に親しめるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地・緑道・公園の整備 ・水辺に親しむ場づくり
<p>地球温暖化防止に貢献するまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のための具体的な計画策定 ・交通分野、市民生活、事業活動、公共施設における省エネルギーの推進 ・新エネルギー利用の推進
<p>資源を有効に利用し埋立ごみを減らすまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量の削減 ・リデュース・リユース・リサイクルの(3R)の推進
<p>省エネルギー・新エネルギーを推進するまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のための具体的な計画策定 ・交通分野、市民生活、事業活動、公共施設における省エネルギーの推進 ・新エネルギー利用の推進
<p>環境の大切さを誰もが理解するまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の推進 ・生涯学習における環境学習機会の充実
<p>市民・事業者・市が協働して取り組むまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークづくり、協議会等の設置

地球温暖化対策に係る行動指針

<p>・車の利用を控えましょう</p> <p>外出する時はできるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えましょう ノーカーデーなどの取組に協力しましょう</p>	市民、事業者、市
<p>・環境に優しい車の運転に心がけましょう</p> <p>エコドライブに心がけましょう</p>	市民、事業者、市
<p>・車を購入する時は環境に優しい車を選びましょう</p> <p>燃費が良く排ガスのクリーンな低公害車やハイブリッド自動車などの購入を検討しましょう</p>	市民、事業者、市
<p>・宅地・事業所の緑化を進めましょう</p> <p>植木、生垣、駐車場の緑化、建物の壁面や屋上の緑化、プランターや植木鉢の設置を進めましょう 屋敷林を適切に管理・保全しましょう</p>	市民、事業者、市
<p>・地域の自然の保全及び創造に関する取組に積極的に参加しましょう</p>	市民、事業者
<p>・毎日使っているエネルギー量を把握しましょう</p> <p>環境家計簿などを利用して、使用しているエネルギー量や二酸化炭素の排出量を把握しましょう</p>	市民、事業者
<p>・エネルギーの無駄遣いをやめましょう</p> <p>生活の様々な場面で省エネルギー行動を実践しましょう（こまめな消灯、冷暖房の設定温度等）</p>	市民
<p>・エネルギーの使い方を見直し、エネルギー使用の効率化を図りましょう</p> <p>照明やOA機器のこまめな消灯、省エネ型の機器、設備の導入、冷暖房の設定温度、省エネオフィス等）</p>	事業者、市
<p>・新エネルギーを積極的に効率よく活用しましょう</p> <p>太陽光発電システムやハイブリッド自動車など新エネルギーの活用を考えましょう 住宅を建てる際には、採光や風通し、断熱材等の工夫などにより、省エネ住宅を検討しましょう</p>	市民、事業者、市
<p>・ごみの減量とリサイクルに努めましょう</p>	市民、事業者
<p>・市民・事業者や庁内の部署間で協力し、環境を良くするための取組を進めます</p>	市民、事業者、市

5 - 2 基本理念

平成20年3月に策定した「春日部市環境基本計画」においては、目指す環境像を「自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」と掲げています。

春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、この環境像を目標とし、地球温暖化防止という側面から具体化することを目指します。

環境像を形成するための基盤となる「持続可能な地域社会」、「資源循環型社会」及び「自然共生社会」における取組の方向性を見極め、一体となって二酸化炭素の排出の少ない「低炭素社会」の実現に向けて私たちができることを行動に移すため、以下の事項を基本理念とします。

持続可能な地域社会<こどもたちが将来も地域の豊かさを実感できるまち>

将来地域の担い手となるこどもたちに、恵まれた自然、快適な生活環境を地域固有の資源としてしっかりと引き渡し、地域の中で農と食、住と職の結びつきを強めて充実を図ることにより、環境負荷が少なく地域の活力が持続し続ける社会を形成することが必要です。

したがって、私たちは地域が生み出す食品や製品を選択し、まちや住まいの質を高めることを心がけ、地域の価値を引き出し享受する努力を進めます。

資源循環型社会<「もったいない」を合い言葉に資源やエネルギーを賢く利用するまち>

資源やエネルギーを無駄なく大切に使い、太陽や風力などの新しいエネルギーを導入することにより、現在の化石燃料に過度に依存したエネルギー消費の構造を改善し、心の豊かさや生活の質を重視した社会を形成することが必要です。

したがって、私たちは無駄遣いをしないこと、本当に必要なモノを購入することを心がけ、豊かさを求めながら節約も実現するような賢い生活様式を創り出す努力を進めます。

自然共生社会<自然と人のつながりを生かし新たに創出するまち>

水辺に吹く涼しい風がヒートアイランド現象を改善し、街路樹や屋敷林の成長がまちで排出された二酸化炭素を吸収するような水と緑がもつ環境保全機能を高めることにより、自然と共生する潤いと安らぎのある社会を形成することが必要です。

したがって、私たちは身近な緑の資源となる屋敷林や生垣を保全し、植林や菜園、花壇づくりに親しみ、水質に配慮した排水を心がけることにより、自然環境と共生した生活空間を創り出す努力を進めます。

5 - 3 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標設定に当たっての基本的考え方

短期・中期・長期の目標

埼玉県は「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」において、目指すべき将来像を、およそ2050年（平成62年）に「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」とした上で、2020年（平成32年）における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年（平成17年）比25%削減するという目標を設定し、具体的な取組を進めています。

本市は国や県と連携しながら取組を進めます。本計画の計画期間は平成24年度～平成29年度となるため、平成29年度（2017年度）における短期目標を設定します。また、長期目標は国や県と同様の平成62年度（2050年度）とし、目標達成に向けた途中段階としての中期目標を平成42年度（2030年度）に設定します。

削減期待量

温室効果ガス排出量の目標値は、将来推計値から国の取組、電力会社の取組、本計画の取組等による削減期待量を差し引くことで算出します。

図5-1 目標値算出の枠組

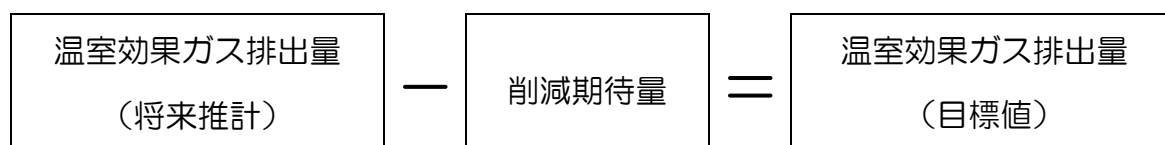


表5-1 削減要因と取組内容

削減要因	取組内容
国が単独で実施することにより市域で効果が期待される削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界における自主行動計画の推進強化 ・トップランナー基準に基づく機器の効率向上 ・供給側対策 ・国民運動の実施 ・省エネ機器の買い替え促進 等
電力会社が実施する電力原単位の改善による削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・電力原単位の改善 （東京電力中期経営計画より）
本計画の施策により、市域で効果が期待される削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策の実施

主体別削減目標

本市の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民や事業者が取り組む具体的な目標を明らかにするため、市民一人ひとり、従業者一人ひとりが、毎年どれだけ温室効果ガス排出量を削減する必要があるかを示します。

(2) 温室効果ガスの総排出量目標

短期・中期・長期の目標

短期・中期・長期の各目標年度において、市域から排出される温室効果ガスについて、総排出量目標を設定します。

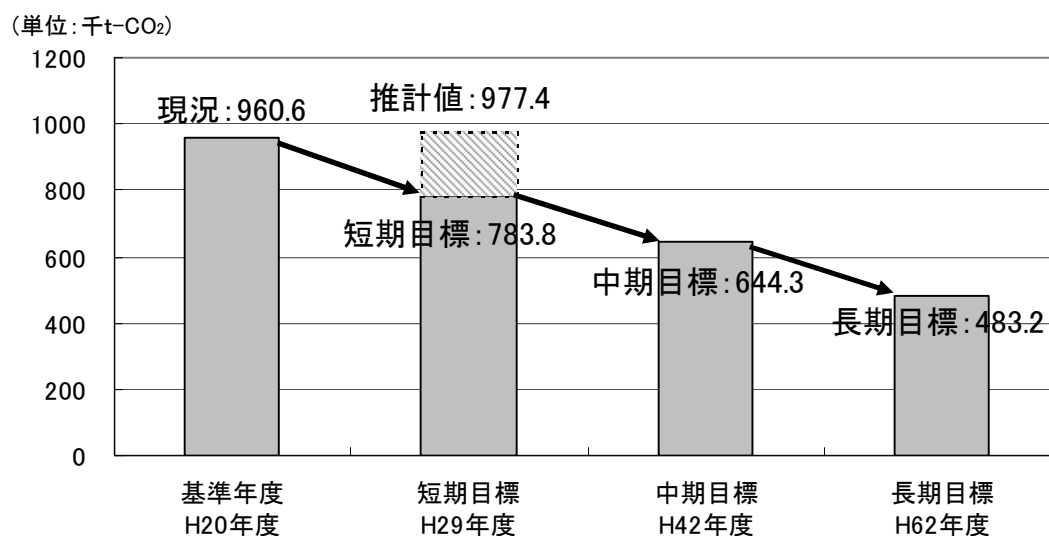
埼玉県は前出の通り、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」において、2020年(平成32年)における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年(平成17年)比25%削減すると定めています。この目標を毎年一定の割合ずつ達成するものとして、これに合わせて本市の平成29年度(2017年度)における短期目標を設定します。

また、長期目標は平成62年度(2050年度)における温室効果ガス排出量を平成20年度比50%削減すると設定し、この目標を毎年一定の割合ずつ達成するものとして、平成42年度(2030年度)における中期目標を設定します。

削減目標 [基準年度 (平成 20 年度) に対して]

- 短期目標……………平成29年度における温室効果ガス排出量を18%削減 (2017年度)
(平成29年度の推計値に対して20%の削減に相当)
- 中期目標……………平成42年度における温室効果ガス排出量を33%削減 (2030年度)
- 長期目標……………平成62年度における温室効果ガス排出量を50%削減 (2050年度)

図5-2 現況値及び短期・中期・長期の目標



削減期待量

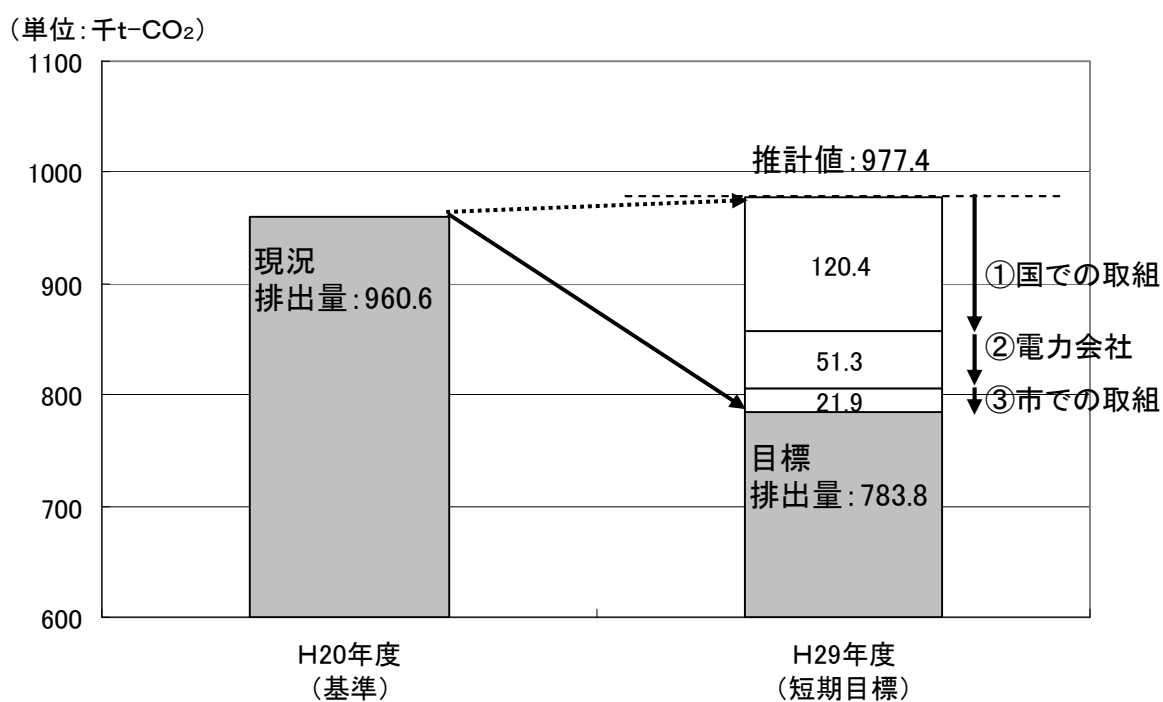
短期の目標の算出にあたって見込まれる削減期待量は、京都議定書目標達成計画及び電力会社の経営計画、本計画に基づく取組等が着実に実施された場合に、一定の前提のもとで発現することが期待される量です。

このことを踏まえ、削減期待量の内訳を表5-2に示します。

表5-2 削減期待量の内訳

削減要因	期待する削減量 (千t-CO ₂)
国が単独で実施することにより市域で効果が期待される削減量	120.4
電力会社が実施する電力原単位の改善による削減量	51.3
本計画の施策により、市域で効果が期待される削減量	21.9
合計	193.6

図5-3 温室効果ガスの総排出量目標



主体別削減目標

平成29年度（2017年度）における削減期待量を、部門ごとに家庭生活に起因するものと事業活動に起因するものに振り分けます。この主体別の削減期待量を平成24年度から平成29年度（2017年度）までの6年間に平準化して振り分け、市民一人当たり、従業者一人当たりの毎年の主体別削減目標を設定します。

市民・事業者の毎年の主体別削減目標

- 市民1人当たり……温室効果ガス排出量を毎年71.8kg-CO₂削減
(1日当たりでは、0.20kg)
- 従業者1人当たり……温室効果ガス排出量を毎年243.3kg-CO₂削減
(1日当たりでは、0.67kg)

主体別目標の算定根拠

55頁「表4-3 主体別排出量（平成20年度）」より、本市における主体別排出量の割合は市民53%、事業者47%である。また、68頁「表5-2 削減期待量の内訳」より、平成29年度の削減期待量は193.6千t-CO₂である。

平成29年度における主体別排出量の割合を仮に現在と同様であると考え、それぞれの主体が平成24～29年度の6年間に毎年積み上げる削減量は下記の通り算定される。

市民： $193.6 \times 0.53 \div 6 = 17,101 \text{ t-CO}_2/\text{年}$

事業者： $193.6 \times 0.47 \div 6 = 15,165 \text{ t-CO}_2/\text{年}$

平成20年度の市民は238,251人、従業者は62,341人（平成18年度）なので、市民・事業者の一人ひとりの削減目標は下記の通り算定される。

市民一人当たりの毎年の削減目標：

$17,101 \div 238,251 = 71.8\text{kg-CO}_2/\text{年}$ 一日当たり0.20kg-CO₂/日

従業者一人当たりの毎年の削減目標：

$15,165 \div 62,341 = 243.3\text{kg-CO}_2/\text{年}$ 一日当たり0.67kg-CO₂/日

(3) 温室効果ガスの削減目標を達成するための行動目標

温室効果ガスの削減目標を着実に達成するためには、それを担保する具体的な行動（アクション）レベルでの指標、目標の設定が必要です。

本計画では、7つの重点プロジェクトについて行動指標・目標を設定しています。これにより、本市の取組について、適切に評価を行い、迅速な見直しを図っていきます。

「重点プロジェクト」参照

第6章 各主体の温室効果ガス削減に向けた取組

第6章 各主体の温室効果ガス削減に向けた取組

6-1 市の施策体系	73
6-2 市民の取組	84
6-3 事業者の取組	86

第6章 各主体の温室効果ガス削減に向けた取組

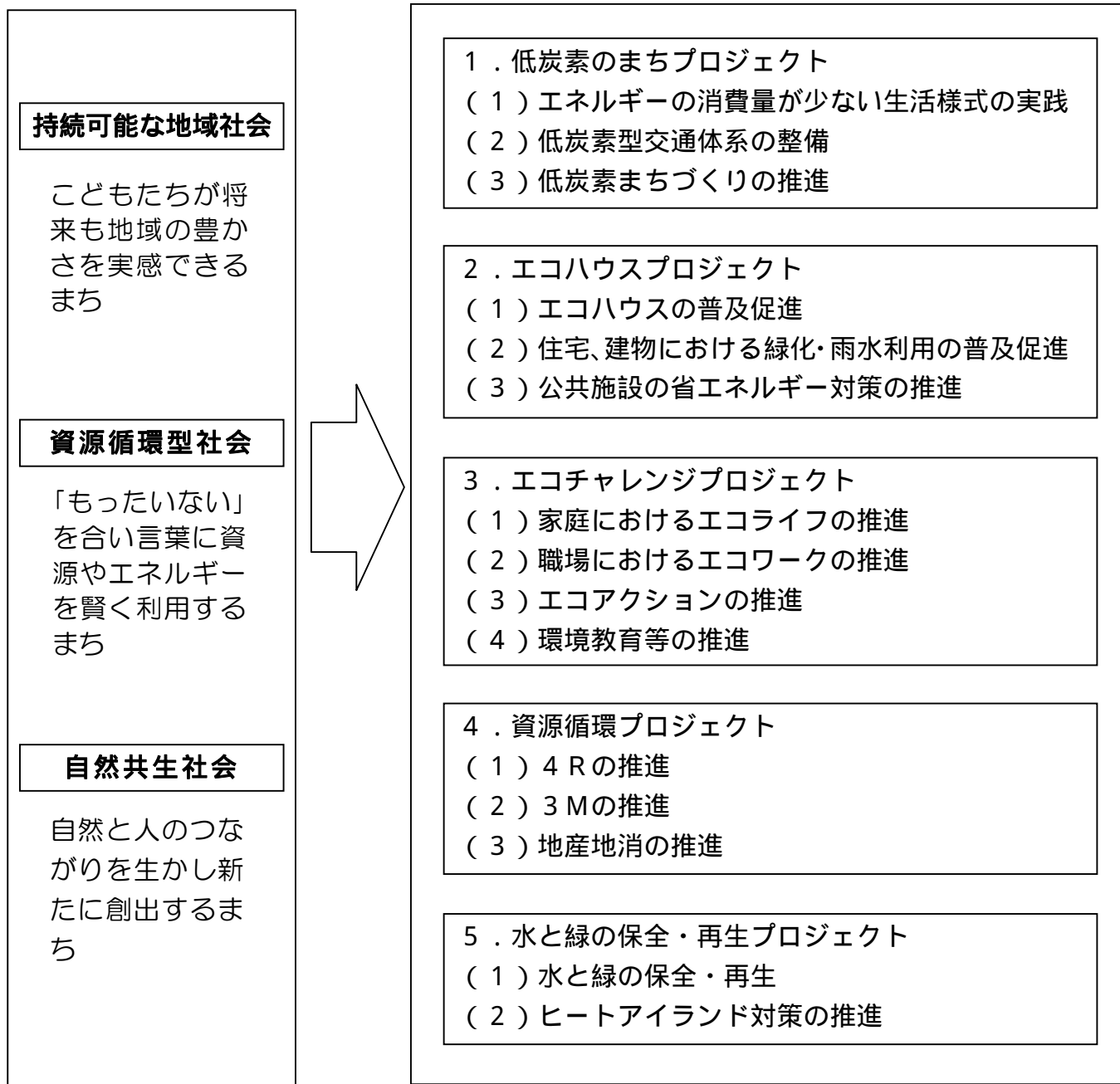
温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民・事業者・市が協働して取組を進めます。

6 - 1 市の施策体系

市の取組としての施策体系（施策の方針）を以下に示します。3つの基本理念から導かれる5つの基本プロジェクトによる取組を進めます。

【基本理念】

【基本プロジェクト】



1. 低炭素のまちプロジェクト

低炭素のまちでは、生活や仕事にともなうエネルギー消費量が少なく、地域内の移動や荷物の輸送にも環境への負荷が少ないことが求められます。そのため、省エネ・省資源による低炭素型の生活様式を実践するとともに、高齢化社会への対応や中心市街地の活性化、快適性の向上など多様な便益をもたらさなければなりません。こうしたことから、地球温暖化防止の取組とまちづくりがお互いの便益と効果を打ち消し合わない施策の展開が重要となってきます。

特に自動車利用による温室効果ガスの排出を削減するため、交通体系の整備や環境基盤の整備等を行い、中心市街地への移動手段を公共交通機関や自転車、徒歩による移動手段へ転換することで、低炭素のまちの実現を推進していきます。

(1) エネルギーの消費量が少ない生活様式の実践

家庭や事業所でできる省エネ・省資源

- 電化製品等に関する省エネ基準を的確に把握し、省エネ性能の高い製品が選ばれるよう情報提供します。《重点1》
- 電化製品等を使用する時は無駄な電気を消費しないよう、身近にできる省エネ行動の指標等の情報を提供します。《重点1》

クリーンエネルギー自動車や低燃費車等の普及促進

- 電気自動車、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー自動車や低燃費車の情報を提供し、普及を進めます。《重点1》
- 運送事業者等に対して車両の低公害化を促します。

(2) 低炭素型交通体系の整備

公共交通機関の利用促進

- 既存の公共交通機関の利便性・環境性の向上を求めます。
- バスターミナルのバリアフリー化や分かりやすい案内サインの充実などにより、誰もが使いやすい施設整備を進めます。
- 路線バスの利便性向上のため、ノンステップバスの導入を促し、バリアフリー化を進めます。
- 市民やイベント主催者等に対して鉄道やバス等の公共交通機関の利用や自転車等の利用を促します。

- 市内循環バスの利便性向上及び利用促進のため、路線や運行本数、目的地などの見直しや改善を行うなど、効率的な運行を進めます。《重点2》

自動車利用の抑制

- 自転車利用や徒歩による環境負荷の低減や健康増進の効果をPRし、自動車利用を抑制します。《重点2》
- ノーカーダーの普及を進めます。
- レンタサイクルを導入し、自転車利用環境の改善を進めます。《重点2》

(3) 低炭素まちづくりの推進

自動車に頼らないまちづくりの推進

- 公共交通機関の利用を促進し、過度に自動車に頼らないまちづくりを進めます。
- 中心市街地への自動車の流入を抑制するため、周辺部に駐車場の整備を進めます。《重点2》

歩行者や自転車利用を優先するまちづくりの推進

- 歩行者ゾーンの整備により歩行者優先のまちづくりを進め、高齢者等の交通弱者にも配慮します。
- 自転車道ネットワーク及び駐輪施設等の整備により、自転車利用者に優しいまちづくりを進めます。

2. エコハウスプロジェクト

エコハウスとは、地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に生かされることと、さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられることが基本となります。建物を建てる際、断熱、気密、通風、換気などの環境基本性能を確保した上で、必要なエネルギーは自然エネルギーを最大限利用し、地域の特徴をよく酌み取り、太陽光、太陽熱、風、地中熱、水、バイオマス、温度差を上手に生かす技術や工夫が大切です。

市の公共施設においては、先導的な技術の導入を行うことによって、市民、事業者への普及・啓発を進めます。

(1) エコハウスの普及・促進

住宅・建築物の省エネ化の促進

- 高断熱・高气密住宅など、省エネ住宅の情報を提供し、普及を進めます。

《重点3》《重点4》

- 工場や事業所、店舗等に対して省エネルギー改修の情報を提供します。

《重点4》

自然エネルギーの利用促進

- 住宅や建物を建てる方へ自然エネルギーの情報を提供し、普及を進めます。

《重点3》

- 太陽光発電の補助制度の情報を提供し、普及を進めます。

環境先進技術の普及促進

- 高効率空調機の情報を提供し、普及を進めます。
- 複数の省エネ技術を組み合わせたエコハウスの導入を進めます。

省エネ機器の普及促進

- 家庭向け高効率給湯器等、各種省エネ機器の情報を提供し、普及を進めます。《重点3》

(2) 住宅、建物における緑化・雨水利用の促進

緑のカーテン設置の普及促進

- 事業所や家庭における緑のカーテンの普及を促します。

屋上緑化・壁面緑化の普及促進

- ビルや工場等における屋上緑化・壁面緑化の普及を促します。

生け垣設置の普及促進

- 補助金交付等により、生け垣設置の普及を進めます。

雨水利用の普及促進

- 水資源を有効活用するよう、雨水利用の普及を促します。

(3) 公共施設の省エネルギー対策の推進

公共施設への省エネ技術の先導的導入

- 地中熱利用ヒートポンプシステム実証実験を行い、検証結果を踏まえて、施設に合わせた技術の導入を進めます。
- 新たに公共施設を建設する時などは、自然エネルギーの導入を進めます。
- 公共施設における省エネ診断事業を実施し、省エネルギー化を進めます。

《重点4》

- 公共施設においてLED等の省エネ機器の導入を進めます。
- 公共施設において省エネ改修を複合的または一体的に進めます。《重点4》
- 公共施設において高効率空調機を積極的に導入します。

3 . エコチャレンジプロジェクト

地球温暖化を止めるには、市民や事業者のチャレンジが必要です。家庭では、エコな生活スタイルを選択することや、省エネ製品を積極的に選択することで温室効果ガスの削減につながる生活が行えます。企業では、環境に配慮した製品の製造、販売を積極的に行うことや、環境保全に取り組むなど、環境にやさしいビジネススタイルを実践することで温室効果ガスを削減していきます。市は計画的な対策を取り、率先して環境に配慮した行動を実践していきます。

(1) 家庭におけるエコライフの推進

エコファミリー認定制度

- エコファミリー認定制度を創設し、環境に優しい行動を心がけて生活を送る家庭（エコファミリー）の取組を進めます。《重点5》

エコライフの普及促進

- エネルギー消費の抑制のため、高効率機器への買い替え等、環境に優しい生活（エコライフ）の普及を促します。

エコドライブの普及促進

- 自動車を運転する時は、急発進、急加速をしないなど、環境負荷の少ない運転技術（エコドライブ）の普及を促します。

(2) 職場におけるエコワークの推進

エコカンパニーの普及促進

- 事業者がその事業活動を通じ、社員の環境意識を高め、地球温暖化対策に取り組む、エコカンパニー宣言の取組を促します。
- 職場における環境に優しい行動を定めた、エコワーク指針の作成及び実践を事業者に促します。
- 中小規模の事業者向けに、エネルギーの使用量やそれに伴って排出される二酸化炭素の量を簡易に把握できる事業所版環境家計簿等を紹介します。

エコワークの普及促進

- コピー用紙の削減やこまめな消灯、電源オフなど、職場における環境に優しい行動（エコワーク）の普及を促します。

エコドライブの普及促進

- 自動車を運転する時は、急発進、急加速をしないなど、環境負荷の少ない運転技術（エコドライブ）の普及を促します。

（3）エコアクションの推進

クールアースデーへの参加

- 市の公共施設、事業者や家庭などにおいて、一斉に電気を消す「ライトダウン」の実施を促します。
- 夏の暑さを和らげるため、市民・事業者に打ち水の実施を促します。

エコアクションポイント制度の推進

- レジ袋の削減や環境配慮商品、サービスの購入に対してポイントを付与する制度（エコアクションポイント制度）の取組を進めます。《重点5》
- エコアクションポイントの利用による地域経済の活性化と環境活動を進めます。

職員エコアクションデーの推進

- 毎週水曜日を「職員エコアクションデー」として設定し、市職員が率先して省エネルギー化、省資源化に取り組みます。

（4）環境教育等の推進

環境教育・環境学習の推進

- 小学生向け環境学習講座を実施し、エネルギーや廃棄物など地球温暖化に関連した取組をこどもたちに紹介します。
- かすかべし出前講座において地球温暖化防止に関する講座を実施します。

人材の育成・活用

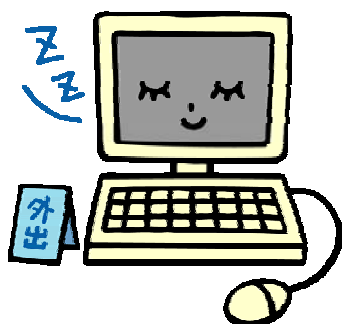
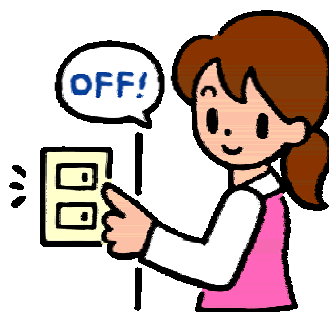
- 環境保全リーダー養成講座を実施し、環境保全活動の地域のリーダーを育成します。
- 環境保全リーダー養成講座修了生に、地域での環境保全活動の実践を促します。

■解説：職員エコアクションデーとは

- ・市役所では環境に配慮した行動を全職員が率先して行う取組として「職員エコアクションデー」を実行しています。

＜環境に配慮した取組項目＞

- 定時退庁を励行します。
- 公用車・自家用車の使用を自粛します。
- エレベーターの使用を自粛します。
- 用紙の使用量を減らすため、両面コピーと両面プリントを徹底します。
- 不必要な照明の消灯を徹底します。
- 使用していないときのOA機器の電源を切るよう徹底します。
- マイバッグ、マイボトル、マイ箸（3M[スリーエム]キャンペーンの実施）を徹底します。
- その他、省エネルギー、省資源、ごみのリサイクル等地球温暖化対策の取組の実施に努めます。



4 . 資源循環プロジェクト

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない資源循環型社会を形成することが地球温暖化対策にもつながります。

春日部市では3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に、最優先される考え方として、リフューズ（発生抑制。そもそもごみとなるものをもらわない、断るなど。）を加えた「4 R」を推進します。また、3 M（マイバッグ、マイボトル、マイ箸を持参する）運動を推進します。また、製品の遠距離からの輸送による大量の燃料・エネルギー消費を抑えるため、輸送による温室効果ガス排出やコストに関する情報を市民に提供するとともに、地産地消の取組を進めます。

（1）4 Rの推進

4 Rに関する情報の提供

- ごみの発生の抑制やリサイクルを推進するため、4 Rに関する情報を提供します。《重点6》
- ごみの減量や再利用についての工夫や知恵を情報提供します。

4 Rの実践

- 生ごみ処理機器等の購入費補助により、家庭から排出される生ごみの減量化を進めます。《重点6》
- 公園や街路などの樹木の剪定枝をチップ化し、堆肥にして市民へ無料配布します。
- ごみの分別を徹底し、リサイクルを進めます。

（2）3 Mの推進

3 Mに関する情報の提供

- マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参運動に関する情報を提供します。

3 Mの実践

- レジ袋削減に向け、マイバッグの利用を促します。
- 割り箸の利用を抑制しごみを減量するため、マイ箸の利用を促します。
- 環境に配慮した行動を実践している店舗・事業所を「エコ・ショップ、エコ・オフィス」に認定します。《重点6》
- 庁内でマイボトル、マイ箸の持参運動に取り組みます。

(3) 地産地消の推進

- 遠距離輸送には、大量の燃料やエネルギーを必要とすることから、温室効果ガス排出量と輸送コストを消費者に理解してもらえよう、情報提供します。
- 地元産をPRし、地産地消を進めます。
- 学校給食の食材は、できる限り地元産を使用します。

■解説：4Rとは

- ・ 4Rとは資源循環型社会を形成するために必要と考えられる4つの取組、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取ったものです。

Refuse（リフューズ）：断る

ごみの量を減らすために、ごみになるものを持ち帰らないという考え方。

- ・ 買物の時はマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないようにしましょう。
- ・ 過剰包装は断り、簡易包装に協力しましょう。

Reduce（リデュース）：減らす

将来ごみになりそうなものは、買う量、使う量ともに減らしていくという考え方。

- ・ 必要なものを必要な量だけ買いましょう。
- ・ 詰め替え商品を利用しましょう。

Reuse（リユース）：繰り返し使う

不要なものが出て、そのまま使えるものは繰り返し使用し、ものの寿命を最大限に生かすという考え方。

- ・ ものをすぐ捨てないで、修理等して繰り返し使うようにしましょう。
- ・ フリーマーケット、バザーなどを活用しましょう。

Recycle（リサイクル）：資源として再利用する

リユース出来ずどうしても不用物（ごみ）となる場合は、正しく分別し、資源として再利用するという考え方。

- ・ 資源になるものは、きちんと分別ルールに従って排出しましょう。
- ・ ものを買う時は再生紙を使った商品など、再生品を選んで資源を大切にしましょう。
- ・ 地区の集団回収（廃品回収）に積極的に協力しましょう。

5. 水と緑の保全・再生プロジェクト

春日部市は、江戸川や大落古利根川をはじめとする大小の河川が多く、多様な生物の生息環境にもなっており、また、内牧地区の広葉樹林や市内に点在する社寺林、田園地帯、屋敷林など良好な緑の自然環境が残されています。水は空気を冷やし、緑は二酸化炭素を吸収して酸素を排出することから、水と緑は地球温暖化防止に貢献しています。これらの水と緑を保全し、再生し、創出していくことが地球温暖化対策に求められています。

(1) 水と緑の保全・再生

水環境の保全・再生

- 川をきれいにするため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を進めます。
- 洗剤を使わないで洗えるアクリルたわしの普及を進めます。
- 水辺再生に取り組み、親水性を確保します。

緑環境の保全・再生

- 保存樹木制度の活用により、民有地の屋敷林等を保全します。《重点7》
- 雑木林や樹林を保存樹林に指定するなど、樹林を保全します。《重点7》
- 環境イベント等で苗木を配布し、緑化を進めます。
- 「緑の基本計画」に基づき、計画的に都市公園の整備を進めます。

(2) ヒートアイランド対策の推進

水の道・緑の道・風の道の創出

- 雨水貯留水を路面へ散水する水の道を創出します。
- 街路樹の整備による緑の道を創出します。
- 水辺に吹く涼風を街中に届ける風の道を創出します。

つながりのある緑の配置

- 緑のカーテン設置によるヒートアイランド緩和効果をPRし、緑のカーテン設置を促します。
- 公共空間の緑化や、河川林の保全・再生を進めます。《重点7》
- 駐車場の緑化を進めます。
- 街路樹や緑道の整備等によるつながりのある緑の道を創出します。《重点7》

6 - 2 市民の取組

市民は、日常生活と地球温暖化問題の関わりについて理解を深め、省エネルギー行動を着実に実践することが必要です。とりわけ、多くの家電製品に囲まれて生活している現在、日常における細やかな節電を心がけることが大切です。また、住宅の省エネ化や家電製品の省エネ化、更に自然エネルギーの活用を図ることが重要になります。

以下に、市民の皆さんに求められる具体的な取組を市の施策体系に対応する形で例示します。

(1) 低炭素のまちプロジェクト

家庭でできる省エネルギー・省資源	電化製品等の買い替えの時は、より効率の高い省エネタイプのものを選びましょう。《重点1》 電球をLEDや蛍光灯などの効率の良いものと交換しましょう。 自動車の買い替えの時は、クリーンエネルギー自動車や低燃費車を選びましょう。《重点1》
公共交通機関の利用促進	外出する時は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えるように心がけましょう。《重点2》
自動車利用の抑制	ノーカーデーなどの取組に協力しましょう。 マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で通勤しましょう。《重点2》 近くに買い物に行く時は、車の利用を控え、徒歩や自転車を利用しましょう。《重点2》

(2) エコハウスプロジェクト

自然エネルギーの利用	住宅に必要なエネルギーは、自然エネルギーを最大限利用しましょう。《重点3》
エコハウス	住宅を建てる際には、採光や風通し、断熱材等の工夫などにより、エネルギー効率を考えた省エネ住宅にしましょう。《重点3》 高効率給湯器等、各種省エネ機器の利用に努めましょう。《重点3》

(3) エコチャレンジプロジェクト

エコファミリー	エコファミリー認定制度を利用し、エコファミリー宣言をしましょう。《重点5》 県のエコライフDAYなどの取組に積極的に参加しましょう。 打ち水や散水の取組に積極的に参加しましょう。 クールアースデーに積極的に参加しましょう。 市民向けの行動指針を参考にしながら、日頃から環境に配慮した生活を送るよう心がけましょう。
エコドライブの実践	急発進や急加速をしないなどエコドライブに心がけましょう。 アイドリングストップを励行しましょう。
エコライフの実践	冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房20℃の設定に努めましょう。 照明などをこまめに消しましょう。

	<p>新聞、テレビ、ラジオのニュース、市の広報紙、書籍などを通じて、日頃から地球温暖化に関する情報に関心を持ち知識を増やしましょう。</p> <p>環境家計簿などを利用して、家庭で消費しているエネルギー量や二酸化炭素の排出量を把握するように心がけましょう。《重点5》</p>
エコアクションの実践	<p>エコアクションポイントの取組に積極的に参加しましょう。《重点5》</p> <p>環境に配慮した製品を購入するように心がけましょう。《重点5》</p> <p>地域で実施している環境への取組に積極的に参加しましょう。</p>

(4) 資源循環プロジェクト

4Rの実践	<p>容器包装廃棄物は正しく分別し、リサイクルしましょう。</p> <p>食べ物を残さないように心がけましょう。</p> <p>生ごみ処理機器等の購入費補助により、家庭から排出される生ごみの減量化を進めましょう。《重点6》</p> <p>生ごみを自宅で堆肥化し、花壇や家庭菜園への利用を考えましょう。</p> <p>生ごみの処理を通じて、ごみの減量や食の安全について考えましょう。</p> <p>まだ使えるものはフリーマーケットやリサイクルショップを活用しよう心がけましょう。</p> <p>必要なものを必要な量だけ購入しましょう。《重点6》</p>
3Mの実践	<p>マイバッグ・マイボトル・マイ箸を持参しましょう。《重点6》</p>
地産地消の実践	<p>地元産を選ぶなど、地産地消に心がけましょう。</p>

(5) 水と緑の保全・再生プロジェクト

水環境の保全・再生	<p>節水に心がけましょう。</p> <p>節水型機器の使用を検討しましょう。</p> <p>水道の漏水に注意しましょう。</p> <p>洗剤は適量を心がけ、多量を使わないようにしましょう。</p> <p>食器を洗うとき、食べ物の残りを取り除いて洗うように心がけましょう。</p> <p>生ごみは、三角コーナーなどで受けるなど、流しから流さないように心がけましょう。</p> <p>使い終わった食用油は、凝固剤で固めることや、新聞で吸い取るなどして、排水口から流さないように心がけましょう。</p> <p>宅地に降った雨水を地下に浸透させたり、一時的に貯留して植木の散水やトイレ用の水などに有効活用するように心がけましょう。</p> <p>公共下水道供用開始区域については、公共下水道に接続し、区域外の地域については、合併浄化槽を設置しましょう。</p>
緑環境の保全・再生	<p>緑のカーテン設置を進めましょう。</p> <p>屋敷林等を適切に管理・保全しましょう。《重点7》</p> <p>生垣を整備するなど、宅地内の緑化を進めましょう。《重点7》</p>

6 - 3 事業者の取組

事業者は、製品の製造、流通、消費、リサイクル、廃棄等の事業活動が関わる全ての過程を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。省エネルギー行動の実践、自然エネルギーの活用、従業員に対する環境教育の実施のほか、こうした取組全体をマネジメントする体制づくりなどが求められます。

以下に、事業者の皆さんに求められる具体的な取組を市の施策体系に対応する形で例示します。

(1) 低炭素のまちプロジェクト

事業所でできる省エネルギー・省資源	電化製品等の買い替えの時はより効率の高い省エネタイプのものを選びましょう。 電球をLEDや蛍光灯などの効率の良いものと交換しましょう。 自動車の買い替えの時はクリーンエネルギー自動車や低燃費車を選びましょう。
公共交通機関の利用促進	外出する時は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えるように心がけましょう。 マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で通勤しましょう。《重点2》 既存の公共交通機関の利便性・環境性の向上を進めましょう。 路線バスの利便性向上のため、ノンステップバスの導入を促し、バリアフリー化を進めましょう。
自動車利用の抑制	ノーカーデーなどの取組に協力しましょう。《重点2》 商品・製品の輸送は効率的に行い、自動車の使用頻度を減らしましょう。《重点2》

(業種ごとの取組)

運輸業の取組	公共交通機関の利便性・環境性の向上に努めましょう。《重点2》
--------	--------------------------------

(2) エコハウスプロジェクト

自然エネルギーの利用	建物に必要なエネルギーは、自然エネルギーを最大限利用しましょう。
エコハウス(エコオフィス)	採光や風通しの確保や建物等の材質の工夫を行い、エネルギー効率のよい省エネオフィスにしましょう。 省エネルギー型のOA機器、空調、ボイラーなどの設備機器、LED照明などを導入しましょう。 高効率給湯器や省エネタイプの空調機などの利用に努めましょう。 使用しているエネルギー量を把握しましょう。 雨水利用や中水利用のシステムを積極的に導入しましょう。

(3) エコチャレンジプロジェクト

エコカンパニー	エコ・ショップ、エコ・オフィス制度に登録し、エコカンパニー宣言しましょう。 職場におけるエコワーク指針を作成し、従業員への普及・実践を促しましょう。
---------	---

	<p>環境問題に対して、組織的、計画的な取組を進めるために、社内に環境問題の担当者を設置しましょう。</p> <p>事業活動の各段階で環境への配慮がなされるように、事業内容に応じた具体的な環境行動指針の作成に努めましょう。</p> <p>資源回収や事業所周辺の清掃活動への参加、環境に関わる研修を行うなど、従業員が環境に配慮した行動を取れるよう、環境教育を進めましょう。</p> <p>エネルギーの使用量やそれに伴って排出される二酸化炭素の量を簡易に把握できる事業所版環境家計簿等を利用しましょう。</p>
エコドライブの実践	<p>急発進や急加速をしないなどエコドライブを励行しましょう。</p> <p>荷物を積み降ろす時などは、アイドリングストップに心がけましょう。</p> <p>タイヤの空気圧の点検など、定期的な車両整備を行いましょう。</p>
エコワークの実践	<p>県のエコライフ DAY などの取組に積極的に参加しましょう。</p> <p>打ち水や散水を励行しましょう。</p> <p>ノー残業デーを励行しましょう。</p> <p>冷暖房は必要なときだけ運転し、設定温度は、冷房 28℃、暖房は 20℃ に努めましょう。</p> <p>使用していない OA 機器の電源はこまめに消しましょう。</p> <p>使用していない照明の電源はこまめに消しましょう。</p> <p>エレベーターの利用を控え、階段を利用しましょう。(2 アップ 3 ダウン)</p>
エコアクション	<p>クールアースデーに積極的に参加しましょう。</p> <p>エコアクションポイントの取組に参加しましょう。</p> <p>地域の事業者相互の環境ネットワークをつくり、地域の環境活動に積極的に取り組みましょう。</p>

(業種ごとの取組)

建設業での取組	<p>建設工事車両等のアイドリングストップに心がけましょう。</p> <p>建設工事車両等を使用する際は、低公害型の機種を選択しましょう。</p>
---------	---

(4) 資源循環プロジェクト

4 R の実践	<p>ミスコピー紙の裏をメモ帳に再利用するなどして、紙の使用量の削減を図りましょう。</p> <p>用紙類や封筒などには再生紙を使いましょう。</p> <p>資源の分別回収を進め、資源のリサイクルに協力しましょう。</p> <p>廃棄物は、分別を徹底し適正に処理しましょう。</p> <p>廃棄物の減量化に努め、廃棄物の適正な処理を行いましょう。</p> <p>使用済み製品の回収体制を整備し、商品の再利用を促進しましょう。《重点6》</p> <p>自動販売機を設置する際には、回収容器を設置しましょう。</p>
3 M の実践	<p>マイバッグ・マイボトル・マイ箸を持参しましょう。</p>
地産地消の実践	<p>地元産を PR し、地産地消を進めましょう。</p>

(業種ごとの取組)

飲食業での取組	食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物のリサイクルを進めましょう。《重点6》
製造業での取組	詰め替え可能な製品やリサイクル可能な素材・構造の製品、梱包の少ない商品など、廃棄物の排出抑制に寄与する製品を製造しましょう。《重点6》 製造過程で発生する廃棄物のリサイクルに努めましょう。
建設業での取組	建設資材は可能な限り再生品や再生可能なものを使用しましょう。 建設廃材・残土の減量化と適正な処理を行いましょう。
卸売・小売業での取組	簡易包装に努め、梱包材などの減量化を図りましょう。また、梱包材には再生紙を使用しましょう。 消費者の理解と協力を得ながら、マイバッグ(買い物袋持参)運動を展開しましょう。《重点6》 エコマーク商品やグリーンマーク商品などを積極的に取り扱い、消費者にアピールしましょう。

(5) 水と緑の保全・再生プロジェクト

水環境の保全・再生	水を使う時は節水に心がけましょう。 節水型機器の使用を心がけましょう。 洗剤は、適量使用に心がけましょう。 事業所の敷地や駐車場を舗装する際は、透水性舗装や保水性舗装の使用に心がけましょう。 敷地に降った雨水を敷地内で浸透させるよう、雨水浸透柵の設置を進めましょう。 事業所周辺の河川等についても、保全に心がけましょう。 公共下水道供用開始区域については、公共下水道に接続し、区域外の地域については、合併浄化槽を設置しましょう。
緑環境の保全・再生	事業所の敷地や駐車場は、植栽や生垣の設置など、緑化を進めましょう。《重点7》 建物の壁面や屋上の緑化を進めましょう。 緑のカーテン設置を進めましょう。 事業所周辺の緑地等についても、保全に心がけましょう。《重点7》

(業種ごとの取組)

飲食業での取組	調理くずや廃食油は洗い流さないようにしましょう。
卸売・小売業での取組	三角コーナーのろ紙袋など、水を汚さないための商品を揃えましょう。

第7章 重点プロジェクト

第7章 重点プロジェクト

7-1 位置づけとねらい	91
7-2 重点プロジェクト選定・抽出の視点	91
7-3 重点プロジェクトで定める内容	91
7-4 重点プロジェクト	92
7-5 取組主体と期待される二酸化炭素削減量	93

第7章 重点プロジェクト

7 - 1 位置づけとねらい

重点プロジェクトは、平成29年度（2017年度）における温室効果ガスの削減目標達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題ごとに、施策体系の中から特に重要度が高いと考えられる事業を抽出しパッケージ化したものです。

重点プロジェクトには、行動計画（アクションプラン）としての実現性を担保し、具体的な実施内容や各主体の役割などとともに、行動目標や期待される二酸化炭素削減量を定めます。

7 - 2 重点プロジェクト選定・抽出の視点

重点プロジェクトは以下の視点から選定・抽出を行いました。

短期的に効果が期待できる、即効性のあるプロジェクト
 相乗効果が期待される取組を組み合わせたプロジェクト
 長期的な観点から、施策の効果を今後伸ばしていくための土台（人・インフラ）づくりとなる、発展性のあるプロジェクト
 本市の自然的・社会的特性や特徴、強みを生かしたプロジェクト

7 - 3 重点プロジェクトで定める内容

（1）プロジェクトのねらいと内容

市の特性や課題などを踏まえ、特に重要な地球温暖化対策としてこの重点プロジェクトを定める意義やねらいを明確にして取組の内容を示します。

（2）各主体の役割と取組内容

市民・事業者・市の各主体の取組とその役割を示します。特に市の取組については、実現性を担保するために、より行動レベルに近い内容とします。

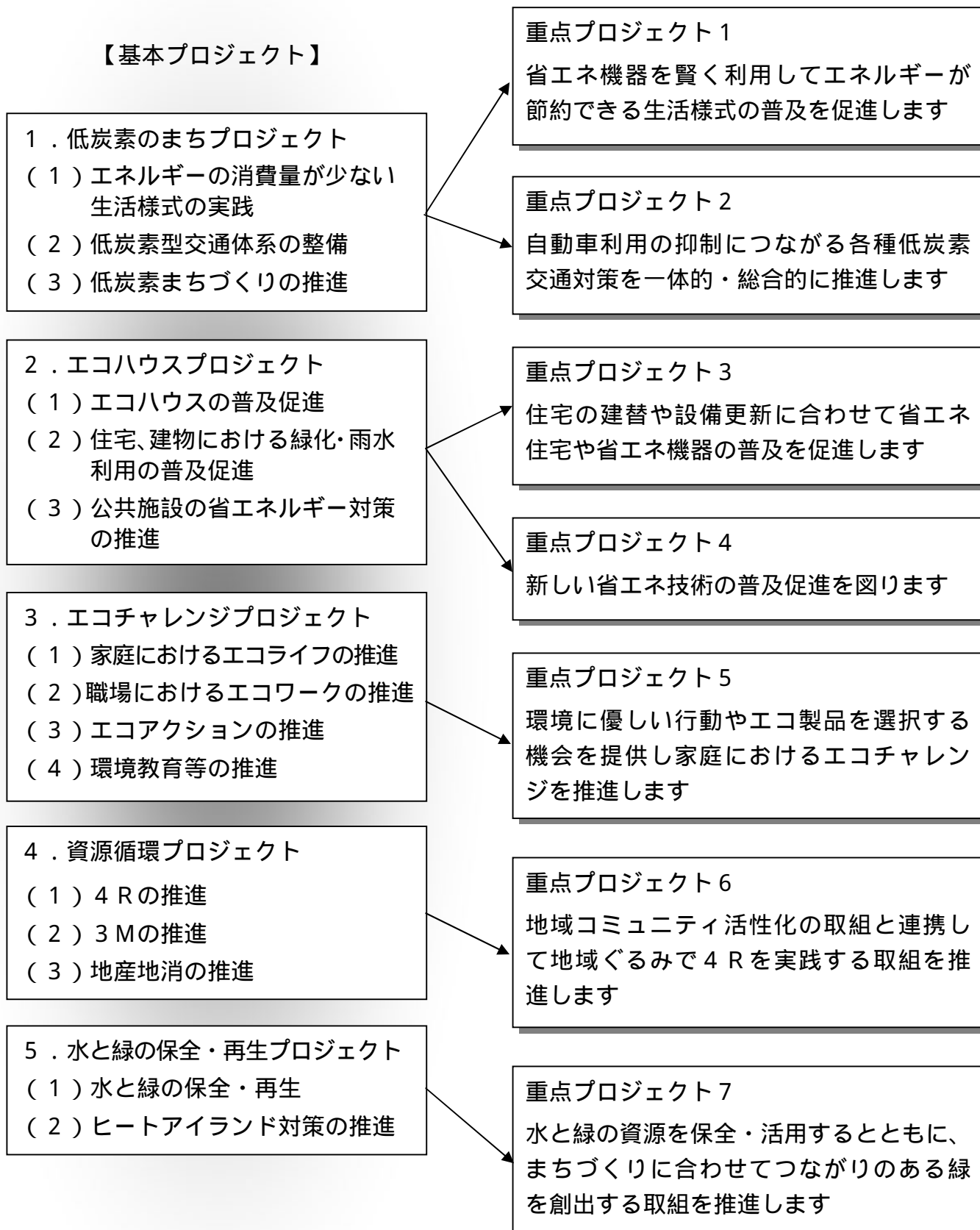
（3）二酸化炭素削減効果と行動目標

重点プロジェクトに基づく取組成果として、期待する二酸化炭素の削減量を示すとともに、それを担保するものとして、目標年度である平成29年度（2017年度）における定量的な行動目標を定めます。

行動目標については、毎年、進捗状況を点検・評価していきます。

7 - 4 重点プロジェクト

本計画では、以下に示す7つの方針に基づき重点プロジェクトを推進していきます。



7 - 5 取組主体と期待される二酸化炭素削減量

7つの方針に基づく重点プロジェクトは、取組主体とねらいとする部門を明確にして推進します。重点プロジェクトの実行により平成29年度（2017年度）までに期待される二酸化炭素削減量は20,637 t -CO₂と見積られます。

No.	重点プロジェクトの方針	基本プロジェクトの分類	取組主体	ねらいとする部門	期待される二酸化炭素削減量
1	省エネ機器を賢く利用してエネルギーが節約できる生活様式の普及を促進します	低炭素のまちプロジェクト	市民、市	家庭部門	5,100 t -CO ₂
2	自動車利用の抑制につながる各種低炭素交通対策を一体的・総合的に推進します		市民、事業者、市	運輸部門	1,080 t -CO ₂
3	住宅の建替や設備更新に合わせて省エネ住宅や省エネ機器の普及を促進します	エコハウスプロジェクト	市民、市	家庭部門	1,988 t -CO ₂
4	新しい省エネ技術の普及促進を図ります		事業者、市	業務部門	4,644 t -CO ₂
5	環境に優しい行動やエコ製品を選択する機会を提供し家庭におけるエコチャレンジを推進します	エコチャレンジプロジェクト	市民、市	家庭部門	7,492 t -CO ₂
6	地域コミュニティ活性化の取組と連携して地域ぐるみで4Rを実践する取組を推進します	資源循環プロジェクト	市民、事業者、市	廃棄物部門	333 t -CO ₂
7	水と緑の資源を保全・活用するとともに、まちづくりに合わせてつながりのある緑を創出する取組を推進します	水と緑の保全・再生プロジェクト	市民、事業者、市	その他	
期待される二酸化炭素削減量の合計					20,637 t -CO ₂

重点プロジェクト 1

<方針>

省エネ機器を賢く利用してエネルギーが節約できる生活様式の普及を促進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

家庭部門の二酸化炭素排出量は市全体の29%を占めており、近年は大きく増加しています。家庭ではパソコンや薄型テレビなど新しい電化製品等の普及が進み、それらを気軽に利用する生活様式が定着しており、昔のような質素な生活に回帰することや我慢を強いる省エネルギー対策は実効性に乏しいものと考えられます。

近年、省エネ技術の開発が進み、従来と同じように使用してもエネルギー消費量が少ない電化製品や照明器具が数多く市場に登場しています。またエネルギーの使用量を計測して無駄遣いがあると使用者に通知する機能を備えた製品も販売されています。低炭素のまちを実現するためには、このような省エネ性能の高い製品を選択してエネルギーの無駄遣いをカットすることにより、家庭の省エネルギーを推進することが有効と考えられます。

このため本プロジェクトでは、特に家庭部門をターゲットにして、省エネ性能の高い電化製品等に関する情報提供や、それらの製品を賢く利用することによる二酸化炭素の削減効果と光熱費、燃料費の削減費用のデータを公表することにより、省エネ機器を賢く利用してエネルギーが節約できる生活様式の普及を促進します。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電化製品等に関する省エネ基準を的確に把握し、省エネ性能の高い製品が選ばれるよう情報提供します。 ○ 電化製品等を使用する時は無駄な電気を消費しないよう、身近にできる省エネ行動の指標等の情報を提供します。 ○ 電気自動車、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー自動車や低燃費車の情報を提供し、普及を進めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電化製品等の買い替えの時は、より効率の高い省エネタイプのものを選びましょう。 ○ 自動車の買い替えの時は、クリーンエネルギー自動車や低燃費車を選びましょう。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
省エネ機器等の普及促進	世帯数 ^{*1}	5,000世帯	2,500 t -CO ₂
クリーンエネルギー自動車や低燃費車等の普及促進	台数 ^{*2}	2,000台	2,600 t -CO ₂

*1 1世帯当たりの省エネ家電導入によるCO₂削減量を0.5 t -CO₂/年と想定

- ・エアコン：131 kg-CO₂/年×2台
- ・冷蔵庫：168 kg-CO₂/年×1台
- ・テレビ：22 kg-CO₂/年×2台
- ・電球型蛍光灯：30 kg-CO₂/年×1台

*2 クリーンエネルギー自動車1台当たりのCO₂削減量を1.3 t -CO₂/年と想定

重点プロジェクト2

<方針>

自動車利用の抑制につながる各種低炭素交通対策を一体的・総合的に推進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

市内には、鉄道駅が8駅開設され、また路線バス及び市内循環バスが17路線あるなど公共交通機関が発達しております。この公共交通機関を最適に活用することにより、自動車に過度に依存しなくても利便性が高く環境への負荷が少ない低炭素のまちを実現できる条件を備えています。低炭素のまちに道筋をつけることを目的として、市では鉄道駅の結節機能の向上や市内循環バスの再編整備、中心部への自動車流入を防止する駐車場の整備、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備などの低炭素交通対策を検討・実施しているところです。

自動車中心の交通利用の現状を改善し、公共交通や自転車等の利用を促進するためには、各種の低炭素交通対策を一体的、総合的に行い、相乗的な改善効果を広くアピールすることが有効です。また、市民や事業者に対して環境に優しい交通の利用を働きかけ、低炭素のまちの実現に向けて市民・事業者・市の各主体が協働して取り組むことが重要です。

このため本プロジェクトでは、公共交通や自転車等の利用を促進し中心部への自動車の乗り入れの抑制について市民の理解と協力を求め、低炭素のまちにふさわしい交通利用の仕組みを創り出していきます。

(2) 各主体の役割と取組内容

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内循環バスの利便性向上及び利用促進のため、路線や運行本数、目的地などの見直しや改善を行うなど、効率的な運行を進めます。 ○ 自転車利用や徒歩による環境負荷の低減や健康増進の効果をPRし、自動車利用を抑制します。 ○ レンタサイクルを導入し、自転車利用環境の改善を進めます。 ○ 中心市街地への自動車の流入を抑制するため、周辺部に駐車場の整備を進めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出する時は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えるように心がけましょう。 ○ マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で通勤しましょう。 ○ 近くに買い物に行く時は、車の利用を控え、徒歩や自転車を利用しましょう。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で通勤しましょう。 ○ ノーカーデーなどの取組に協力しましょう。 ○ 商品・製品の輸送は効率的に行い、自動車の使用頻度を減らしましょう。 ○ 公共交通機関の利便性・環境性の向上に努めましょう(運輸業)。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
市内循環バスの効率的運行	運用率*	本格実施(100%)	160 t -CO ₂
レンタサイクルの導入	運用率*	本格実施(100%)	150 t -CO ₂
駐車場整備、自動車流入抑制	運用率*	社会実験(10%)	770 t -CO ₂

* 春日部市エコまちづくり計画における各種施策の本格運用(想定される最大のCO₂削減量の発現)に対する割合を指標とする

重点プロジェクト3

<方針>

住宅の建替や設備更新に合わせて省エネ住宅や省エネ機器の普及を促進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

家庭部門の二酸化炭素をこれまで以上に削減するためには、生活の場である住宅そのものを省エネルギー性能の高い住宅につくり替えていくことが必要です。具体的には断熱性の高い工法や複層ガラス等の資材の採用、高効率の給湯器の導入、太陽エネルギーによる発電や給湯を行うなどの方法があります。近年は環境性能を高める技術や省エネ機器の商品が多様化しており、適切な対策を組み合わせ、より効果的に導入することが求められるようになってきています。事業所や商店など住宅以外の建築物についても同様のことが言えます。

建築物が一度建築されると長期にわたって二酸化炭素の排出レベルが固定されるため、将来の二酸化炭素の排出構造に大きな影響を与えます。住宅を新築したり設備更新する際には、省エネルギー性能を高める対策を重点的に働きかけることにより、省エネ住宅や省エネ機器の段階的な普及が実現し、中長期的に家庭部門の二酸化炭素の大幅な削減につながることを期待されます。

このため本プロジェクトでは、省エネ性能の高い住宅づくりのメリットや性能基準等について市民の理解を深めるとともに、住宅の新築や設備更新の機会をとらえて、住宅構造と設備の両面で省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用のための具体的な情報提供を行うことにより、快適性と省エネ性能を兼ね備えた二酸化炭素の排出量が少ない住宅づくりを推進します。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高断熱・高気密住宅など、省エネ住宅の情報を提供し、普及を進めます。 ○ 住宅や建物を建てる方へ自然エネルギーの情報を提供し、普及を進めます。 ○ 家庭向け高効率給湯器等、各種省エネ機器の情報を提供し、普及を進めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅に必要なエネルギーは、自然エネルギーを最大限利用しましょう。 ○ 住宅を建てる際には、採光や風通し、断熱材等の工夫などにより、エネルギー効率を考えた省エネ住宅にしましょう。 ○ 高効率給湯器等、各種省エネ機器の利用に努めましょう。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
省エネ住宅の普及促進	戸数 ^{*1}	2,000戸	1,080 t -CO ₂
省エネ機器の普及促進	高効率給湯器設置数 ^{*2}	2,000箇所	540 t -CO ₂
自然エネルギーの有効活用	太陽光発電設置数 ^{*3}	200箇所	210 t -CO ₂
	太陽熱給湯設置数 ^{*4}	200箇所	158 t -CO ₂

*1 省エネ住宅1戸当たりのCO₂削減量を0.54 t -CO₂/年と想定

*2 高効率給湯器1台当たりのCO₂削減量を0.27 t -CO₂/年と想定

*3 太陽光発電1台当たりのCO₂削減量を1.05 t -CO₂/年と想定

*4 太陽熱給湯1台当たりのCO₂削減量を0.79 t -CO₂/年と想定

重点プロジェクト4

<方針>

新しい省エネ技術の普及促進を図ります

(1) プロジェクトのねらいと内容

日本では、これまでも太陽光発電や風力発電などの新技術を開発し、実証実験を積み重ねて実用化を図ることにより、地球温暖化対策の切り札となる省エネ技術を確立してきました。日本の温室効果ガスの削減目標を達成するためには、これに続く新しい省エネ技術の実用化や、これらの技術を活用した省エネビジネスを展開することが重要です。

市はこれまで、公共施設の新設や建て替えの際、太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの利用に取り組んできました。市の公共施設は、市の事務・事業における二酸化炭素を削減するために環境性能の向上が求められており、また市民が日常的に利用することから注目度が高い施設でもあります。このことから市の公共施設は市民や事業者に対して新しい省エネ技術を普及啓発するのにふさわしい場所であると言えます。また、市の公共施設で先導的な省エネ技術の実用性が高く、経済的に有利であることが明らかになると、民間の事務所ビルや商業施設等に波及していくことが期待されます。

このため、本プロジェクトでは公共施設を対象として先進的な省エネ技術を導入した実証実験を進めるとともに、温室効果ガス排出抑制に関するノウハウを蓄積し、市民や事業者に対する情報提供や助言を効果的に行います。そのことにより、建築物における新たな省エネ技術や省エネビジネスの普及が期待されます。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高断熱・高気密住宅など、省エネ住宅の情報を提供し、普及を進めます。(再掲) ○ 工場や事業所、店舗等に対して省エネルギー改修の情報を提供します。 ○ 地中熱利用ヒートポンプ実証実験を行い、公共施設の先導的導入を進めます。 ○ 公共施設における省エネ診断事業を実施し、省エネルギー化を進めます。 ○ 公共施設において省エネ改修を複合的または一体的に進めます。
---------	--

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
公共施設の省エネルギー対策の推進	実施率*	100%	1,000 t -CO ₂
情報提供や助言による環境先進技術の普及促進	実施率*	25%	3,644 t -CO ₂

* 春日部市エコまちづくり計画における各種施策の本格実施(想定される最大のCO₂削減量の発現)に対する割合を指標とする

重点プロジェクト5

<方針>

環境に優しい行動やエコ製品を選択する機会を提供し家庭におけるエコチャレンジを推進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

地球温暖化による世界的な気候変動の実態が広く知られるようになり、地球温暖化問題に対する市民の関心が高まっています。しかしながら、二酸化炭素は目に見えないため日常生活で排出していることが実感しにくいこと、削減に取り組んでもその効果がわかりにくいことなどから、地球温暖化を防止するための具体的な行動や取組に結びついていないのが現状です。

生活の中で省エネ行動等の契機となる体験を与える手法として、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の「見える化」や、削減の努力を価値化する「ポイント付与制度」等が広がりつつあります。エネルギー計測機やチェックシートを活用して自分の行動が環境にどのような影響を与えているのかを数字で確認したり、省エネ行動の成果をポイントが貯まることで実感することは、市民レベルで地球温暖化を防止するための新たなチャレンジを後押しすると考えられます。

このため本プロジェクトでは、市民が生活の中で二酸化炭素を定量的に把握するためのツール、楽しみながら家庭で省エネ行動に取り組むための仕組み、省エネ行動による削減効果をポイントで還元する仕組み等を提供することにより、家庭におけるエコチャレンジを推進します。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコファミリー認定制度を創設し、環境に優しい行動を心がけて生活を送る家庭（エコファミリー）の取組を進めます。 ○ レジ袋の削減や環境配慮商品、サービスの購入に対してポイントを付与する制度（エコアクションポイント制度）の取組を進めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコファミリー認定制度を利用し、エコファミリー宣言しましょう。 ○ 環境家計簿などを利用して、家庭で消費しているエネルギー量や二酸化炭素の排出量を把握するように心がけましょう。 ○ エコアクションポイントの取組に積極的に参加しましょう。 ○ 環境に配慮した製品を購入するように心がけましょう。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
エコファミリー認定制度の推進	世帯数 ^{*1}	5,000世帯	4,055 t -CO ₂
エコアクションポイント制度の推進	世帯の割合 ^{*2}	25%（23,870世帯）	3,437 t -CO ₂

*1 1世帯当たりの省エネ行動によるCO₂削減量を0.811 t -CO₂/年と想定
105頁の「日々の生活における省エネの取組による節約金額と二酸化炭素削減量の例」を参照

*2 春日部市エコまちづくり計画の施策を踏まえてエコアクションポイントに加入した世帯のCO₂排出量が5%削減するものと想定（0.144 t -CO₂/年）

■私たちの日々の生活における二酸化炭素排出量のイメージ

私たちは、日々の生活の中で、どれくらいの二酸化炭素を排出しているのでしょうか。ここでは、平均的なモデル世帯が、1年間に排出する二酸化炭素の量として、家庭生活に起因するものと、自家用車の利用に起因するものに分けて考えます。(平成20年度)

●家庭生活に起因する二酸化炭素

本市の家庭生活に起因する二酸化炭素排出量は、274,806 t-CO₂/年です。

世帯数は94,502世帯ですので、1世帯当たりの平均は2,908kg-CO₂/年となります。

(本市の平均世帯人数は約2.5人です。)



4,741kg-CO₂/年
(1世帯当たり)

●自家用車に起因する二酸化炭素

本市の自家用車に起因する二酸化炭素排出量は、208,539t-CO₂/年です。

自家用車の台数は113,751台と考えられますので1台当たりの平均は1,833kg-CO₂/年となります。

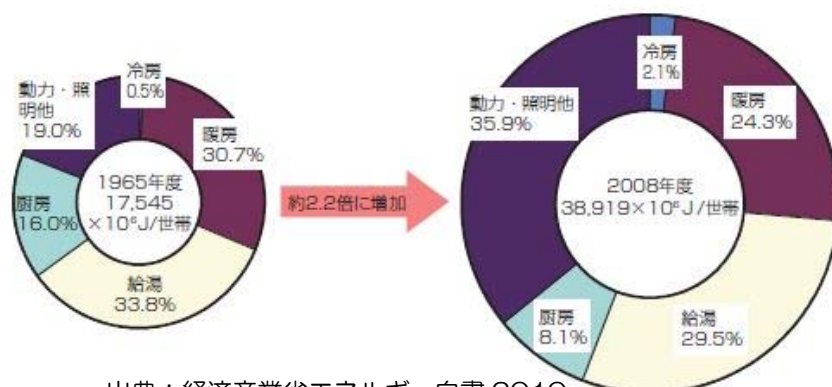
上記から、自家用車を1台持つ平均的なモデル世帯の、日々の生活における二酸化炭素排出量は、4,741kg-CO₂/年となります。

《参考》

家庭生活では、どんな用途に多くのエネルギーを使っているのでしょうか。

下図のとおり、2008年度の家庭生活におけるエネルギー消費量のシェアは、動力・照明(35.9%)、給湯(29.5%)、暖房(24.3%)、厨房(8.1%)、冷房(2.1%)の順です。1965年度の値と比べると世帯当たりのエネルギー消費量は約2.2倍となっており、家電機器の普及・大型化・多様化や生活様式の変化等により、家庭生活におけるエネルギー消費量が大幅に増加したことが分かります。

一人ひとりがライフスタイルを見直し、日々の生活の中から省エネに取り組むことが求められています。



出典：経済産業省エネルギー白書2010

■一人ひとりの省エネが支える大きな二酸化炭素削減効果

私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、省エネに取り組むことでどれくらいの二酸化炭素削減効果が得られるのでしょうか。

ここでは平均的なモデル家庭を、自家用車を1台持つ、子ども1人の3人家族とし、身近な生活の場面で省エネに取り組んだ時の二酸化炭素削減効果と節約金額の例を示します。

[計算の上での設定]

エアコン2台（冷暖房に利用）、蛍光灯2灯、テレビ2台、パソコン・冷蔵庫・ガス給湯器・電子レンジ・電気ポット・ガスコンロ・風呂給湯器・洗濯機・掃除機をそれぞれ1台、自動車1台（2000cc 普通乗用車、年間10,000km走行、燃費11.6km/ℓ）

■日々の生活における省エネの取組による節約金額と二酸化炭素削減量の例

省エネの取組		CO ₂ 削減量	節約金額
エアコン(2台)	夏の冷房時の室温は28℃を目安に	23kg	¥1,340
	冬の暖房時の室温は20℃を目安に	40kg	¥2,340
	冷房は必要な時だけつける	14kg	¥820
	暖房は必要な時だけつける	30kg	¥1,800
	フィルターを月に1回か2回清掃	24kg	¥1,400
照明(2灯)	蛍光灯の点灯時間を短くする	3kg	¥200
液晶テレビ(2台)	テレビを見ない時は消す	11kg	¥660
パソコン	使わない時は、電源を切る	12kg	¥690
	電源オフの見直し	5kg	¥280
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない	16kg	¥960
	無駄な開閉はしない	4kg	¥230
	開けている時間を短く	2kg	¥130
	温度設定は適切に	23kg	¥1,360
	壁から適切な間隔で設置	17kg	¥990
ガス給湯器	食器を洗う時は低温に設定	20kg	¥1,380
電子レンジ	野菜の下ごしらえに電子レンジを活用(葉菜)	14kg	¥1,020
	(果菜)	15kg	¥1,100
	(根菜)	13kg	¥1,010
電気ポット	長時間使用しない時はプラグを抜く	40kg	¥2,360
ガスコンロ	炎が鍋底からはみ出さないように調節	5kg	¥370
風呂給湯器	入浴は間隔をあけずに	87kg	¥6,000
	シャワーは不必要に流したままにしない	29kg	¥3,000
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いを	2kg	¥3,950
掃除機	部屋を片付けてから掃除機をかける	2kg	¥120
	集塵パックは適宜取り換えを	1kg	¥30
買物*	レジ袋削減(5円の有料レジ袋を年間300枚利用)	14kg	¥1,500
自動車	ふんわりアクセル「eスタート」	194kg	¥10,030
	加減速の少ない運転	68kg	¥3,510
	早めのアクセルオフ	42kg	¥2,170
	アイドリングストップ	40kg	¥2,080
合計		811kg	¥52,830

省エネルギーセンター「家庭の省エネ大事典 2010年版」を基に作成

*プラスチック処理促進協会資料より

平均的なモデル家庭が、上記の省エネの取組すべてに取り組んだ時の二酸化炭素削減量は811kg、節約金額は52,830円（それぞれ1年当たり）となります。

この時、本市における1世帯当たりの二酸化炭素排出量は3,930kgとなり、約17%の排出量削減となります。

重点プロジェクト6

<方針>

地域コミュニティ活性化の取組と連携して地域ぐるみで4Rを実践する取組を推進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

私たちは豊かさを追求する過程でモノを大量消費する生活様式に慣らされており、これまでモノを廃棄することを当たり前のようになってきました。しかし今日では、限りある資源を大切に使用し、環境への負荷を抑えるために、市民一人ひとりが「もったいない」の精神で意識と行動を改革し、資源循環型社会を形成することが求められています。

廃棄物の減量化、資源化を通じて廃棄物の焼却処理量を削減することにより、直接二酸化炭素の排出量を削減することが可能であり、また廃棄物となるモノを少なくすることにより、生産、流通、販売の各段階で発生する二酸化炭素を削減することが期待されます。

地域全体が一体となって資源循環型社会に向けた取組を実行するに当たっては、商品を製造、販売する事業者の取組と連携したり、自治会等の地域コミュニティにおける取組体制を整備することが重要です。また取組を継続し広げていくためには、資源循環により生まれる価値を地元還元する仕組みや、地域の活動を活性化するための報奨制度等が有効です。

このため本プロジェクトでは、地域コミュニティ活性化の取組と連携して資源循環型社会を形成するために必要と考えられるRefuse(ごみになるものを持ち帰らない)、Reduce(ごみを減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する)を地域ぐるみで実践する取組を推進します。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの発生の抑制やリサイクルを推進するため、4Rに関する情報を提供します。 ○ 生ごみ処理機器等の購入費補助により、家庭から排出される生ごみの減量化を進めます。 ○ 環境に配慮した行動を実践している店舗・事業所を「エコ・ショップ、エコ・オフィス」に認定します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ処理機器等の購入費補助により、家庭から排出される生ごみの減量化を進めましょう。 ○ 必要なものを必要な量だけ購入しましょう。 ○ マイバッグ・マイボトル・マイ箸を持参しましょう。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済み製品の回収体制を整備し、商品の再利用を促進しましょう。 ○ 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物のリサイクルを進めましょう。(飲食業) ○ 詰め替え可能な製品やリサイクル可能な素材・構造の製品、梱包の少ない商品など、ごみを増やさない製品を製造しましょう。(製造業) ○ 消費者の理解と協力を得ながら、マイバッグ(買い物袋持参)運動を展開しましょう。(卸売・小売業)

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
マイバッグ運動の推進	レジ袋を受け取らない世帯数の割合*	25% (23,870世帯)	333 t -CO ₂

* レジ袋1枚当たりのCO₂排出量は46.55g-CO₂と想定。1世帯が使用するレジ袋を年間300枚と想定すると、1世帯当たりのCO₂排出量は13.965kg-CO₂/年となる。
(プラスチック処理促進協会資料より)

重点プロジェクト7

<方針>

水と緑の資源を保全・活用するとともに、まちづくりに合わせてつながりのある緑を創出する取組を推進します

(1) プロジェクトのねらいと内容

樹木は生育する過程で二酸化炭素を吸収し葉や枝として固定化する機能があり、また水分が葉から蒸発する際に熱を奪うため夏期の都市気温の冷却効果も期待されます。内牧公園の約1500本の樹木は、年間385 t-CO₂の二酸化炭素を吸収していると試算されます。都市の緑は地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に役立つだけでなく、市民に潤いと安らぎをもたらし、地域の景観や文化にも影響を与えます。

春日部市には江戸川や大落古利根川など河川の緑地、水辺に整備された親水公園の緑地、庄和地区を中心とした広大な田園と屋敷林、内牧地区に残存する樹林地など特徴的な緑の資源があります。その一方で都市化した市街地では公園や緑地が不足しており、年々深刻化しているヒートアイランド現象を緩和するためにも水と緑の空間づくりが求められています。

このため本プロジェクトでは、河川、親水公園、田園、屋敷林等の水と緑を地域の自然資源として保全するとともに、それらを活用して良好な都市環境を形成していくことを目指します。また、まちづくりに合わせて宅地の緑化や街路樹・緑道の整備を推進するとともに、市民参加による緑の保全、整備、緑化等に関する普及・啓発活動を推進することにより、市街地においてつながりのある緑を創出する取組を推進します。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市の施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保存樹木制度の活用により、民有地の屋敷林等を保全します。 ○ 雑木林や樹林を保存樹林に指定するなど、樹林を保全します。 ○ 公共空間の緑化や、河川林の保全・再生を進めます。 ○ 街路樹や緑道の整備等によるつながりのある緑の道を創出します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋敷林等を適切に管理・保全しましょう。 ○ 生垣を整備するなど、宅地内の緑化を進めましょう。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の敷地や駐車場は、植栽や生垣の設置など、緑化を進めましょう。 ○ 事業所周辺の緑地等についても、保全に心がけましょう。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

事業名	指標	平成24～29年度の行動目標	二酸化炭素削減量
保存樹木制度の活用による屋敷林等の保全	既存樹木本数	現状維持	
緑化の推進	新規樹木本数	500本	207 t -CO ₂ 重点プロジェクトで期待される二酸化炭素削減量の合計には計上しない

* 幹の太さ 60cm のオオシマザクラの吸収量は 414kg-CO₂/年と想定

第8章 計画の実効性の確保

第 8 章 計画の実効性の確保

8-1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

8-2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

第8章 計画の実効性の確保

8 - 1 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市だけでなく、市民・事業者・市民団体等、市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが必要です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え、共に協力し、共に行動する「協働」の視点が大切です。こうしたことを踏まえ、以下の体制により、地域ぐるみで本計画を推進していきます。

(1) 「(仮称)かすかべ環境推進協議会」の設立

地球温暖化問題をはじめとする環境問題を解決するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組を推進することが重要なことから、市民・事業者・市民団体・行政のネットワークによる推進組織として「(仮称)かすかべ環境推進協議会」を設立し、環境基本計画に基づく推進体制と兼ねて、地球温暖化対策推進法第26条に基づく組織として位置づけます。

(2) 市内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、市内の各部局で構成する「春日部市環境対策推進会議」を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、実施状況の把握や情報交換の実施などを行うことにより、環境基本計画に基づく推進体制と兼ねて、全庁的な取組を推進します。

(3) 国、県、他市町村等との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携・協力します。

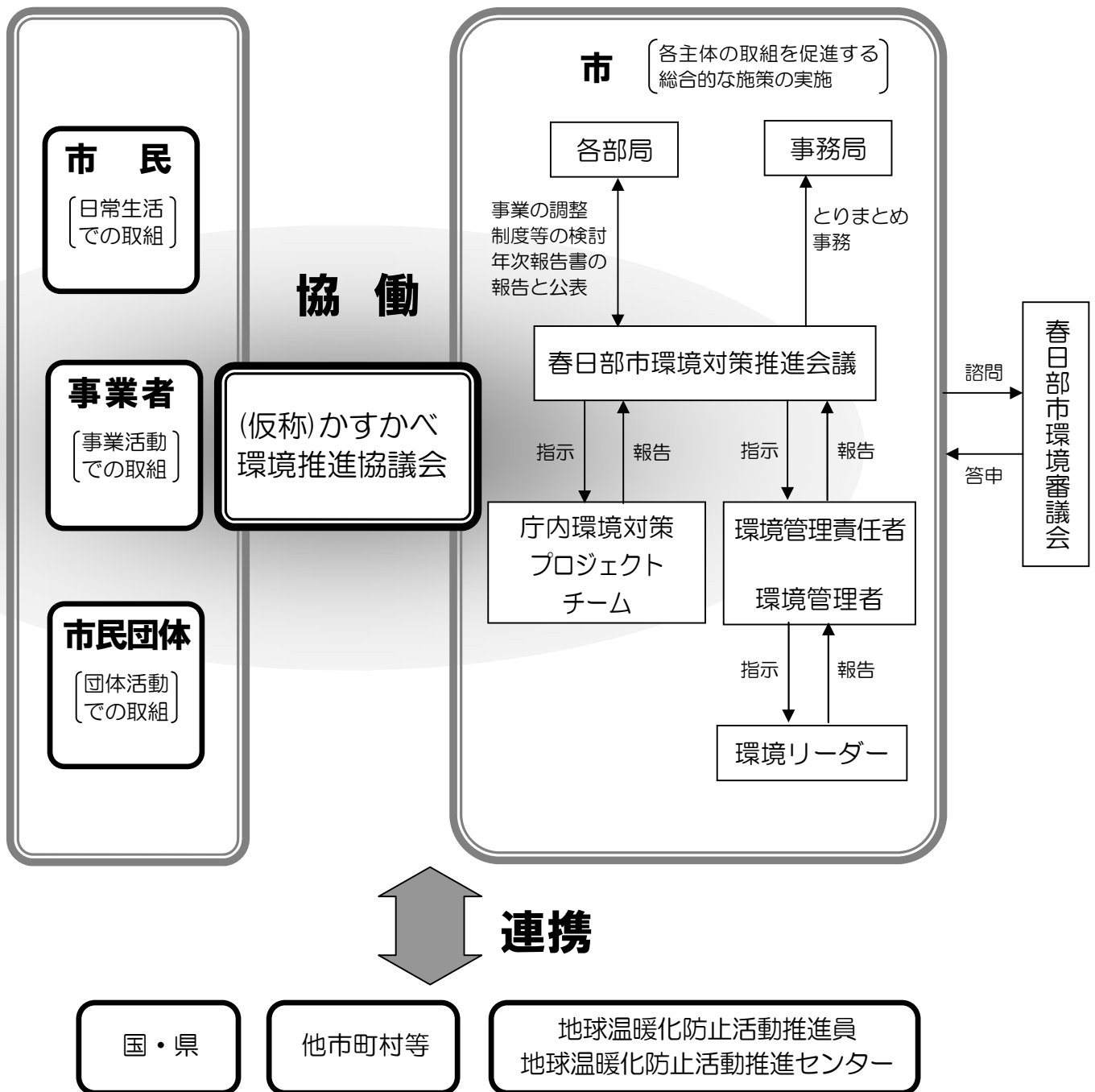
(4) 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査・研究等を推進します。

(5) 財源の確保

計画に掲げる目標の達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政措置を講じます。特に、重点プロジェクトなど、確実な実施が求められるものについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助制度の活用を検討しながら、適切な財源の確保に努めます。

図8-1 計画の推進体制



8 - 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan) 実施(Do) 点検・評価・公表(Check) 改善(Action)というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

計画に基づく施策・事業の効果を評価し、目標の達成状況を確認するためには、市域から排出される温室効果ガスの量を把握する必要があります。このため、各種統計資料等のデータを基に、市域における温室効果ガス排出量を推計・把握していきます。

(2) 指標の活用と充実

本計画の推進に当たっては、指標を活用し、可能な限り定量的に施策・事業の進捗状況の点検を行います。また、施策・事業ごとに適切な評価ができるよう指標の充実に努めます。

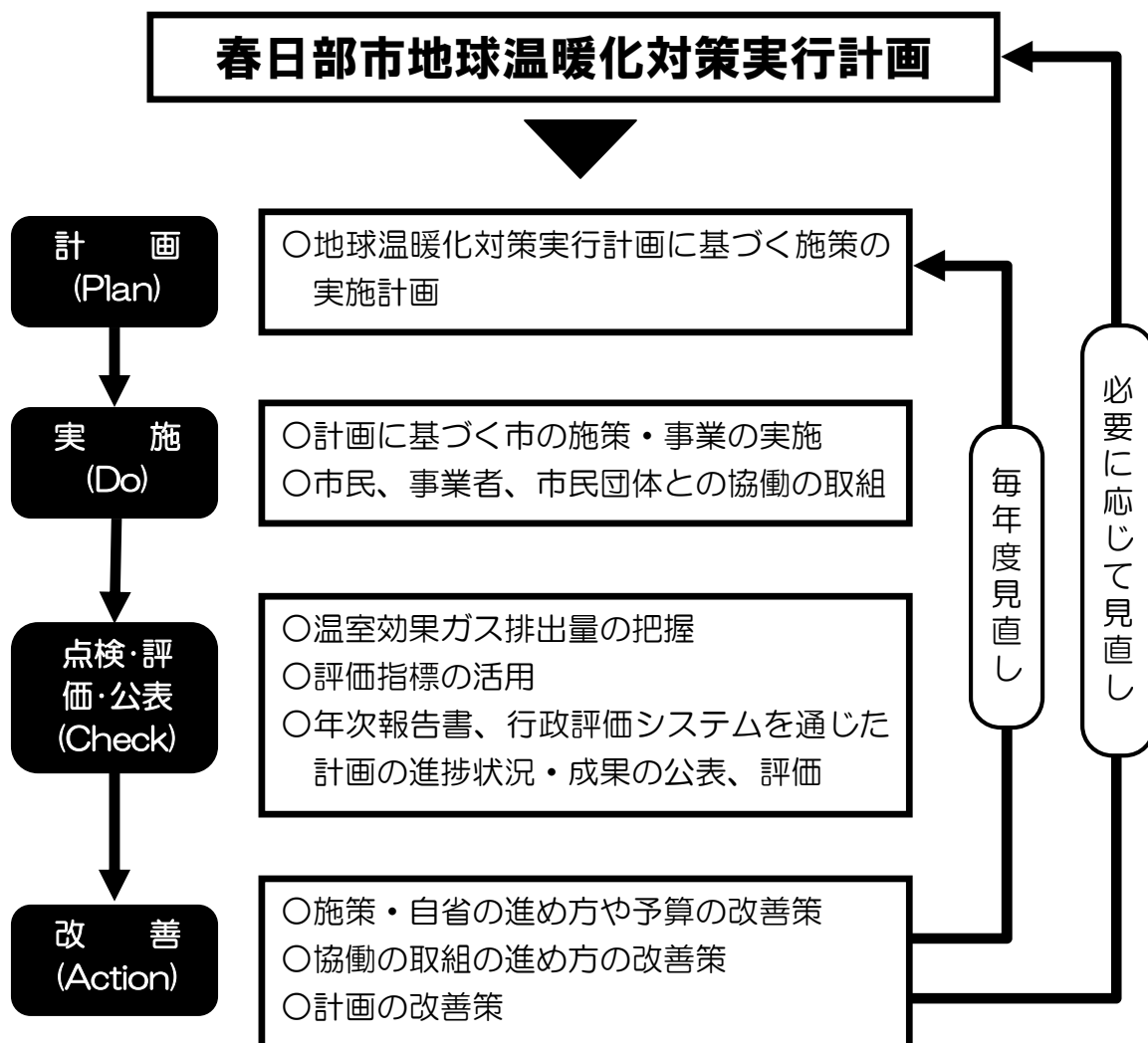
(3) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、春日部市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、インターネットホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていきます。

(4) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、春日部市環境審議会に諮り、目標や施策などの見直しを行います。また、必要に応じて、計画を見直します。

図8-2 計画の進行管理



資料編

資料編

資料 1 温室効果ガス排出量の算定方法…………… 資料-1

資料 2 地球温暖化に関する意識調査の概要…………… 資料-5

資料 1 温室効果ガス排出量の算定方法

春日部市の温室効果ガス排出量は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第1版）平成21年6月（環境省）」に基づくことを基本とし、入手可能なデータを活用して算定しています。

排出量算定の元となる活動量やエネルギー消費量等に係るデータについて、春日部市の統計データがある場合はそれを用い、県域あるいは全国でのデータしかないものについては、可能な限り限定された地域の値を用いることとし、それを按分することで推計しています。

各種排出係数等は、上記ガイドラインに示された係数を使用しました。

（1）二酸化炭素（CO₂）

各部門における算定方法は下表に示すとおりです。

部門		算定式	出典資料
産業部門	農林水産業	埼玉県農林水産業エネルギー消費量 × 就業者数の比率 × 排出係数	都道府県別エネルギー消費統計 （資源エネルギー庁） 県統計書 市統計書
	建設業・鉱業	埼玉県建設業・鉱業エネルギー消費量 × 就業者数の比率 × 排出係数	都道府県別エネルギー消費統計 （資源エネルギー庁） 県統計書 市統計書
	製造業	埼玉県製造業エネルギー消費量 × 製造品出荷額等の比率 × 排出係数	都道府県別エネルギー消費統計 （資源エネルギー庁） 工業統計調査（経済産業省）

部門		算定式	出典資料	
家庭部門	電力	埼玉県家庭部門電力エネルギー消費量 × 世帯数の比率 × 排出係数	都道府県別エネルギー消費統計 (資源エネルギー庁) 県統計書 市統計書	
	都市ガス	市域家庭用ガス使用量 × 排出係数	東彩ガス資料	
	LP ガス	さいたま市世帯あたり LP ガス購入量 × 市域の都市ガス普及率による補正 × 世帯数 × 排出係数	家計調査月報(総務省) 家計調査年報(総務省) 市統計書	
	灯油	さいたま市世帯あたり灯油購入量 × 市域の都市ガス普及率による補正 × 世帯数 × 排出係数	家計調査月報(総務省) 家計調査年報(総務省) 市統計書	
業務部門	電気 ガス 石油製品 石炭製品	市域の業務系建物延べ床面積 × 業種別エネルギー消費原単位 × 排出係数	固定資産税概要調書 エネルギー・経済統計要覧(日本 エネルギー経済研究所)	
運輸部門	自動車	ガソリン 軽油 LP ガス	CO ₂ 排出量算定データ(公表値) × 人口・車種別登録台数による補正	市区町村別自動車交通 CO ₂ 排出 テーブル(環境省) 市統計書
	鉄道	-	CO ₂ 排出量算定データ(公表値)	東武鉄道環境報告書(東武鉄 道)
廃棄物の焼却	-	一般廃棄物(廃プラスチック、合成繊維)焼 却量 × 排出係数	環境センター資料	

(2) メタン (CH₄)

各部門における算定方法は下表に示すとおりです。

部門		算定式		出典資料
燃料消費	産業部門	ガス ガソリン	産業部門エネルギー消費量 × 排出係数	CO ₂ 排出量の算出過程におけるエネルギー消費量データを使用
	業務部門	ガス 石炭 灯油	業務部門エネルギー消費量 × 排出係数	CO ₂ 排出量の算出過程におけるエネルギー消費量データを使用
	運輸部門 (自動車)	ガソリン 軽油 LPG	市域の車種別保有台数 × 車種別 1 台あたり走行距離(全国) × 排出係数	自動車輸送統計年報(国交省) 市統計書
廃棄物の焼却		-	一般廃棄物焼却量 × 排出係数	環境センター資料
排水処理		-	し尿処理量(衛生処理、浄化槽) × 排出係数	廃棄物対策課資料
農業分野		水田	水稲作付け面積 × 排出係数	農林業センサス(農林水産省)

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

各部門における算定方法は下表に示すとおりです。

部門		算定式	出典資料
燃料消費	産業部門	軽油 ガス ガソリン × 排出係数	CO ₂ 排出量の算出過程におけるエネルギー消費量データを使用
	業務部門	ガス 石炭 灯油 × 排出係数	CO ₂ 排出量の算出過程におけるエネルギー消費量データを使用
	運輸部門 (自動車)	ガソリン 軽油 LPG × 排出係数	自動車輸送統計年報(国交省) 市統計書
廃棄物の焼却	-	一般廃棄物焼却量 × 排出係数	環境センター資料
排水処理	-	し尿処理量(衛生処理、浄化槽) × 排出係数	廃棄物対策課資料

資料2 地球温暖化に関する意識調査の概要

市民の方及び市内事業者の環境や地球温暖化等に対する意識や取組状況を把握するため、以下の要領により意識調査を実施しました。

(1) 調査の方法

- ・家庭の意識調査は、平成22年10月1日現在の外国籍を除く市民237,926人から20歳以上の市民2,500人を年代別、地域別のバランスを踏まえて無作為抽出して、アンケート票を送付することにより実施しました。
- ・事業者の意識調査は、春日部商工会議所及び庄和商工会の役員名簿より100社を無作為抽出し、アンケート票を送付することにより実施しました。

表 アンケート調査の概要

調査区分	抽出条件	調査票配布数
家庭の意識調査	外国籍を除く市民237,926人から20歳以上の市民を無作為抽出	2,500
事業者の意識調査	春日部商工会議所及び庄和商工会の役員名簿より無作為抽出	100

表 家庭の意識調査アンケート票配布数

通数	20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
粕壁	32	32	46	43	44	41	37	37	43	45	31	39	470
内牧	11	10	15	13	11	10	11	10	13	13	8	11	136
幸松	15	13	22	19	19	18	18	18	18	18	15	20	213
豊野	12	11	19	17	16	14	13	14	21	23	15	18	193
武里	34	33	53	49	49	44	40	41	56	65	50	56	570
武里団地	4	4	9	7	8	7	7	7	11	15	14	16	109
豊春	30	29	40	36	37	35	34	36	46	47	28	33	431
庄和	24	23	33	29	27	26	31	32	42	43	31	37	378
合計	162	155	237	213	211	195	191	195	250	269	192	230	2,500

(2) 調査票の発送

- ・平成22年11月26日（金）に家庭用調査票を発送、平成23年1月7日（金）〆切り
- ・平成22年12月6日（月）に事業所用調査票を発送、平成23年1月7日（金）〆切り

(3) 調査票の回収率

- ・家庭用アンケート調査の返送数：953通（回収率38.1%）
- ・事業者用アンケート調査の返送数：63通（回収率63.0%）

地球温暖化に関する意識調査 調査票（家庭用）

調査票のご記入前に、必ずお読みください。

調査票のご記入にあたって

1. 調査は無記名で行ないますので、あなたのお考えをご記入ください。なお、調査票へのご記入は、封筒の宛名のご本人にお願いします。
2. 回答は、直接、この用紙にご記入ください。
お答えは、あてはまる番号に 印をつけてください。
「その他()」を選択された場合は、()の中に具体的にご記入ください。
3. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、**平成23年1月7日(金)**までに郵便ポストに投函してください。

お問い合わせ

この調査についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。
春日部市環境経済部環境保全課 電話：048-736-1111（内線 3215・3216）
FAX：048-736-1026

はじめに。ご回答いただいた方とご家族について

(1) あなたの年齢

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代以上

(2) あなたの性別

1. 男性 2. 女性

(3) あなたの職業

1. 学生 2. 会社員・公務員 3. 自営業 4. 専業主婦 5. パート勤務
6. 無職 7. その他()

(4) ご家族の人数（あなたを含めて同居されている方の人数）

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上

(5) 現在お住まいの住宅の形態

1. 一戸建て 2. 集合住宅 3. その他()

(6) あなたが最も長時間使う移動手段を1つ選んで○を付けてください。

<通勤・通学>

1. 徒歩のみ 2. 自転車のみ 3. バイク、原動機付二輪車のみ 4. 自家用車のみ
5. 電車 6. バス 7. タクシー 8. その他()

<買い物・レジャー>

1. 徒歩のみ 2. 自転車のみ 3. バイク、原動機付二輪車のみ 4. 自家用車のみ
5. 電車 6. バス 7. タクシー 8. その他()

1. 地球環境問題への関心、取組について

質問1 地球温暖化を始めとする地球環境問題について関心がありますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

1. 大変関心がある
2. ある程度関心がある
3. あまり関心はない
4. 関心がない

質問2 地球温暖化防止のために、個人の日常生活の中でも省エネルギーに取り組むことについて、どう思いますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

1. 日常生活で多少我慢することがあっても、積極的に取り組む必要がある
2. 快適な日常生活がおくれる範囲で、できることから取組を始める必要がある
3. 日常生活をより快適にする方が重要である
4. わからない

2. ご家庭で使っている機器について

質問3 ご家庭で10年以上使っている古い家電製品などはありますか。当てはまるものをすべて選んで、番号に○を付けてください。

- | | | |
|-------------|--------------------|-------------|
| 1. 冷蔵庫 | 2. リビングのエアコン(クーラー) | 3. リビングのテレビ |
| 4. 給湯器(湯沸器) | 5. 該当無し | |

質問4 質問3の1～4に○を付けた方に質問します。古い機器を省エネタイプの新しい機器に買い換えることについて当てはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1. 新しい機器は電気料金、ガス料金が節約されるので、機会があれば買い換えたい
2. 新しい機器の購入費用の補助制度があれば、買い換えを検討したい
3. まだ使用できる機器を廃棄するのはもったいないので、買い換える必要はない
4. わからない

質問5 ご家庭で設置している省エネルギー機器をすべて選んで、番号に○を付けてください。

- | | | |
|------------------------|----------|----------|
| 1. 太陽熱温水器 | 2. 太陽光発電 | 3. LED電球 |
| 4. エコキュート、エコウィル、エネファーム | 5. 該当無し | |

質問6 質問5の1～4に○を付けた方に質問します。省エネルギー機器を選択した理由はなんですか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1. 省エネルギーやCO₂削減の効果が大きいため選択した
2. 電気料金やガス料金の節約効果が大きいため選択した
3. 工務店や設備機器メーカーに勧められたため選択した
4. その他(_____)

3. ご家庭で実行できる省エネルギー行動について

質問7 ご家庭で下表の省エネルギー行動を実行していますか。各項目ごとに「はい」、「時々」、「いいえ」のうち、当てはまる欄に○を記入してください。また、下線で示した機器を使っていない場合は「無い」の欄に○を記入してください。

省エネ行動チェックリスト		はい	時々	いいえ	無い
リビング	<u>エアコン</u> は暖房は20、冷房は28を目安に温度設定をしている				
	<u>電気カーペット</u> は部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している				
	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている				
	照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯を使用するようにしている				
	人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけている				
	テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている				
	<u>こたつ</u> は敷布団と上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節している				
キッチン	<u>食器洗い乾燥機</u> を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにしている				
	洗いものをすすぐ時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている				
	冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている				
	冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している				
	冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている				
	食材のちょっとした温めや煮物のごしらえには <u>電子レンジ</u> を活用している				
	<u>電気ポット</u> は長時間使わない時にはコンセントからプラグを抜くようにしている				
浴室・洗面所	洗濯する時は、まとめて洗うようにしている				
	お風呂は、お湯が冷めないうちに家族が間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている				
	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている				
	<u>温水洗浄便座</u> は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている				
自動車	アイドリングはできる限りしないように気を付けている				
	無駄な荷物を積んだままにしないように気を付けている				
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付けている				
	タイヤの空気圧を適正に保つよう心がけている				
	外出時はできるだけ車に乗らず、公共交通機関を利用するようにしている				
その他	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている				
	電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでいる				

出典：「新ライフスタイルチェック25」省エネルギーセンターHP

上記のほかにご家庭で実践している省エネルギー行動がありましたら、下欄にご記入下さい。

(_____)

4. 春日部市に適した地球温暖化対策について

質問8 春日部市が取組む地球温暖化対策として以下の5つの基本プロジェクトを検討しています。各プロジェクトをどのように評価しますか。当てはまる欄を1つ選んで○を付けてください。

	実施すべき 効果的であ り優先的に	は難しい 実施するの 効果的だが	効果が思 われない	あまり効果 が期待でき ないと思う	わからない
公共交通機関の利便性や環境性の向上、都心部への自動車の流入の抑制、歩行者や自転車利用を優先するまちづくりなど「低炭素まちづくりプロジェクト」を推進します					
建物の断熱性や省エネ性能の向上、採光や通風など自然を生かした住宅づくりのモデルを示すために、公共施設を中心とした「エコハウスプロジェクト」を推進します					
環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを市民、事業者が選択し、行政と一体となって実践する場と機会を提供する「エコチャレンジプロジェクト」を推進します					
製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階で資源の無駄遣いを改め、ものを繰り返し使う、ごみを資源として再利用する取組を実践する「資源循環プロジェクト」を推進します					
貴重な水辺の空間や緑地を地域の資源として活用し、夏期のヒートアイランド現象の緩和を図り、二酸化炭素の吸収源を創出する「水と緑の保全・再生プロジェクト」を推進します					

質問9 環境に配慮した賢い生活様式（スマートライフ）が普及しつつあります。以下にあげる活動や取組について、ご自身が実行すると考えて当てはまる欄を1つ選んで○を付けてください。

	すでに実践 している	すぐに実践 したい	実践したい と思わない	わからない
環境家計簿や「省エネ行動チェックリスト」を参考にして、エネルギーの無駄遣いに注意して行動することにより、日常生活のエネルギー使用量を削減する				
家庭菜園や緑のカーテンづくりなど、家庭で楽しみながら緑を育みまちの緑化を進めることにより、緑陰が夏の日差しを和らげる効果や植物の蒸発散作用による冷却効果を生活に役立てる				
住宅エコポイント制度を活用して、エコ住宅の新築やエコリフォームを行うことにより、断熱性や機密性の高い住宅で快適で環境負荷が少ない暮らしを実現する				
ショッピングの際には、エコマークがついた商品や包装の少ない商品、旬の食材、地元の農産物を選んで購入することにより、安全で環境負荷の少ない商品の利用、普及を心がける				
「環境フェア」や「市民講座」など、環境やエネルギーについての情報を得たり、勉強ができるイベントに参加してエネルギーの賢い使用方法を実践する				

意識調査にご協力いただき、ありがとうございました。

地球温暖化に関する意識調査 調査票（事業所用）

調査票のご記入前に、必ずお読みください。

調査票のご記入にあたって

4. 調査は無記名で行ないますので、ご担当者様のお考えをご記入ください。
5. 回答は、直接、この用紙にご記入ください。
お答えは、あてはまる番号に 印をつけていただく項目と、数値を記入していただく項目があります。
「その他()」を選択された場合は、()の中に具体的にご記入ください。
6. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、**平成23年1月7日(金)までに郵便ポストに投函**してください。

お問い合わせ

この調査についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。
春日部市環境経済部環境保全課 電話：048-736-1111（内線 3215・3216）
FAX：048-736-1026

はじめに。貴事業所の概要について

(1) 業種 当てはまるものに○を付けてください。

1. 農林漁業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 製造業 5. 電気・ガス・水道業
6. 運輸・通信業 7. 卸売・小売業 8. 飲食店 9. 金融・保険業
10. 不動産業 11. サービス業 12. その他（具体的に：_____）

(2) 事業形態 当てはまるものに○を付けてください。

1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 研究所 5. 病院・診療所
6. その他（具体的に：_____）

(3) 従業員数 当てはまるものに○を付けてください。

1. 4人以下 2. 5~30人 3. 31人~99人 4. 100人以上

(4) 建物の所有形態 当てはまるものに○を付けてください。

1. 建物全体を賃貸 2. 建物の一部フロアを賃貸 3. 自社保有

(5) 建物の延床面積 数値を記入してください。

（事務所・店舗）_____㎡ （工場）_____㎡ （その他住宅など）_____㎡

(6) 建物の築年数

_____年

(7) 事業所で使用しているエネルギーについて、当てはまるもの全てに○を付けてください。

1. 電気 2. 都市ガス 3. 灯油 4. 軽油 5. CNG
6. ガソリン 7. 重油 8. その他（_____）

1. 地球環境問題への取り組みについて

質問1 地球温暖化を始めとする地球環境問題について関心がありますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

1. 大変関心がある
2. ある程度関心がある
3. あまり関心はない
4. 関心がない

質問2 地球温暖化防止のために、事業活動の中でも省エネルギーに取り組むことについて、どう思いますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

1. 企業の責任を果たすために、積極的に取り組む必要がある
2. 事業活動の効率性が維持できる範囲で、できることから取り組みを始める必要がある
3. 省エネルギーに取り組むことよりも企業の事業活動の充実を図ることの方が重要である
4. わからない

2. CO₂排出量の管理、削減計画について

質問3 貴事業所の事業活動に伴う CO₂ 排出量を現在どのように管理していますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1. CO₂ 排出量の削減目標を定め、現状の到達状況を点検している
2. 削減目標は定めていないが、定期的に CO₂ 排出量を把握、確認している
3. 月々の電気使用量、ガス使用量等を記録している
4. 特に何もしていない

質問4 国や自治体が温暖化対策の取組を強化する中で、貴事業所では今後どのように CO₂ 排出量を削減していく予定ですか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1. 法令に基づき CO₂ 排出量の削減目標を定め、目標達成に向けて温暖化対策を推進する
2. 自主的に CO₂ 排出量の削減目標を定め、自主的に温暖化対策を推進する
3. どのように CO₂ 排出量を把握し、温暖化対策を進めるか検討中
4. 特に何も考えていない

質問5 貴事業所で今後 CO₂ 排出量を削減していくにあたって、どのような支援制度があれば取組が進むと思いますか。当てはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1. CO₂ 排出量の計算や省エネルギー対策について研修会等により情報を提供する制度
2. 省エネルギー機器の購入や省エネルギー建物の建築に対するエコポイント制度
3. 省エネルギー機器の導入や省エネルギー建物の建築に対する税の優遇制度
4. 省エネルギー機器の導入等具体的な温暖化対策に対する補助制度の充実
5. わからない

3. 具体的な地球温暖化対策の取組状況について

質問6 以下の地球温暖化対策のうち、貴事業所ではまるものを1つ選んで○を付けてください。

<建物について>

建物の機密性を高めるため、窓ガラスに断熱性の高いペアガラスなどを使用している

1. すでに実施している 2. 実施しようと考えている 3. 実施する予定はない

窓にひさしやブラインドを取り付けて日射をコントロールしている

1. 意識的に実施している 2. 気が付いた時に実施している 3. 実施していない

植物による日射のコントロール（緑のカーテンなど）を実施している

1. すでに実施している 2. 実施しようと考えている 3. 実施する予定はない

<空調について>

冷暖房の適切な温度設定（冷房 28、暖房 20 等）をしている

1. 常に実施している 2. 時々実施している 3. 実施していない

消費電力の少ないエアコン（インバーターエアコン等）を使用している

1. すでに使用している 2. 今後使用しようと考えている 3. 使用する予定はない

<照明について>

不必要な照明については、こまめに消灯している

1. 意識的に実施している 2. 気が付いた時に実施している 3. 実施していない

新たな消費電力の少ない照明に変更しようと考えている

1. すでに使用し始めている 2. 変更しようと考えている 3. 変更する予定はない

<その他>

自動車を使用する際はエコドライブや停車時のアイドリングストップを実施している

1. 意識的に実施している 2. 気が付いた時に実施している 3. 実施していない

低公害車、低排出車を優先的に購入・使用している

1. すでに購入・使用している 2. 購入しようと考えている 3. 購入する予定はない

不必要となった紙の裏面を再利用したり、コピーをする際は両面コピーの実施している

1. 意識的に実施している 2. 気が付いた時に実施している 3. 実施していない

上記の項目以外の省エネルギー対策を実施している場合は記入してください

(_____)

質問7 貴事業所における今後の省エネルギーの可能性についてどのようにお考えですか。当てはまるものを1つ選んで○を付けてください。

1. 省エネルギーの余地は残されており、さらに省エネルギーを実行したい
2. 省エネルギーは可能だと思うが、経済的に難しい
3. 省エネルギーは可能だと思うが、具体的な方法がわからない
4. 現在、省エネルギー対策を充分に実行しており、これ以上は難しい
5. わからない

4. 春日部市に適した地球温暖化対策について

質問8 春日部市が取組む地球温暖化対策として以下の5つの基本プロジェクトを検討しています。各プロジェクトをどのように評価しますか。当てはまる欄を1つ選んで○を付けてください。

	効果的だが 実施するの は難しい	効果的であ り優先的に 実施すべき	あまり効果 が期待でき ないと思う	わからない
公共交通機関の利便性や環境性の向上、都心部への自動車の流入の抑制、歩行者や自転車利用を優先するまちづくりなど「低炭素まちづくりプロジェクト」を推進します				
建物の断熱性や省エネ性能の向上、採光や通風など自然を生かした住宅づくりのモデルを示すために、公共施設を中心とした「エコハウスプロジェクト」を推進します				
環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを市民、事業者が選択し、行政と一体となって実践する場と機会を提供する「エコチャレンジプロジェクト」を推進します				
製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階で資源の無駄遣いを改め、ものを繰り返し使う、ごみを資源として再利用する取組を実践する「資源循環プロジェクト」を推進します				
貴重な水辺の空間や緑地を地域の資源として活用し、夏期のヒートアイランド現象の緩和を図り、二酸化炭素の吸収源を創出する「水と緑の保全・再生プロジェクト」を推進します				

質問9 以下にあげる省エネルギー設備について、貴事業所で設置すると考えて当てはまる欄を1つ選んで○を付けてください。

	すでに設置 している	すぐに設置 したい	設置したい と思わない	わからない
太陽熱利用システム 屋根に設置した集熱パネルで太陽熱を利用して温水をつくり、浴場、厨房、洗面室などの給湯に利用する設備				
太陽光発電システム 屋根に設置した太陽電池パネルで太陽光を利用して発電し、その電力を照明や電気製品に利用する設備				
地中熱利用システム 年間を通じてほとんど温度が変わらない地中の熱を地下に埋設したパイプで集め、冷暖房の熱源として利用する設備				
高効率給湯システム 従来の瞬間型湯沸器に比べてエネルギー効率に優れた給湯器 エコキュート、エコウィル、エネファーム、エコジョーズなど				
その他 上記の ~ 以外で今後貴事業所に設置したい省エネルギー設備がありましたら、右欄にご記入下さい				

意識調査にご協力いただき、ありがとうございました。

春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行 春日部市

編集 春日部市環境経済部 環境保全課

〒344-8577 春日部市中央 6-2 048-736-1111 FAX048-736-1026

E-mail:kankyo@city.kasukabe.lg.jp
